



# 第2期 西東京市文化財保存・活用計画

令和6年3月 西東京市教育委員会





## 策定にあたって

西東京市は平成13年1月に旧田無市と旧保谷市が合併してできた市です。異なる成り立ちや発展の背景を持つ2市が合併したことで、多様で重層的な歴史文化を有することが大きな特徴です。

西東京市教育委員会では、そのような多様な歴史文化をあらゆる文化財を保護するため、合併前の2市の保護の流れを汲みながら、平成13年に、西東京市文化財保護条例を制定し、指定文化財制度を軸に確実な取組を進めてまいりました。

その後、指定文化財に限らず、文化財を周辺環境などと合わせて総合的に保護していくことなどを盛り込んだ「歴史文化基本構想」の策定が国によって推奨され、市では平成28年「西東京市文化財保存・活用計画」を策定しました。合わせて、市民の力に支えられながら、南関東最大級の縄文時代中期の集落遺跡である下野谷遺跡の国史跡指定や文化財系の設置などを行い、計画に掲げた取組を推進してまいりました。

この度、計画期間である8年が経過したことから、市の文化財保護に関する現状と課題を見直し「第2期西東京市文化財保存・活用計画」を策定しました。

この間、全国的な社会・経済情勢の変化、少子高齢化による伝統文化等の後継者の不足、大規模自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症の蔓延など、文化財の保護に関わる多くの問題が起こっています。

そこで国は、文化財の保護は保存と活用の両輪であることを改めて掲げ、平成30年に文化財保護法を改正しました。その中では、文化財の保護は地域総がかりで行うことが重要であることが強くうたわれています。

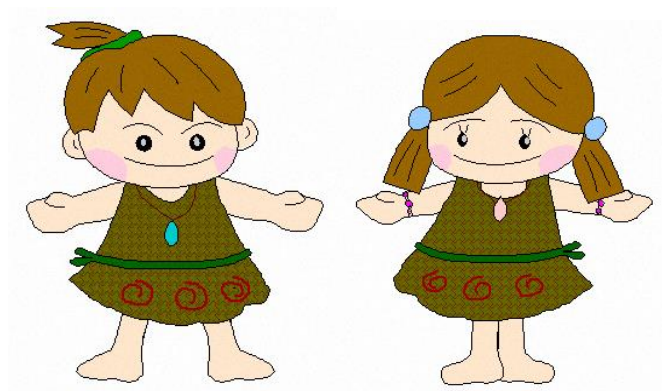
西東京市は、文化財に興味を持ち自ら研究をすすめる市民や、文化財の活用に主体的に関わる市民が多くいます。本計画では、そういった高い市民力を支えに、指定、未指定にとられず、まちなかにあるすべての文化財を「まちなか文化財」として、多様な連携のもと保存・活用し、西東京市の魅力ある歴史文化を未来に継承していくための取組をまとめました。

歴史文化が豊かに息づくまちが、住み続けたいまちとなり、人と人とのつながり、子どもたちの成長、心の安定や豊かさ、まちの賑わいにつながることを目指します。

結びに、この計画の策定にご尽力をいただいた第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会の委員の皆様をはじめ、意識調査、ヒアリング調査、ワークショップ及び、策定過程で貴重なご意見を賜りました皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

西東京市教育委員会



したのやムラの「しーた」と「のーや」

©T&K/西東京市

## 目次

第1章	第2期西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方.....	1
1	計画策定の背景と目的.....	1
(1)	背景.....	1
(2)	目的.....	3
2	計画の位置付け.....	5
(1)	行政上の位置付け.....	5
(2)	文化財保存活用地域計画との関連性.....	5
(3)	計画期間.....	5
3	計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針.....	6
第2章	西東京市の歴史文化の特徴.....	9
1	自然環境・地理的特徴.....	9
2	社会的・歴史的特徴.....	10
(1)	最初の一歩と集落のはじまり.....	10
(2)	荒涼たる武蔵野の原野.....	10
(3)	定住化への動き.....	10
(4)	西東京市の原型.....	11
(5)	近代都市の建設.....	13
(6)	西東京市の歴史文化の大きな特徴.....	14
第3章	西東京市の文化財の要素とストーリー.....	15
1	指定文化財.....	15
2	西東京市の関連文化財群等とそのとらえ方.....	18
(1)	西東京市の歴史文化の特性の要素.....	19
(2)	西東京市の関連文化財群の例.....	19
第4章	西東京市の文化財の保存・活用に関する現状と課題.....	31
1	文化財を取り巻く環境 — 「西東京市文化財保存・活用計画」を受けて— .....	31
2	市のこれまでの取組.....	32
(1)	文化財保存・活用の拠点.....	32
(2)	文化財普及啓発事業.....	33
(3)	他の関係団体との連携.....	34
(4)	他課の文化財関連の取組.....	35
3	市民の意識調査.....	37
(1)	各調査実施概要.....	37
(2)	市民（15歳以上）の意識調査結果.....	38
(3)	小学生・中学生の意識調査結果.....	41
(4)	市民活動団体・商店会等の活動及び意識の状況.....	44

4	文化財の保存・活用の課題.....	45
	(1) 第1期計画で達成できたこと.....	45
	(2) 各調査から見えた課題.....	45
	(3) 見えてきた今後の課題.....	46
第5章	今後の文化財保存・活用の基本的な考え方.....	47
	1 西東京市の文化財保存・活用の基本理念.....	47
	2 西東京市の文化財保存・活用に関わる目標.....	48
第6章	目標を達成するための取組.....	51
	1 目標と取組の関係.....	52
	2 目標と取組の2つのモデル まちなか文化財と下野谷遺跡.....	77
第7章	計画の推進に向けて.....	81
	1 全庁的な取組の推進.....	81
	2 市民と行政との連携.....	81
	3 国や他機関との連携.....	81
資料編	.....	83

## 第1章 第2期西東京市文化財保存・活用計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の背景と目的

#### (1) 背景

##### ■ 文化財とは

文化財とは、長い歴史の中ではぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産です。文化財があらわしている地域の歴史文化は、人々の営みと密接に関わりながら地域に深く根ざし、その地域を特徴付ける風土や気風、その土地らしさなどにも影響を与え、地域への誇りや自らのアイデンティティにもつながっています。

文化財は、先人たちが築き、今につなげたまちの宝であり、それを守り、未来につなぐことは今を生きる我々の重要な責務といえます。

##### ■ 国や社会の動向

国の文化財保護は、1950年（昭和25年）に制定された文化財保護法に基づき、文化財を類型ごとの特性に応じて保存・活用するための措置が講じられたことからスタートし、文化財類型や保護制度の創設・拡充が進められてきました。

当初は美術工芸品や建造物、文書などの歴史資料に限定されていた文化財の類型ですが、1975年（昭和50年）の文化財保護法の改正では、伝統的建造物群保存地区制度や無形の民俗文化財についての新たな指定制度が創設されるとともに、文化財保存技術についても保護対象となりました。2004年（平成16年）には文化財保護法の一部改正により文化的景観と民俗技術が保護対象となり、その範囲はとて広くなっています。

また、制度も、指定といったいわゆる文化財を固定して保護する制度だけでなく、登録制度といった緩やかな保護制度が1996年（平成8年）に有形文化財（建造物）に対して創設され、その後逐次対象を拡大しながら、2022年（令和4年）には全ての類型に広げられ、文化財の把握や守り方が多様で柔軟になってきています。

しかしながら、このように保護制度の充実が図られているものの、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化、経済の低迷等により、文化財を保護していくことが困難な事例が増加しています。

一方、2011年（平成23年）に起こった東日本大震災をはじめとした大規模災害や首里城の焼失など文化財の存続に直接かわる事件の頻発と、その後の復興・修復に向かう中での人々の文化財に対する行動は、改めて文化財がいかに脆弱なものであるかということ、しかし文化財が我々の生活にいかに必要不可欠であるかということを示す形になりました。

そこで、国は2018年（平成30年）に大きな転換ともいえる文化財保護法の改正（以後「30年改正」）に踏み切りました。そこではこれまで指定や登録といったいわ

ゆる「選択された文化財」を手厚く守ることに重点を置いていた見方を変え、未指定の文化財や文化財の周辺にある文化財のための技術や環境、それに携わる人なども含めて把握し、守り、未来へ継承することが求められています。

さらに、積極的な活用が推奨され、「まちづくり」「観光」といった面にも文化財が活かされることを求められるようになりました。「文化芸術基本法（2017年改正）」「博物館法（2021年改正）」といった文化財保護にとって大きな影響のある法律も改正され、この方向性はより一層明確になっています。

また、これまでは国や都道府県、市町村といった行政が主体となり保護していた文化財を、市民や関連する様々な団体なども含め、「地域総がかり」で守っていくことが必要であるとしました。

これらの考え方は、「30年改正」に先立ち2007年（平成19年）に提唱され、国が策定を推奨している「歴史文化基本構想」にも明確に示されています。

加えて「30年改正」では、文化財の保存・活用に関するマスタープランである「歴史文化基本構想」に加え、実際の活動や施策（措置）であるアクションプランも盛り込んだ「文化財保存活用大綱（以下「大綱」）」（都道府県）・「文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」）」（市町村）の策定が求められるようになり、現在、各自治体が、国の指針の下、それぞれの地域の個性豊かな文化財を守る計画を策定しているところです。

そのように、文化財の活用が以前に増して推奨され始めた矢先の2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、世界は「新しい日常」への転換を余儀なくされました。その中で、経済の低迷などを受け、最初は価値が低く見られがちだった歴史、文化、芸術などが、実は心の安定や生活の豊かさにはなくてはならないものであるということが浸透してきました。また、デジタル技術を用いたオンライン発信やバーチャルミュージアムなどの手法も開発され、文化財の活用はより幅広くなってきています。

さらに、テレワークの広がりや住むまち、働くまちの選択を上げ、選ばれるまちになるため、多様なまちの魅力が重視されるようになりました。持続可能な社会を目指すSDGs、また物の豊かさから心の豊かさへといった転換は近年注目されているウェルビーイングという概念を生み、文化財にはそれらに貢献できる役割が認められてきました。

## ■ 市の動向

西東京市では、合併前の田無市、保谷市の2市による文化財保護の流れを引き継ぎ、2001年（平成13年）に「西東京市文化財保護条例」を制定し、2003年（平成15年）には、国が掲げた新しい文化概念を盛り込んだ「西東京市文化財指定基準」を設け、文化財指定制度を充実させています。また、2002年（平成14年）には、田無市、保谷市の展示施設を統合し、西原総合教育施設内に郷土資料室を設置し、文化財の管理・活用の拠点としています。2007年（平成19年）4月には、市内最大の遺跡



である<sup>したのや</sup>下野谷遺跡の一部を公有地化し、下野谷遺跡公園を開園、その後、2015年（平成27年）3月に国史跡として指定され、現在、国や東京都と連携を図り、周辺環境も含めた保存、活用、整備を進めています。

2016年（平成28年）3月には、国の推奨する歴史文化基本構想の考え方を基盤とし、文化財を確実に保全して未来につなげるために、歴史文化を身近なものとし、文化財の保存活用を推進する為のマスタープランと実施プログラム（アクションプラン）を併せたものとして、西東京市では初めての文化財単独の計画となる「西東京市文化財保存・活用計画」を策定しました。

その際定めた計画期間の8年が経過したこと、さらに前述した社会環境などが大きく変わってきていること、法改正を含めた国の方針の変化もあり、第1期計画策定からの8年間を評価し、計画を見直す時期が来ています。

## （2）目的

「西東京市文化財保存・活用計画」は、当時の社会状況や市の状況を背景に、本市の歴史文化及び文化財を自然環境や景観等周辺環境を含めて総合的に捉え直し、新たな価値の創造と魅力あるまちづくりを推進するための基本理念及びその実施プログラムとして策定しました。

計画策定作業中の2年間には、教育委員会社会教育課の中に「文化財係」が創設され、下野谷遺跡が国の史跡に指定されるなどといった、文化財保護を推進する大きな変化がありました。また、この計画が、市としては初めての文化財に特化した計画であったことも関係し、主に行政がなすべきことが述べられています。

今回策定する「第2期文化財保存・活用計画」では、前計画期間の8年間を評価し、達成できたこととできなかったこと、社会の変化などで生まれた新たな課題を浮き彫りにします。

また、国が計画を推奨している「文化財保存活用地域計画」の策定も視野に入れ、文化財の保存と活用をさらに確実に進めるために「地域総がかりでの文化財の保護（保存と活用）」を柱とするアクションプランとしての側面を強めたものとします。

特に、本計画では、市民が主役となる取組や、市民の文化財への興味・関心・行動する力の高さを活かすための取組を多く掲げます。

西東京市の文化財保護の大きな特徴として、関わる市民のポテンシャルの高さがあげられます。

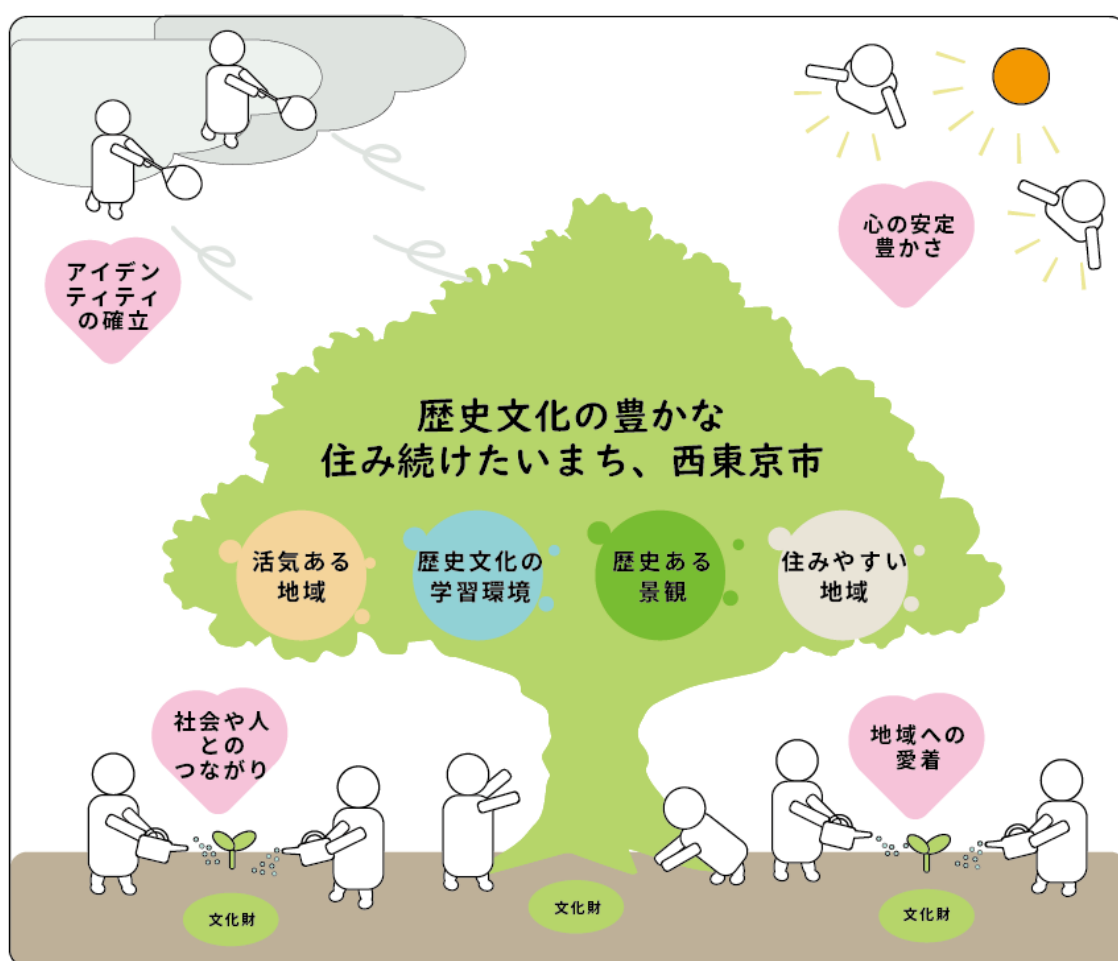
先にあげた下野谷遺跡の保存や国史跡指定には、市民の歴史文化を学ぶ団体が連合して作った「下野谷遺跡保存協議会」の活動や、2023年（令和5年）で17回を数えた「縄文の森の秋まつり」の実施、市民と専門の研究者がともに行っている土器に残された植物などの痕跡を研究する「<sup>あっこんくらぶ</sup>圧痕倶楽部」の活動など、市民活動の活発さが強い後押しになりました。

また、かつて保谷にあった「民族学博物館」について深く掘り下げ、シンポジウムや本の刊行を行った団体や、合併前から続く地方史研究会、屋敷林や武蔵野の雑木林

などの文化的景観の保存に日々活動している団体など、その力は豊かで強いものがあります。

近年ではそういった団体が連合し、文化財を適切に保存、研究、公開し、また市民が主体的に活躍することもできる「地域博物館」の設置を求める動きもあります。

そのような力を活かし、市民・所有者・関係団体・行政など「地域総がかり」で文化財を保護し、地域の歴史文化を未来につなぐことが「魅力的なまち」や「豊かな心」を生み、一人一人が豊かに生きることのできる「住みやすいまち」「住み続けたいまち」西東京市につながります。そのためには、多くの市民が文化財に触れ、関わることのできる環境づくりが必要です。



【地域総がかりで文化財を守り育てる】

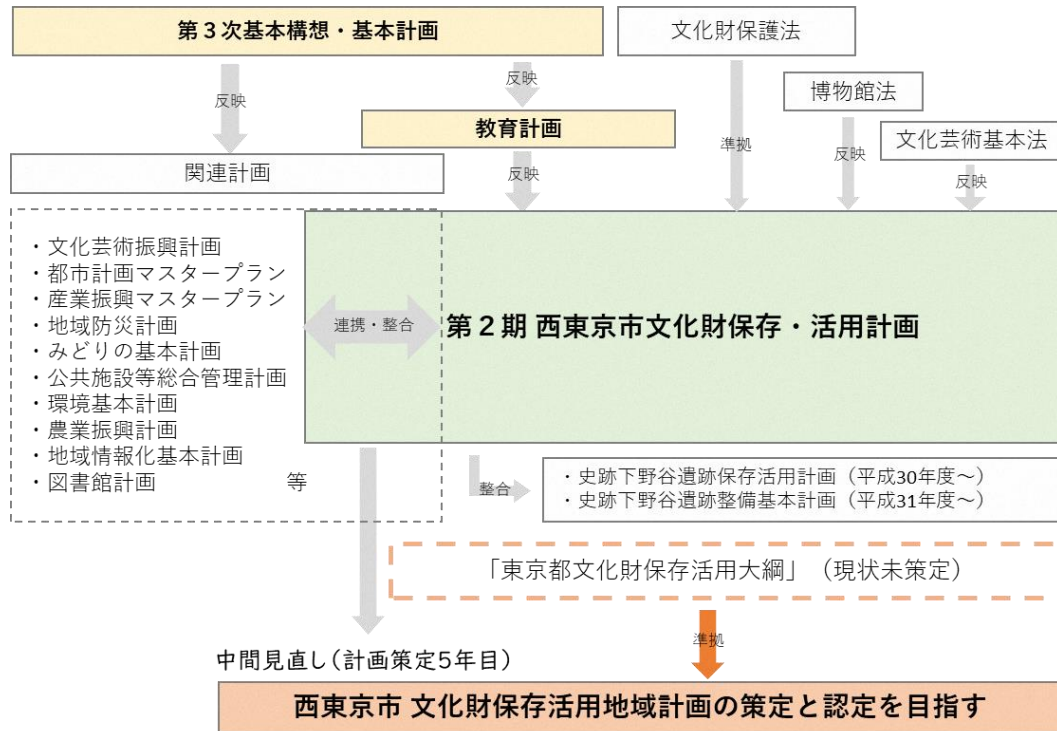
## 2 計画の位置付け

### (1) 行政上の位置付け

本計画は、市の「第3次基本構想・基本計画」及び「教育計画」との整合を図りながら、文化芸術振興計画、産業振興マスタープランなど他の分野別計画と連携し、今後の文化財の保存・活用の基本構想と施策を包含するものとします。

### (2) 文化財保存活用地域計画との関連性

「1 計画策定の背景と目的」でも述べたとおり、文化財保護法の「30年改正」により市町村には都道府県の策定する「大綱」に基づいた「文化財保存活用地域計画」の策定と文化庁による認定が義務付けられています（法定計画）。本市が策定した「西東京市文化財保存・活用計画」は、国の「文化財保存活用地域計画」策定指針で必要とされている項目をほぼ網羅しています。しかし、計画と整合性を取ることが求められている東京都の大綱はまだできていません。そこで「第2期西東京市文化財保存・活用計画」は中間見直しの機会を設け、その時点で「文化財保存活用地域計画」として更新し、認定を受けることを目指します。



### (3) 計画期間

文化財の保護には長期的な展望が必要なため、第2期文化財保存・活用計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間としますが、計画期間の中間である2028年度（令和10年度）に中間見直しを行い、策定が予定されている東京都の大綱に整合するよう計画を更新し、文化庁からの「文化財保存活用地域計画」としての認定を目指します。

### 3 計画の対象となる文化財の範囲と把握の方針

「文化財」にはどのようなものがあるのでしょうか。研究者が研究対象とする難しく堅苦しいものばかりだと考えているなら、少し違います。文化財はあなたの周りにたくさんある、地域の人々が暮らしてきた中で作られ、今まで残されてきた様々なもの全てです。

これまでは、それらを類型に分け、その中で特に大切なもの、これからも確実に残すべきものを選んで、重点的に保護してきました。

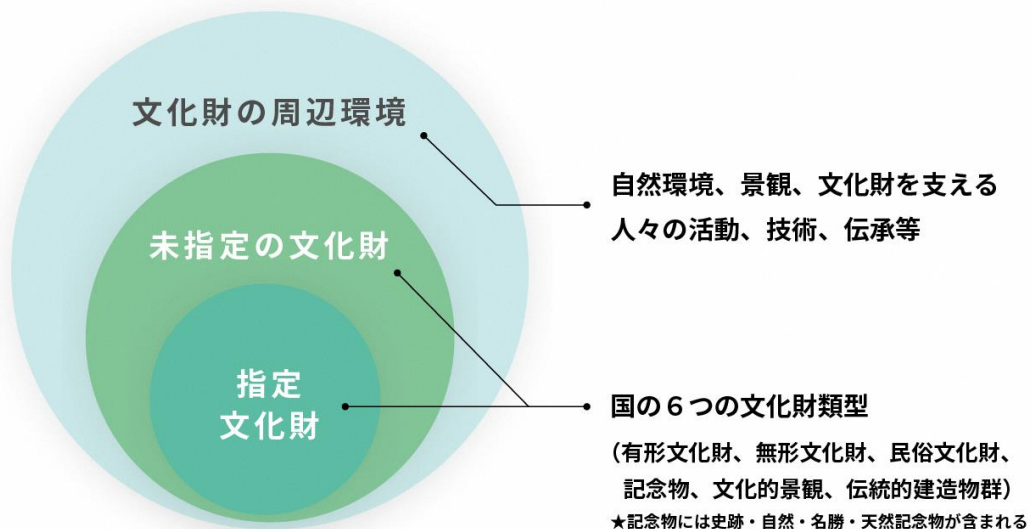
例えば、西東京市文化財保護条例では、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とし、国や都の考え方を基に、6つの種類（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、旧跡、記念物）の文化財類型を掲げ、特に重要なものを「西東京市指定文化財」として位置付け、確実に保護してきました。

近年そういった指定文化財のみならず未指定の文化財や文化財の周辺環境も含め、幅広く守る必要性があげられてきました。国の「歴史文化基本構想」策定指針においては、地域に存在する歴史文化が様々な表れた形を「文化財」として、歴史的、文化的、地域的関連性等に基づいて一定のまとまりを持った文化財群を把握し、総合的に保護していく考え方が示されており、「(第1期)西東京市文化財保存・活用計画」でも、この考え方にのっとった理念や目標、施策を掲げました。

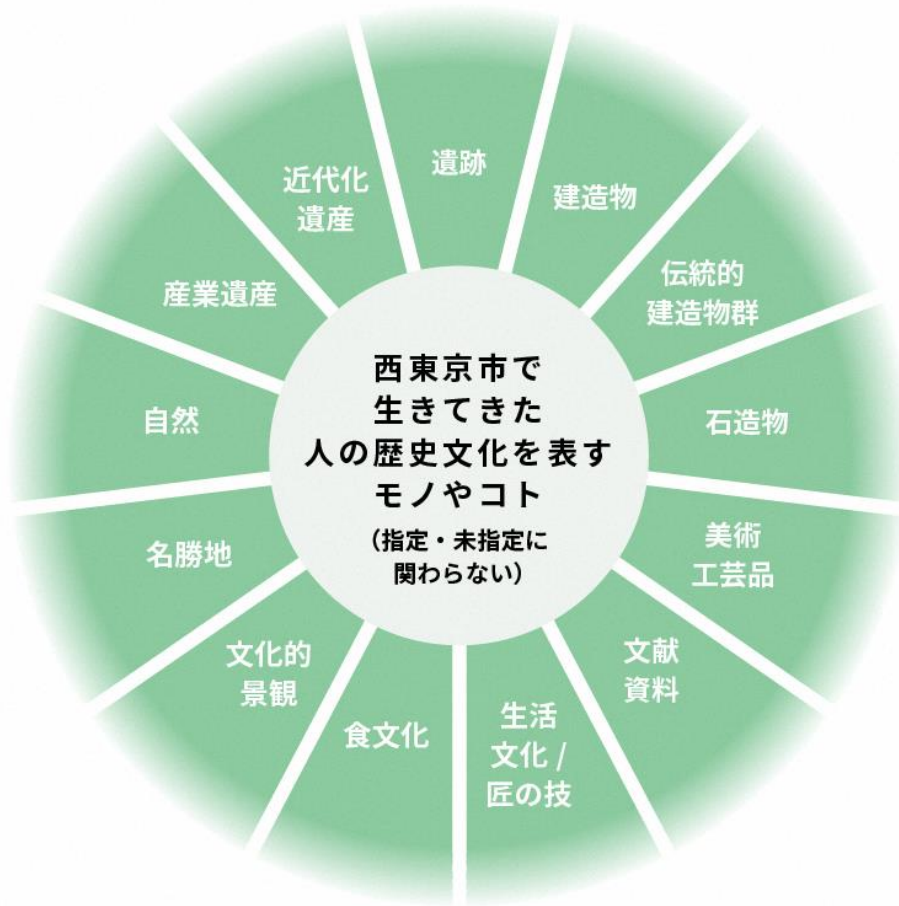
例えば文化財には、自然景観、文化的景観、遺跡、建造物、石造物、美術工芸品、民具、民俗芸能、民俗技術、文献資料、郷土料理や生活文化等の様々な地域資源が含まれ、地域の歴史文化等の正しい理解のために重要なものと考えられています。

本計画では市内にある指定・未指定文化財全般を「まちなか文化財」と呼び、対象とします。

#### 文化財の考え方



## あなたの周りにある文化財のイメージ 「まちなか文化財」



文化財ってこんなに近くにたくさんあって、いろいろなことに関係していたんだ！



身近に文化財があることに気がつくことが大事なんだね



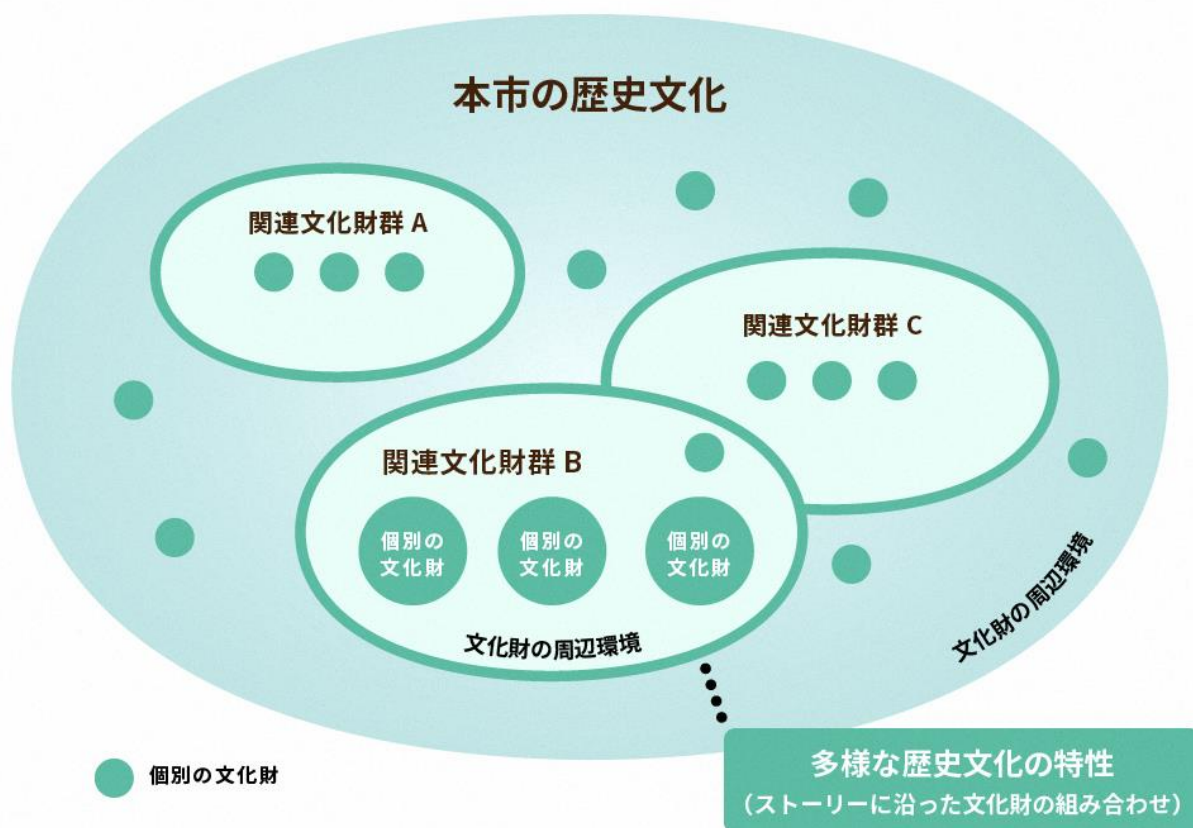
また、前述のような一定のまとまりを持った文化財群を「関連文化財群」と呼び、これらの文化財をつなぐ関連性を、地域の歴史文化の特性をわかりやすく伝えることのできる「ストーリー」として示すことが推奨されています。ストーリーによって、地域の歴史文化を身近に感じ、現代の自分たちの生活につながる基盤と感じられることが、人々の文化財保護意識の醸成を図ると考えられています。

本計画においても、この視点を取り入れて「歴史文化」を捉え、指定された文化財を重点的に守るだけでなく、様々な階層の文化財を面的、立体的に位置づけて「関連文化財群」を設定するとともに、本市を特徴づけるストーリーを例示し、周辺環境と合わせて文化財の保護を目指すこととします。

さらに、近年新しい考え方として関連文化財群が分布する地域などを「文化財保存区域」と定め、そのストーリーと個性にあった保護を面的に行う考え方もあり、今後はそういった区域の設定を検討する必要があります。

また、文化財の「保護」は、文化財を「保存」して未来へ継承することと、「活用」することの両輪からなり、保存と活用は相互に補完しあうものです。本計画では、そのことを明確にするため「保護」、「保存・活用」の用語を分けて用います。

## 関連文化財群のイメージ



## 第2章 西東京市の歴史文化の特徴

### 1 自然環境・地理的特徴

本市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置します。市内の標高は約 47～67m であり、起伏の少ない平坦な地形です。

武蔵野台地の形成は、およそ 7～8 万年前にさかのぼるといわれ、多摩川や入間川が運んできた奥多摩の山地の礫が堆積してできた広大な扇状地です。

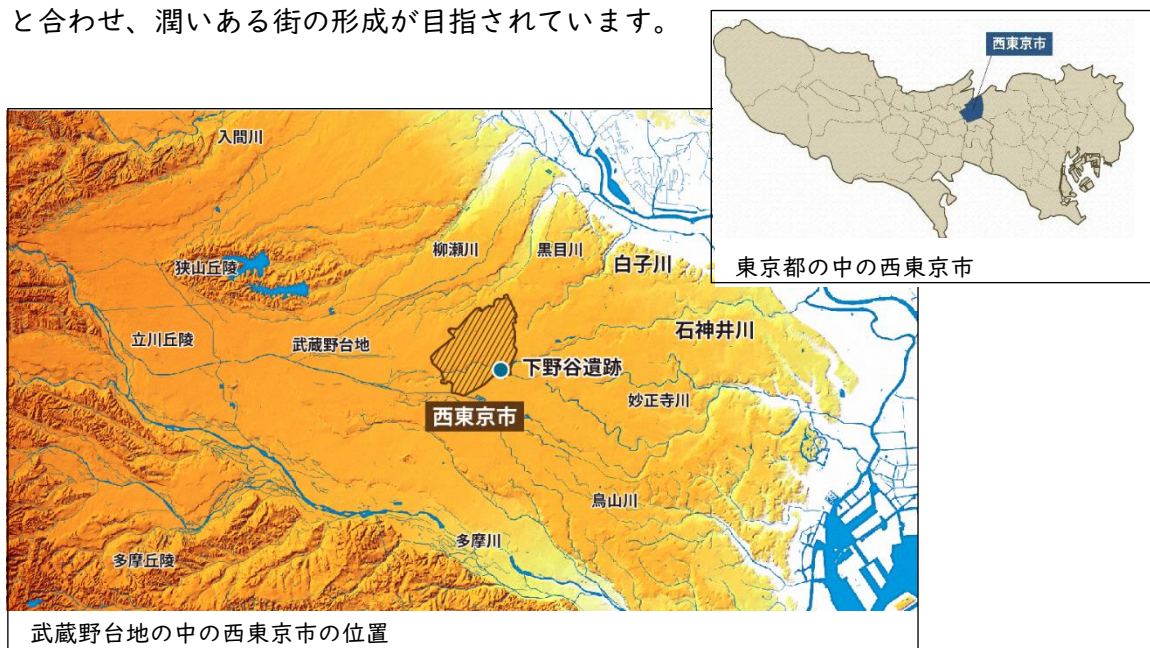
その後、箱根火山・古富士火山の噴火による火山灰が飛来、堆積して台地が形成されました。これが関東ローム層といわれる赤土で、これを基盤にその上に「黒ボク土」と呼ばれる腐葉土層が堆積し、本市の地表面を構成しています。

標高 58～60m 付近は地形面の変化に富み、湧水のわきやすい地点が多く存在します。これらの水が源流、あるいは源流の一部をなし、市域には石神井川と白子川と新川の3本の川が流れていますが、現在、白子川はほぼ全域が暗きよになっています。

また、市域には、「宙水」と呼ばれる地下水堆が多く存在しており、かつては、この地下水堆の影響で、大雨の後などに川筋や沼状の水場がみられる場所が多くありました。谷戸地域では、それらが白子川の源流地のひとつとなっており、その川筋は、「下保谷のシマッポ」（白子川）「上保谷のシマッポ」（新川）とも呼ばれました。

こうした川の流れや浅い地下水の存在が、旧石器、縄文時代の人々の活動や初期集落の形成に大きな影響を与えています。

戦前は下野谷周辺の石神井川は蜚舞う湿地帯として「保谷八景」にあげられる風情がありながら、洪水などの被害もありました。戦後治水が進み生活環境は整った反面、市内から水の流れは見えにくくなりました。現在、石神井川では、都が主体となり「水と緑のネットワーク」構想により、下野谷遺跡や東伏見稻荷神社などの歴史資源と合わせ、潤いある街の形成が目指されています。



## 2 社会的・歴史的特徴

### (1) 最初の一步と集落のはじまり

#### ～旧石器時代・縄文時代の人々の活動と集落の展開～

市域北部の白子川、中央部の新川（旧・白子川）、南部の石神井川の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が13遺跡、確認されています。現在市域で発見されている最古の遺物は、約4万年前の後期旧石器時代初頭にさかのぼります。その後、縄文時代に入り、石神井川流域南岸の高台に集落が営まれ、特に今から4～5千年前の縄文時代中期には、石神井川流域の拠点となる大規模な環状集落が複数つくられました。これが下野谷遺跡で、南関東でも屈指の規模を持つ縄文遺跡として国史跡に指定されています。

### (2) 荒涼たる武蔵野の原野

#### ～弥生時代以降、中世初期までの風景～

縄文時代後期になると、盛況を誇った下野谷遺跡から、住居の跡や土器や石器などがほとんど発見されなくなります。これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々はより水稲稲作農耕に適した地域へ移っていきます。

その後、弥生時代から平安時代（中世）にかけて、数軒の住居跡や土師器と呼ばれる土器片が見ついている以外、人々が定着した跡がほとんど見つかりません。この様相は、国分寺や府中といった官衙が置かれた地域以外は、現在の武蔵野台地の中央部では同じような傾向がみられます。古い短歌等に描かれている風景は、葦原や灌木が生い茂る、開発と定住をこぼむ荒涼とした山林原野です。

### (3) 定住化への動き

#### ～鎌倉時代以降、初期定住集落の成立～

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にも様々な武士団が形成され、鎌倉へ通じる街道として鎌倉街道がつくられました。

市域でも大きな武士団のいた八王子と結ぶ横山道がつくられました。横山道が通る谷戸地域では、「延慶（1308年～1311年）の板碑」をはじめ、いくつもの板碑が発見されています。この地域は前述の宙水地帯にあたり、浅井戸を掘ることができる地域です。

下保谷の荒屋敷周辺も同様の条件を持つ地域であり、14世紀初頭の板碑が数多く発見されています。しかし、この地域で発見される板碑は全てが日蓮宗に関わる文字板碑であり、市内の他の地域とは異なる信仰、文化を有していたことがわかります。



さらに、石神井川北岸の下柳沢遺跡からは、嘉暦3年（1328年）の記銘のある板碑のほか、中世のお墓と考えられている地下式墳がまとまって発見されていますが、そこに葬られた人の居住域がどこにあったのかはいまだ謎です。

このように、市域では室町時代頃までには、水の比較的豊かな土地に、散在型の初期集落が形成されました。集落には、鎮守等の社が構えられ、現在につづく社寺や民間信仰の「講」等を中心に地域ごとの歴史文化をはぐくんでいきました。

なお、「田無」「保谷」が史料に初めて現れるのは北条氏康（1515年～1571年）の代に作成された「小田原衆所領役帳」です。1536年（天文5年）の検地についての記載には「廿七貫五百文 江戸 田無南沢」、「九拾八貫八百拾文 小樽保屋」とあり、後北条氏に従属する江戸衆家臣による支配下に組み入れられていたことがわかります。

#### (4) 西東京市の原型

##### ■ ～江戸時代における宿場田無と農村集落の形成～

徳川家康は江戸に入府することが決まると、まず初めに、江戸との交通網である街道と上下水道の整備を命じます。1606年（慶長11年）に青梅街道が開通すると、青梅から江戸への中継地点であった箱根ヶ崎と中野のほぼ中央にあたる田無に、当時の移動手段であった馬の乗り換え（継馬）等のため、谷戸地域から人々が移住させられ、田無宿が置かれました。近世村落としての田無村の登場です。青梅街道は武蔵野諸村と江戸方面を結ぶ大動脈として重要な役割を果たし、新河岸川を通る舟運や、明治に入ってからの鉄道輸送にとって代わられるまで田無村発展の大きな原動力となりました。

また、市域の南部境界には1653年（承応2年）に開削され、国の史跡に指定されている玉川上水と1696年（元禄9年）に玉川上水から分水された千川上水が流れています。

しかし、田無宿は、街道の中間地点として、もともとの水利とは関係なく幕府により置かれた宿であったため、水が乏しく、大きな苦勞を余儀なくされていました。村人の悲痛な願いを受けた名主らの活躍もあり、1700年頃によようやく、玉川上水から田無用水の分水が許され、その後は水車による製粉等も盛んになり、街場、農村の両



国史跡 玉川上水



地域の講（かつて南入経塚に建っていた石塔）

輪で経済も発展し、代々の名主下田半兵衛（富永・富宅・富潤・富栄ら）を中心に文化、福祉等に優れた村づくりが行われました。

一方、田無宿以外の地域は、江戸の近郊農村として畑作農業を中心とした集落形成が進みました。旧保谷市域には、中世の初期集落からそれぞれ発展した上保谷村、下保谷村ができ、下保谷村は日蓮宗の信仰にもとづいた独自の文化を発展させました。また、上保谷村域でも、柳沢等石神井川の周辺域では榛名山信仰が広まる等、地域ごとに特徴ある歴史文化がはぐくまれていきました。

強風や土ぼこりをよけるため、また薪炭の原料とするため等により、屋敷周りには屋敷林が形成さ

れたほか、江戸幕府の命により、江戸で使われる薪炭、建築材料を得るために木々が植樹され、「武蔵野」の風景としてなじみ深い、雑木林と農地の景観が形成されました。

八代将軍徳川吉宗の時代には新田開発も促進され、市域の西部や南部には新田がつくられ、その後、上保谷新田が新しい村として成立しました。玉川上水の両脇には山桜が植えられ、一大観光地となりました（国指定名勝「小金井（サクラ）」）。

また、市域を含めた近隣は尾張藩のお鷹場でもあり、農民らには一定の規制や役割が課せられていました。

そのような中、田無村は周辺地域の中心的な役割を担っていきました。特に、江戸時代の末期にはその役割が強まり、名主である下田半兵衛は、周辺の41か村で編成する田無組合村をまとめる惣代を務めることになりました。



江戸時代の旧村図



市指定文化財第 32 号  
石製尾張藩鷹場標杭



市指定文化財第 4 号 稗倉・  
市指定文化財第 7 号 養老田碑

## (5) 近代都市の建設

～様々な苦難を経て、近代都市として力強く再出発～

幕末や明治維新当初には、近代化へ向かう様々な混乱が市域にも波及しました。幕府や明治新政府に対する租税の意見の申し立てを行い、民権運動の先駆けと称されることもある「御門訴事件」等がそれにあたります。また、明治政府の行った神仏分離政策による神社の合祀等に伴う混乱もありました。三十番神、榛名大権現をめぐり動きがそれにあたり、人々は、村と自分たちの尊厳をかけて、心の支えとなる地域の宝を守ってきたことがわかります。

明治時代以降、田無村は地域の中心として成長し、商店や旅籠、飲食店等が引き続き発展し、1879年（明治12年）に町制を施行しました。しかし、1889年（明治22年）の新宿・八王子間、1895年（明治28年）の国分寺・川越間の鉄道の開道によって、田無経済は大きな打撃を受け、田無は北多摩北部の中心地としての位置を失っていきました。本市域では1915年（大正4年）に武蔵野鉄道の保谷駅、1924年（大正13年）には田無町駅（現在のひばりヶ丘駅）が開設されました。さらに1927年（昭和2年）には西武鉄道の上保谷駅（現在の東伏見駅）、西武柳沢駅、田無駅が開設されました。

鉄道の敷設とともに、沿線開発が行われ、住宅街が開発されたほか、1929年（昭和4年）には東伏見稻荷神社が京都の伏見稻荷大社から分祀されました。また、渋沢敬三が中心となり地元の在野の民俗学者高橋文太郎とともに、日本初の野外博物館である「民族学博物館」（現在の国立民族学博物館の前身）を保谷に計画し、1937年（昭和12年）に建設されています。その後長く、保谷は「民族学の拠点」と呼ばれるようになりました。また、1930年（昭和5年）に隣接する久留米村（現・東久留米市）に移転してきた自由学園の販売した住宅地の一部が市域にもあり、近代建築の巨匠の一人であるフランク・ロイド・ライトに学んだ遠藤新が設計した近代和風建築が残っています。

第二次世界大戦前には、多摩地域には大きな軍需工場も多数建設されました。隣接する武蔵野市へ1938年（昭和13年）に進出した中島飛行機武蔵野製作所の建設に先立ち、1928年（昭和3年）に田無町北部に中島飛行機発動機試運転工場が建設されました。1938年（昭和13年）には、隣接して中島飛行機田無鑄鍛工場（翌年、中島航空金属と改称）が建てられ、こうした大工場への空爆は激しく、田無、保谷にも大きな人的被害がありました。西武柳沢駅近くのしじゅうから第2公園には長崎に投下される原子爆弾の模擬爆弾が投下され、田無駅前の空襲でも、大きな被害がありました。田無小学校からは教練のための銃が、田無第二中学校からは高射砲陣地の台座が発見されています。市内の各所には慰霊碑があり、4月12日は西東京市平和の日とされ、田無駅北口には平和のリングが建てられています。

戦後の復興はめざましく、首都東京のベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加しました。戦前からあった工場やその跡地にできた工場（シチズン、石川島播磨重

工業、保谷硝子<sup>ほうやがらす</sup>等)が動き出し、活気あるまちが形成されてきました。

その中で、1953年(昭和28年)に制定された町村合併促進法に基づく昭和の大合併の動きに伴い、田無町と保谷町でも周辺町村も含めた合併市制を模索する時期が続きました。1965年(昭和40年)9月に保谷町田無町二町合併協議会を設置し、合併市制移行を目指して協議が開始されましたが、話し合いの調整がつかず、1967年(昭和42年)1月1日に、それぞれ市制を施行しました。その後、1995年(平成7年)の合併特例法による平成の大合併の動きを受けて、合併の検討が再び持ち上がり、1999年(平成11年)10月に設置された田無市・保谷市合併協議会を経て、2001年(平成13年)1月、両市が合併して西東京市が誕生しました。

このように、宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化をはぐくんできました。また、信仰や集落の発展の時期の違いを見ると田無村、上保谷村、下保谷村、上保谷新田の旧村等で、それぞれ特徴的な歴史文化が息づいています。このような多様性は、西東京市の大きな特色の一つであり、現在、それぞれの地域の個性が寄り添いながら、また、アニメーション文化の振興やランドマークとして愛されるスカイタワー西東京、多摩六都科学館の建設等、新たな文化の動きも取り込みながら、西東京市の歴史文化を形づくっています。

かつてあった大工場が移転した跡地には、多くの住宅とともに商業施設や医療機関、福祉施設が建ち「住みやすいまち」「住み続けたいまち」を目指しています。

#### (6) 西東京市の歴史文化の大きな特徴

市の歴史文化を概観すると、水の環境に影響された古い集落の発生と、それらを母体とする旧村の地域ごとの多様な歴史文化が特徴であることがわかります。さらに「武蔵野」「多摩」といった周辺地域も含む広範に共通する要素もあり、重層的な構造が読みとれます。固有の魅力を持つ文化財が紡ぐこの「多様性」と「重層性」が西東京市の歴史文化の特徴です。



スカイタワー西東京



多摩六都科学館

## 第3章 西東京市の文化財の要素とストーリー

### 1 指定文化財

現在、本市の指定文化財等（※）は 63 件、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は 14 件となっています。そのほか、石仏・石造物、寺院及び神社等様々な文化財が存在しています。（※）国及び東京都、本市の指定文化財・登録文化財を示す。

#### 指定及び登録文化財等の内訳

令和5年3月現在

種別	有形文化財				無形民俗文化財	名勝	史跡	天然記念物	計
	建造物	絵画・彫刻・工芸品	古文書	歴史資料	民俗芸能				
国指定	0	0	0	0	0	1	2	0	3
都指定	1	0	0	0	0	0	0	0	1
市指定	2(+1)	9	4	29	2	0	2	2	50(+1)
国登録	9(+7)	0	0	0	0	0	0	0	9(+7)
計	12(+8)	9	4	29	2	1	4	2	63(+8)

( )内は第1期計画策定後の変化



撮影：西濱 剛

都指定文化財 田無神社本殿



国史跡 玉川上水・  
国名勝 小金井（サクラ）

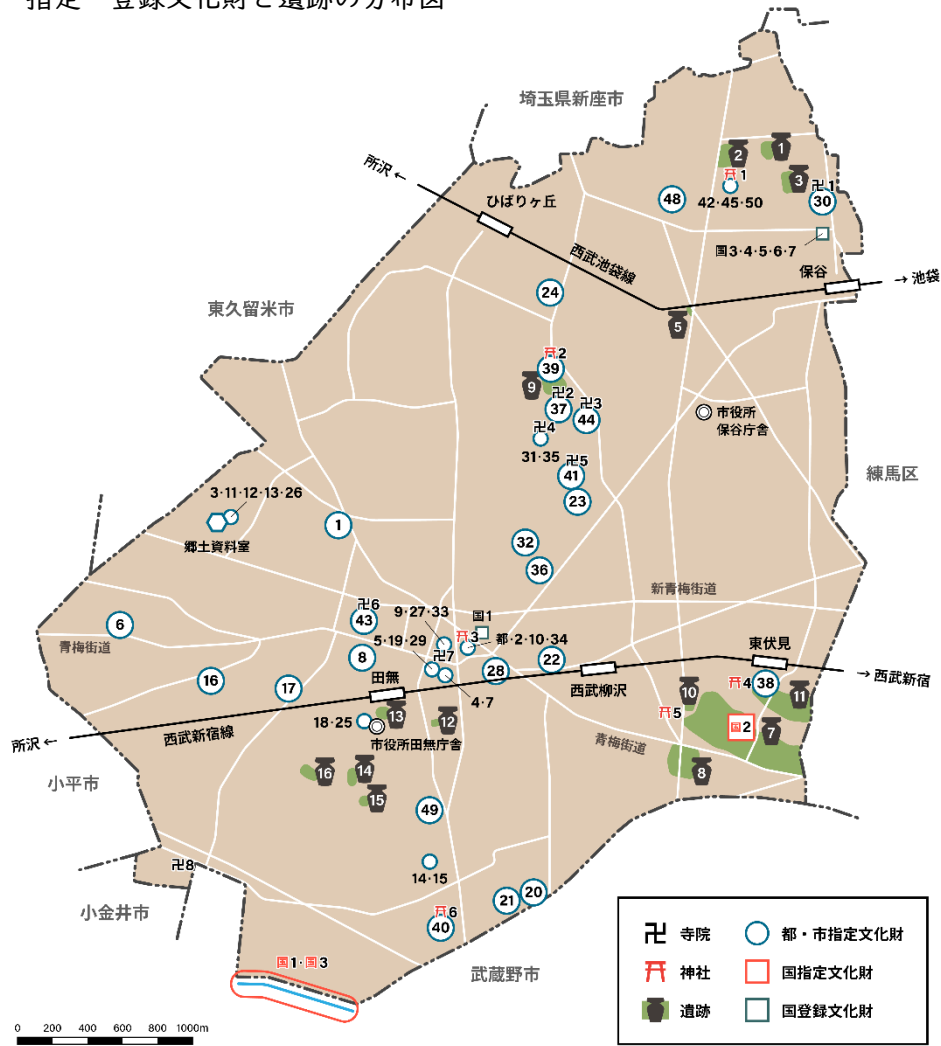


市指定文化財第46号 保谷囃子



市指定文化財第40号 阿波洲神社  
奉納絵馬群 「飾り馬」

指定・登録文化財と遺跡の分布図



寺院

- 1 福泉寺
- 2 東禅寺
- 3 如意輪寺
- 4 寛見院
- 5 寶樹院
- 6 観音寺
- 7 總持寺
- 8 持宝院

神社

- 1 天神社
- 2 尉殿神社
- 3 田無神社
- 4 水川神社
- 5 東伏見稻荷神社
- 6 阿波洲神社

遺跡

- 1 北宮ノ脇遺跡
- 2 上前遺跡
- 3 中荒屋敷遺跡
- 5 南入経塚
- 7 下野谷遺跡
- 8 坂下遺跡
- 9 上保谷上宿遺跡
- 10 東伏見稻荷神社遺跡
- 11 下柳沢遺跡
- 12 上向台北遺跡
- 13 下宿遺跡
- 14 下宿南遺跡
- 15 上向台西遺跡
- 16 田無南町遺跡

※ 4、6は欠番

都・市指定文化財

- 1 石幢六角地藏尊
- 2 田無ばやし
- 3 延慶の板碑
- 4 稗倉
- 5 下田家文書
- 6 北芝久保康申塔
- 7 養老田碑
- 8 養老畑碑
- 9 下田半兵衛富宅の木像
- 10 獅子頭
- 11 高札
- 12 人馬貨錢御定メ掛札
- 13 蕪山笠
- 14 十王堂一宇建立の碑
- 15 玉井寛海法士の墓
- 16 掣刺家並木先生の墓
- 17 南芝久保康申塔
- 18 地租改正絵図
- 19 文化九年検地図
- 20 文字康申塔
- 21 招魂塔
- 22 六角地藏石幢
- 23 青面金剛康申像
- 24 又六石仏群

- 25 田無村御検地帳
- 26 真誠学会関係文書
- 27 尉殿大権現 神号額
- 28 柳沢庚申塔
- 29 旧下田名主役宅
- 30 木彫彩色三十番神神像
- 31 木彫彩色俱利伽羅不動明王像
- 32 石製尾張藩蔵場標杭
- 33 總持寺のケヤキ
- 34 田無神社のイチヨウ
- 35 水子地藏菩薩立像
- 36 西浦地藏尊
- 37 六地藏菩薩立像
- 38 榛名大権現石造物群
- 39 石燈籠一対
- 40 奉納絵馬群
- 41 一文銭向い目絵馬二枚
- 42 菅原道真石像
- 43 観音寺の宝篋印塔
- 44 馬廻け市大絵馬
- 45 氏子中奉納題目塔二基
- 46 保谷囃子
- 47 岩船地藏尊
- 48 通見家文書

- 49 幕末の洋式小銃
  - 50 天神社拝殿
- 都 田無神社本殿・拜殿  
(都指定文化財)

※ 46・47は園になし

国指定文化財

- 園1 玉川上水
- 園2 下野谷遺跡
- 園3 小金井(サクラ)

国登録文化財

- 国登1 田無神社参集殿
- 国登2 小宮家住宅主屋
- 国登3 高橋家住宅主屋
- 国登4 高橋家住宅土蔵
- 国登5 高橋家住宅衣装蔵
- 国登6 高橋家住宅納屋
- 国登7 高橋家住宅表門
- 国登8 下田家住宅主屋
- 国登9 下田家住宅文庫蔵

※ 国登2、8、9は園になし

■ 指定・登録文化財と遺跡の一覧

■国指定文化財		■遺跡	
区分	名称	区分	名称
史跡	玉川上水	遺跡 1	北宮ノ脇遺跡
史跡	下野谷遺跡	遺跡 2	上前遺跡
名勝	小金井（サクラ）	遺跡 3	甲荒屋敷遺跡
■都指定文化財		遺跡 5	南入経塚遺跡
1	田無神社本殿・拜殿	遺跡 7	下野谷遺跡
■国登録文化財		遺跡 8	坂下遺跡
1	田無神社参集殿	遺跡 9	上保谷上宿遺跡
2	小宮家住宅主屋	遺跡 10	策伏見稲荷神社遺跡
3	高橋家住宅主屋	遺跡 11	下柳沢遺跡
4	高橋家住宅土蔵	遺跡 12	上向谷北遺跡
5	高橋家住宅衣装蔵	遺跡 13	下宿遺跡
6	高橋家住宅納屋	遺跡 14	下宿南遺跡
7	高橋家住宅表門	遺跡 15	上向谷西遺跡
8	下田家住宅主屋	遺跡 16	田無南町遺跡
9	下田家住宅文庫蔵	(4・6は欠番)	
■市指定文化財			
第1号	石幢六角地藏尊	第26号	眞誠学舎関係文書
第2号	田無ばやし	第27号	尉殿大権現 神号額
第3号	延慶の板碑	第28号	柳沢庚申塔
第4号	禪倉	第29号	旧下田名主役宅
第5号	下田家文書（公用分例略記）	第30号	木彫彩色三十番神神像（附 厨子）
第6号	北芝久保庚申塔	第31号	木彫彩色俱利伽羅不動明王像（附 厨子）
第7号	養老田碑	第32号	石製尾張藩鷹場標杭
第8号	養老畑碑	第33号	總持寺のケヤキ
第9号	下田半兵衛富宅の木像（附 厨子）	第34号	田無神社のイチョウ
第10号	獅子頭（雄獅子・雌獅子）	第35号	永子地藏菩薩立像
第11号	高札（火付ヶ御文言高札）	第36号	西浦地藏尊
第12号	入馬賃銭御定メ掛札	第37号	六地藏菩薩立像
第13号	龜山笠（名主用）	第38号	榛名大権現石造物群
第14号	千王堂一字建立の碑	第39号	石燈籠一对
第15号	玉井寛海法士の墓	第40号	奉納絵馬群
第16号	撃剣家並木先生の墓	第41号	一文銭向い自絵馬二枚
第17号	南芝久保庚申塔	第42号	菅原道真石像
第18号	地租改正絵図	第43号	観音寺の宝篋印塔（六十六部廻国塔）
第19号	文化九年検地図	第44号	馬駈け市大絵馬
第20号	文字庚申塔	第45号	氏子中奉納題目塔二基
第21号	招魂塔	第46号	保谷囃子
第22号	六角地藏石幢	第47号	岩船地藏尊
第23号	青面金剛庚申像	第48号	蓮見家文書
第24号	又六石仏群	第49号	幕末の洋式小銃
第25号	田無村御検地帳	第50号	天神社拜殿

第1期計画策定以降、指定・登録された文化財

## 2 西東京市の関連文化財群等とそのとらえ方

本計画では、歴史文化をより身近に感じ、文化財等の認知度を高めることを目的として、第1章に述べたように、一定のまとまりをもつ「関連文化財群」と、そのつながりによってわかりやすく本市の歴史文化を示す「ストーリー」を示します。

文化財をこのように単体ではなく総合的にとらえることは、本市の歴史文化の理解を深めることに役立つばかりでなく、市内で文化財の保存・活用に関わっている個人や団体が、専門分野を超えて共通の認識を持つことにつながり、活動の連携等、より効果的な文化財の保存・活用の推進が期待できます。

歴史文化は、周辺環境を含め、多様な文化財を要素とする多面的なものであり、関連文化財群及びストーリーはそのとらえ方によって複数考えられます。以下のとおり、重視した視点が異なる6つのストーリーを例示します。

### ● 特定の文化財を重視したストーリー

①武蔵野台地を拓いた人々

### ● 地域を重視したストーリー

②水と集落

### ● 時代を重視したストーリー

⑤近代化するまちと産業と暮らし

### ● 地域や時代を超え、物語を重視したストーリー

③街場と生産場をつなぐ大動脈

④村の祈りと誇り

⑥武蔵野の人々の学問・文化・文学

今後、本計画の取組を通して、文化財の認知度がより高まり、人々の中から新たな関連文化財群やストーリーの検討がなされることが期待されます。

ここではできる限り「西東京市」を俯瞰するストーリーを示しましたが、特に、西東京市の特徴である多様性は、旧村域を中心とした明確な地域性に根差しており、今後は詳細な資料調査とそこから紡がれるストーリーの設定が望まれます。そのストーリーの舞台を「文化財保存活用区域」として重点的に扱い、個性あふれるまちづくりにつなげていくことが次のステップになります。

また、関連文化財群やストーリーを活かすため具体的には、関連文化財群をつなぐ散策ルートを示した文化財マップやストーリーを語る概説書等の作成、地域の特色ある自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成の推進、未指定の文化財を含め、幅広く文化財を把握し保存・活用するための登録文化財制度の導入等を行います。

さらに、そういった市の文化財を総合的に保護し、市民の文化財保護活動の拠点となる「地域博物館」の建設につなげていきます。



(1) 西東京市の歴史文化の特性の要素

次の表は、本市の歴史文化の特性を時代の流れに沿って見た際のキーワードの例です。これらのキーワードに関連する文化財を関連文化財群としてまとめて、歴史文化として考えられるストーリーの例として紹介します。関連文化財群のストーリーやその構成要素等は今後、本計画の取組を実施する中でさらに検討を進めていきます。

時代		特性・出来事	関連									
原始・古代・中世	旧石器	白子川・石神井川流域における第一歩	●									
	縄文	自然と共生した縄文人の暮らし	●									
	弥生 ～平安	(歴史の不詳期間) 山林原野の広がり	●	●								
	鎌倉 ～室町	水辺における初期集落の出現	●	●			●					
近世	江戸	青梅街道の開設と田無宿のにぎわい		●	●							
		江戸近郊の薪炭林・雑木林の始まり		●								
		幕領とお鷹場による二重支配		●								
		上水・用水の開削と新田開発		●	●	●						
		江戸近郊農村としての発展	●	●	●				●			
		多彩な民俗と信仰		●			●		●			
	幕府代官の支配と改革組合村		●			●		●				
幕末	幕末期の混乱及び戊辰の動乱					●	●					
近代・現代	明治	新政と社会問題					●	●				
		学制・教育令下の初等教育のはじまり					●	●	●			
		維新政府の宗教統制と庶民の信仰		●		●						
	大正	武蔵野鉄道の開通			●		●	●	●			
		明治の俳諧から大正の『むさしの文芸』へ							●			
	昭和	文化住宅地の開発						●	●			
		教育機関等の誘致	●					●	●			
		軍需工場の進出と空襲	●					●	●			
戦後の工場進出とベッドタウン化		●					●	●				
都市農業への転換							●	●				
	文化人の活躍							●				
		遺跡	下野谷	集落	水と	物流	旅と	と誇り	村の祈り	近代化	文学	文化

(2) 西東京市の関連文化財群の例

歴史文化の特性の要素から、本市における関連文化財群のストーリーの例として次ページからの6つのストーリーが考えられます。過去から現在に連なる各ストーリーは、文化財が現代の私たちの生活に息づいていることを示しています。

## ①武蔵野台地を拓いた人々 —縄文人のふるさと「下野谷」の物語—

### ストーリーを構成する文化財等

石神井川・白子川  
下野谷遺跡、その他市内 13 遺跡  
出土遺物（土器、石器等）  
したのや縄文の里

### ストーリーの概要

市内で確認できる最古の人々の営みは 4 万年前の旧石器時代からで、白子川、石神井川流域に最初の一步が刻まれています。その後、4～5 千年前に、武蔵野台地の自然を切り拓き、水・土とともに千年もの長期にわたり下野谷（したのや）ムラに暮らした縄文人の「ふるさと」の物語があります。下野谷遺跡は南関東最大級の縄文時代中期の遺跡であり、大規模集落遺跡に見られる特徴である複数の環状集落が隣接して発見される状況が認められています。河川と森に囲まれた自然環境での暮らしや、流域での交流が存在します。

縄文時代後期になり、環境や生業、社会の変化により、下野谷遺跡から人々は去っていきませんが、彼らの暮らした石神井川の景観は残され、中世以降、再び集落ができると、市域では数少ない水田がつくられ、村制が敷かれた後は、上保谷村の一部となります。

現在では、早稲田大学のグラウンドや都立公園に隣接する駅近くの市街地ですが、足元には縄文人のふるさとが今も残されており、平成 27 年に国史跡に指定され、「したのや縄文の里」として整備が進む下野谷遺跡を活用したイベントには多くの人が集まります。また、石神井川の遊歩道も整備され、水とみどりと歴史が息づいています。

### 関連する小ストーリー・人物・事件等

- 縄文時代の集落の営みと優れた生活技術、芸術
- 自然と共存した生活
- 河川等を利用した広い交易ネットワーク
- 石神井川の昔と現在の姿



縄文土器出土状況



したのやムラ復元 CG  
(VR 下野谷縄文ミュージアムより)



「したのや縄文の里」

竪穴式住居の奥にはマンションがみえる

関連する文化財

- 遺跡
- 1 北宮ノ脇遺跡
  - 2 上前遺跡
  - 3 中荒屋敷遺跡
  - 5 南入経塚
  - 7 下野谷遺跡
  - 8 坂下遺跡
  - 9 上保谷上宿遺跡
  - 10 東伏見稻荷神社遺跡
  - 11 下柳沢遺跡
  - 12 上向台北遺跡
  - 13 下宿遺跡
  - 14 下宿南遺跡
  - 15 上向台西遺跡
  - 16 田無南町遺跡
- ※4・6は欠番

## ②水と集落 —土に生きる近郊農村の物語—

### ストーリーを構成する文化財等

延慶の板碑

上宿地下水堆

又六地下水堆

吉村吉信

西原自然公園、保谷北町緑地保全地域、碧山  
森緑地保全地域等に代表される雑木林

下保谷四丁目特別緑地保全地区等に代表され  
る屋敷林

名勝小金井（サクラ）

石製尾張藩御鷹場標杭

ふれあいのこみち、やすらぎのこみち

史跡玉川上水、千川上水

田無用水、田柄用水等の用水

水車で用いられた石臼等の部品

下田半兵衛

稗倉

養老田碑・養老畑碑

下田家文書

下田半兵衛富宅の木像

藍玉生産

農具・民具

検地図

### ストーリーの概要

本市の中世の記録は少ないですが、初期集落は鎌倉～室町時代にできたことが、谷戸地域（上宿）で発見された「延慶の板碑」によりわかります。市域にいくつか認められる初期集落は、いずれも石神井川や白子川、新川（旧・白子川）の源流域となる地下水堆付近に形成されており、水との関係が注目されます。その後は江戸初期の武蔵野の薪炭林、近郊農村としての集落が形成されました（武蔵野の新田開発）。尾張徳川家の鷹場になった時期もあります。

また、玉川上水や千川上水の開削、当初は田無宿の飲み水確保のために玉川上水から分水された田無用水の開削は、新田開発や水車を利用した麦等の製粉を盛んにし、地域での営み、そして江戸の食文化を支えてきました。中には、雑穀・粉商売で武蔵野の中心的な豪農となり、田無村の名主を後々まで務めた下田半兵衛家の存在もあります。

強い風や土埃をよけ、薪炭材を得るため、家屋の周りには屋敷林が形成されました。幕府も江戸住民のための建築材や薪炭を得るため植樹を行い、「武蔵野」の景観が形成されました。

明治以降は、製茶や製藍、養蚕、たくあんづくりも盛んでした。そのような武蔵野の農村の姿から、戦後の農地改革、都市化の進展を経て、都市農業が営まれる風景へ移り変わり、本市の現代の姿となっています。

### 関連する小ストーリー・人物・事件等

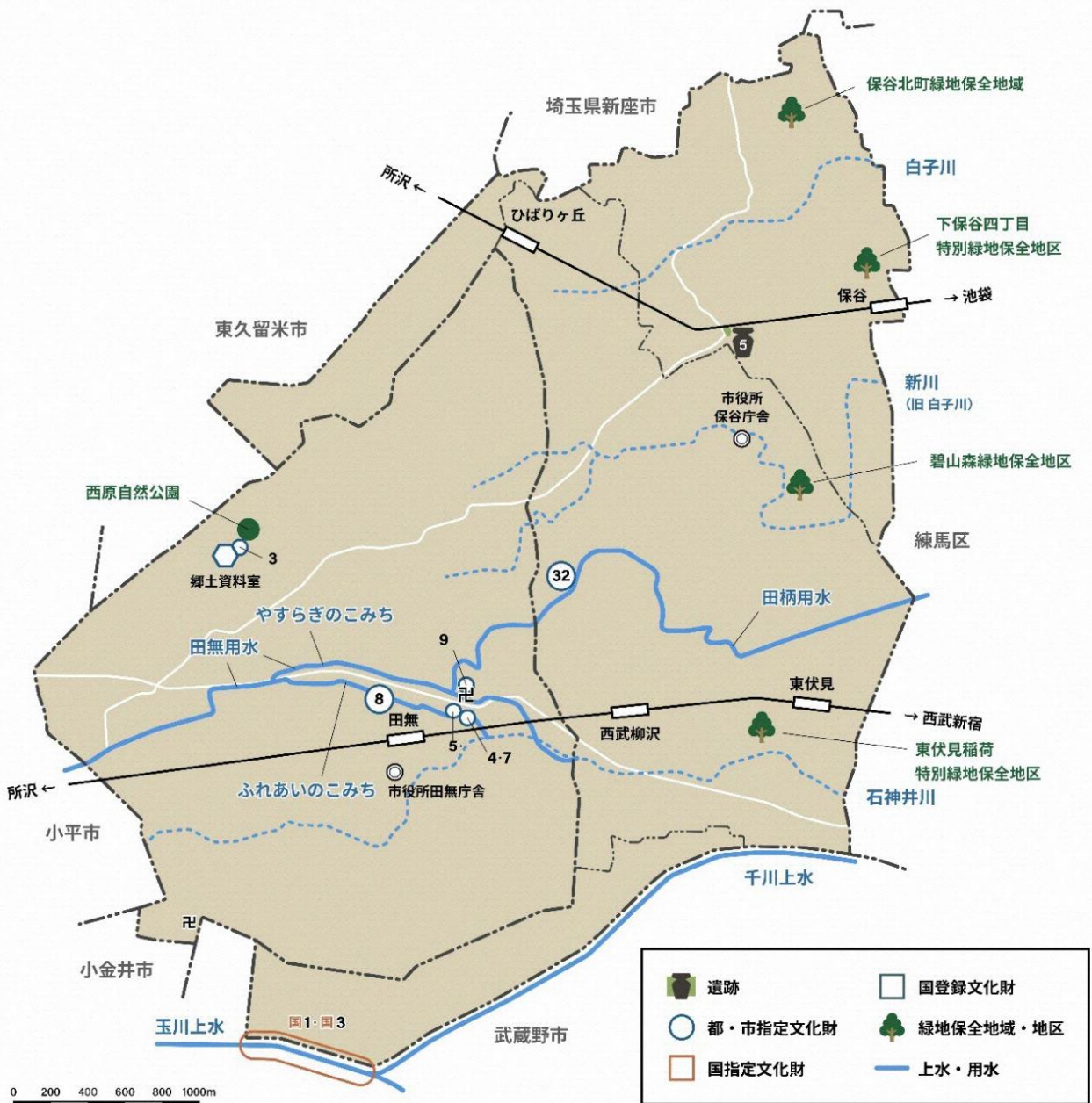
○武蔵野の景観変化と緑地保全

○江戸近郊農村の開発と「字」に見られる名残

○田無用水開削に伴う水車稼ぎと食文化(特別な日にうどんを食す等。「武蔵野うどん」)

○近郊農村の経済とくらし

○田無村名主・下田半兵衛家と稗倉、養老畑



関連する文化財

- 都・市指定文化財
- 3 延慶の板碑
- 4 稗倉
- 5 下田家文書
- 7 養老田碑
- 8 養老畑碑
- 9 下田半兵衛富家の木像
- 32 石製尾張藩鷹場標杭
- 国指定文化財
- 国1 玉川上水
- 国3 小金井(サクラ)



下保谷四丁目  
特別緑地保全地区



郷土資料室歴史ジオラマ「養老畑と稗倉」

### ③街場と生産場をつなぐ大動脈 —旅と物流の舞台「青梅街道」の物語—

#### ストーリーを構成する文化財等

青梅街道・横山道等の街道

田無宿（柳沢宿）

八方江之継場

柳沢庚申塔

「御嶽菅笠」

文化九年検地図

田無村御検地帳

人馬賃銭御定メ掛札（継馬）

高札（火付ヶ御文言高札）

武蔵野鉄道（現・西武池袋線）

西武鉄道（現・西武新宿線）

旧下田家名主役宅

田無神社

總持寺

観音寺

古くから続く店

#### ストーリーの概要

江戸城の大修理に伴う、漆喰の材料である石灰の輸送を契機に「青梅街道」が開かれ、輸送や旅行者の休泊のための人馬継ぎ立ての場として「田無宿」が成立しました。その後、石灰輸送は衰退しますが、代わりに江戸への生産物の輸送や人々の往来で賑わい、多くの街道が集まる「八方江之継場」と呼ばれるようになり、武蔵野の中心地として栄えた歴史があります。その賑わいの様子は、江戸時代の旅のガイドブックともいえる「御嶽菅笠」にも、別名である「柳沢宿」として載っています。明治期には郵便輸送路としても利用され、経済は急拡大しました。新河岸川をとおり舟便の利用拡大や、その後の鉄道開通による輸送路変化の打撃を受けましたが、戦後の高度経済成長期の車両交通の増加、新青梅街道の開通を経て、現在のまちの発展に貢献しています。

現代、青梅街道沿いには社寺や古い民家、古くから続く屋号を冠した商店が残り、江戸の物流の一画を担い、にぎわった町場の歴史文化が今も息づいています。

#### 関連する小ストーリー・人物・事件等

- 青梅街道の物流と田無宿のにぎわい
- 甲州街道の脇往還（バイパス）としての道路ネットワーク
- 農村への遊覧としての道



市指定文化財第12号 人馬賃銭御定メ掛札



青梅街道と市指定文化財第28号 柳沢庚申塔



**関連する文化財**

- (市指定文化財)
- 11 高札
- 12 人馬賃銭御定×掛札
- 19 文化九年検地図
- 25 田無村御検地帳
- 28 柳沢庚申塔
- 29 旧下田名主役宅

## ④村の祈りと誇り

### ストーリーを構成する文化財等

延慶の板碑、下保谷の板碑群

現・氷川神社の鳥居

榛名大権現石造物群

馬駆け市大絵馬

南入経塚（経塚伝承）

田無神社、野分初稻荷、天神社、阿波洲神社、

尉殿神社、白山社

福泉寺、四軒寺（東禅寺、寶晃院、如意輪寺、

寶樹院）、観音寺、西光寺（現・總持寺）、持宝院

三十番神信仰

御嶽山、榛名山信仰等の講

富士塚

石幢六角地蔵尊、文字庚申塔、北芝久保庚申

塔、南芝久保庚申塔、六角地蔵石幢、水子地蔵

菩薩立像、西浦地蔵尊、岩船地蔵

十王堂一字建立の碑、又六石仏群

撃剣家並木先生の墓

田無ばやし・保谷囃子、獅子頭

養老田碑・養老畑碑

蓮見家文書

招魂塔

賀陽玄雪・玄順親子

### ストーリーの概要

本市には中世の文字記録がほとんどありませんが、「延慶の板碑」が、阿弥陀信仰を持つ人々が谷戸地域に暮らしていたことを語っています。また、下保谷地域からは日蓮宗信仰に伴う文字板碑が見つかっています。このような板碑群からは、地域の結びつきを知ることができ、消滅した「南入経塚」を境に、上保谷の密教系仏教、下保谷の日蓮宗等を信仰する地域に分かれていたことがわかります。また、村落の形成とともに、富士講や御嶽講等、様々な信仰が取り結ぶ組織「講」も存在しました。また、寺院や神社も人々の信仰を集めてきました。明治維新政府の宗教統制政策により、下保谷村鎮守の三十番神は禁止令を受けるなどしましたが、関連する文化財は現在も大切に引き継がれています。同様に榛名大権現（現・氷川神社）も尉殿神社への合祀を指示されましたが、10数年にわたって抵抗を続けるなど人々は信仰を大切に受け継ぎました。

田無村では代々の名主下田半兵衛を中心に文化や互助に優れたまちづくりが行われました。下田半兵衛富永の庇護をうけた医師、賀陽玄雪・玄順親子は、医療活動とともに文化面でも活躍しました。また、田無神社の本殿の改修には、江戸の名工・嶋村俊表が招聘されました。

また、村民の名前を刻んだ庚申塔や、明治初期に、凶作に備えた貯穀制度に対する出穀軽減の要求をした「御門訴事件」に関わった村人をののための招魂塔等、村人の結束と祈り、誇りを示す文化財も多く残っています。

これらの祈りの風景は社寺で行われる年中行事等に引き継がれ、地域のつながりを保ち、現代生活に潤いを与えてくれています。

### 関連する小ストーリー・人物・事件等

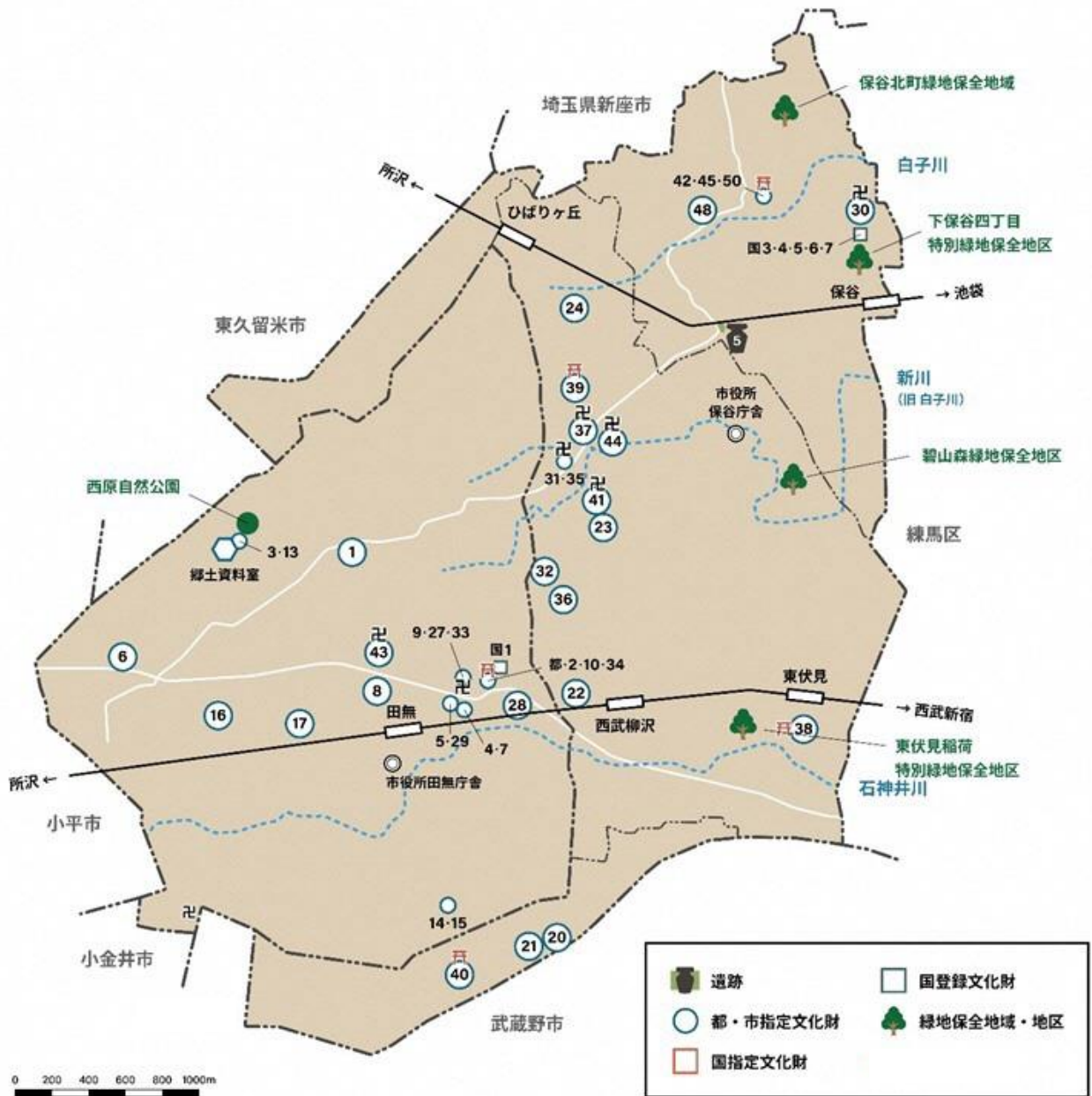
○御嶽山、榛名山、富士山等の信仰

○三十番神信仰の禁止、天神社への改号

○榛名神社の合祀反対運動と鳥居奪還・再興

○御門訴事件

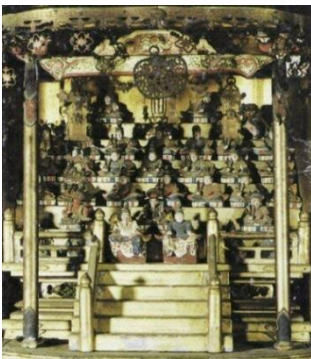




関連する文化財

遺跡

- 5 南入経塚



市指定文化財第30号  
木彫彩色三十番神神像

都・市指定文化財

- 1 石幢六角地藏尊
- 2 田無ばやし
- 3 延慶の板碑
- 4 神倉
- 5 下田家文書
- 6 北芝久保庚申塔
- 7 養老田碑
- 8 養老畑碑
- 9 下田半兵衛富宅の木像
- 10 獅子頭
- 13 葦山笠
- 14 十王堂一字建立の碑
- 15 玉井寛海法士の墓
- 16 撃剣家並木先生の墓
- 17 南芝久保庚申塔
- 18 地租改正絵図
- 20 文字庚申塔
- 21 招魂塔
- 22 六角地藏石幢
- 23 青面金剛庚申像
- 24 又六石仏群
- 25 田無村御検地帳
- 27 尉殿大権現 神号額
- 29 旧下田名主役宅
- 30 木彫彩色三十番神神像
- 31 木彫彩色俱利伽羅不動明王像
- 32 石製尾張藩鷹場標杭
- 33 總持寺のケヤキ
- 34 田無神社のイチョウ
- 35 水子地藏菩薩立像
- 36 西浦地藏尊
- 37 六地藏菩薩立像

国登録文化財

- 国登1 田無神社参集殿
- 国登3 高橋家住宅土蔵
- 国登4 高橋家住宅土蔵
- 国登5 高橋家住宅衣裳蔵
- 国登6 高橋家住宅納屋
- 国登7 高橋家住宅表門
- 国登8 下田家住宅土蔵
- 国登9 下田家住宅文庫蔵

※国登8、9は図になし

- 38 様名大権現石造物群
- 39 石燈籠一对
- 40 奉納絵馬群
- 41 一文銭向い目絵馬二枚
- 42 菅原道真石像
- 43 観音寺の宝篋印塔
- 44 馬駆け市大絵馬
- 45 氏子中奉納題目塔二基
- 46 保谷囃子
- 47 岩船地藏尊
- 48 蓮見家文書
- 50 天神社拝殿

※46・47は図になし

## ⑤近代化するまちと産業と暮らし

### ストーリーを構成する文化財等

武蔵野鉄道・西武鉄道の開通

保谷文化住宅地、

長者園文化住宅地

小宮家住宅（遠藤新の建築）

東京帝国大学農学部附属農場（現・東大生態調和農学機構）などの教育機関

東伏見稲荷神社

住友重機械工業(株)田無製造所（中島飛行機田無試運転工場・中島飛行機金属田無製造所）等の工場

軽便鉄道が使用したガード

しじゅうから第2公園付近（原爆模擬爆弾の被害）

平和のリング（田無駅前空襲）

散華乙女の碑、和楽地藏菩薩立像、戦災者慰霊塔（平和観音）等の慰霊碑

青面金剛庚申像等被災文化財

東京大学原子核研究所（現・西東京いこいの森公園）

通商産業省工業技術院電子技術総合研究所田無分室（現・都立田無高等学校、現・向台運動場、現・市民公園グラウンド）

ひばりが丘団地 等

### ストーリーの概要

大正期の武蔵野鉄道（現・西武池袋線）と昭和初期の西武鉄道（現・西武新宿線）の開通による開発で、現在の町の姿へと近づいてきます。鉄道沿線の新興住宅地開発に文化的な雰囲気をもたらそうとした「文化住宅地」が造成され、同時に教育機関及びその関連施設の誘致が進み、現在市内に立地する大学施設の原型が形づくられました。また同じ開発の流れで、京都の伏見稲荷大社から分祀され東伏見稲荷神社が勧請されています。

その後は、日中戦争以降の軍需工場の進出で、当時国内最大級の中島飛行機の各種工場や関連下請工場が次々につくられ、社宅や独身寮もできました。そのことによって、第二次世界大戦末期の空襲を受けることとなり、空襲では、学徒勤労員中の女学生や、田無駅前の人々等が犠牲となりました。市域には平和を祈る多くの慰霊碑が残されています。

戦後の高度経済成長期では、石川島播磨重工業株式会社（現・株式会社 IHI）などが操業を開始しています。また、農村から都市への大規模な人口移動により、人口が急増しました。そのため住宅建設としてひばりが丘団地等の大規模団地建設や宅地・マンションの分譲も進み、農地の転用を伴う商業地の拡大・分散化により、現在の地域が形成されるに至っています。

ひばりが丘団地は、戦後復興のシンボルとして多くの人々が住みたいと思う憧れの住宅街でした。現在の「住みたいまち、住み続けたいまち西東京」を目指す原型ともいえるかもしれません。

### 関連する小ストーリー・人物・事件等

○軍需工場の進出

○空襲被害（田無駅前、散華乙女の碑、原爆模擬爆弾）

○高度経済成長期の工場進出と大規模団地開発

散華乙女の碑



## ⑥武蔵野の人々の学問・文化・文学

## ストーリーを構成する文化財等

真誠学舎（現・田無小学校）・  
 上保谷学校（現・保谷小学校）・  
 芳谷学校（現・保谷第一小学校）  
 田無連（俳人仲間）・文芸雑誌『むさしの文芸』  
 小宮家住宅（遠藤新の建築、自由学園界限）

民族学博物館  
 詩碑 釈 迢空（折口信夫）「田無の道」  
 茨木のり子の家  
 アニメーション  
 多摩六都科学館

## ストーリーの概要

江戸時代末期、本市の地域にも「寺子屋」と呼ばれる初等教育施設が存在しており、子どもたちへの読み・書き、そろばん等が、僧侶等により教えられていました。明治期に入ると、学制による「真誠学舎（現・田無小学校）」や「上保谷学校（現・保谷小学校）」「芳谷学校（現・保谷第一小学校）」が設置され、学びの場は学校へと移り、現在の小学校へとつながっています。また、江戸期からの俳人仲間や、大正デモクラシーの波による「むさしの文芸」が興った歴史もあります。

昭和初期には保谷村に渋沢敬三、高橋文太郎らにより日本最初の野外博物館でもある「民族学博物館（日本民族学会附属研究所・博物館）」が開設され、民族学の拠点となりました。しかし、現在は閉館し、収蔵資料は、国立民族学博物館（みんぱく）へ移っています。

他方、大正から昭和初期にかけての自由学園による住宅開発地に建てられた遠藤新設計の住宅や戦後を代表する女流詩人である茨木のり子の暮らした家も存在しています。

近年ではアニメーションの町としても知られるようになりました。また近隣市と共同で運営する多摩六都科学館では幅広い研究・展示がなされ、最新の科学の成果にふれることができます。

市内に息づいた学問・文学・文化の香りを今も感じ、学ぶことができます。

## 関連する小ストーリー・人物・事件等

- 寺子屋から学校、小学校への人々の学びの変遷
- 俳人社会や武蔵野文芸会
- 日本最初の野外博物館「民族学博物館」  
 （渋沢敬三、高橋文太郎、今和次郎、宮本馨太郎）

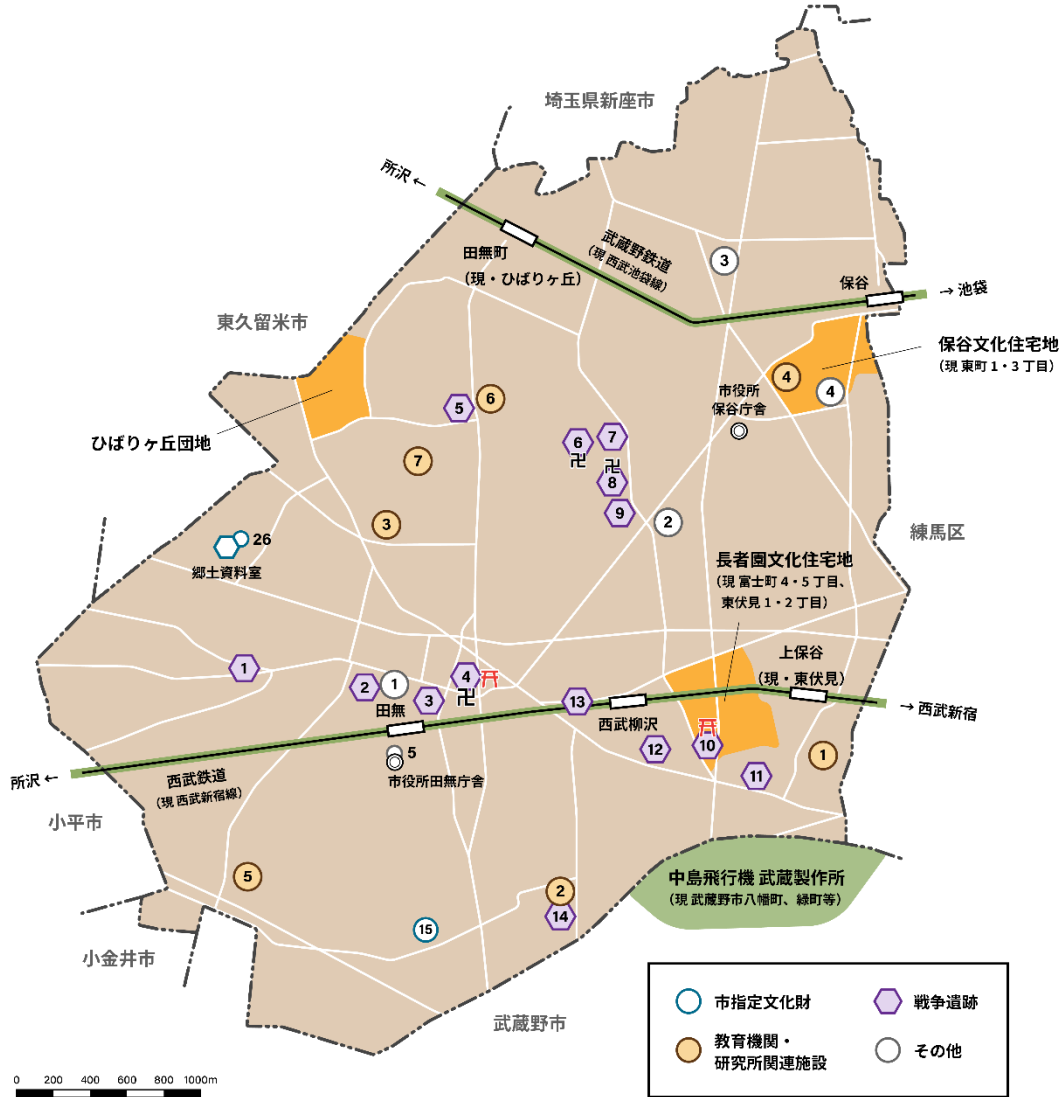


民族学博物館ジオラマ



民族学博物館ジオラマ

関連文化財群⑤ 近代化するまちと産業と暮らし  
 関連文化財群⑥ 武蔵野の人々の学問・文化・文学



関連する文化財

都・市指定文化財

- 15 玉井寛海法師の墓
- 26 真誠学会関係文書

国登録文化財

国登録 小宮家住宅主屋

教育機関・研究所関連施設

- 1 早稲田大学総合運動場  
(現・早稲田大学東伏見キャンパス総合グラウンド)
- 2 武蔵野女子学院  
(現・武蔵野大学)
- 3 東京帝国大学農学部附属農場  
(現・東大生協講和農学機構)
- 4 東京文理科大学・東京高等師範学校の附属農場・グラウンド  
(現・文理台公園)
- 5 通商産業省工業技術院電子技術総合研究所田無分室  
(現・都立田無高等学校、現・向台運動場、現・市民公園グラウンド)
- 6 東京女子薬学専門学校  
(現・谷戸せせらぎ公園)
- 7 東京大学原子核研究所  
(現・西東京いこいの森公園)

戦争遺跡

- 1 交通安全地蔵
- 2 廃棄教練銃
- 3 平和のリング
- 4 總持寺と戦災者慰霊塔
- 5 住友重機械工業(株)田無製造所
- 6 寶院院と戦死者供養地蔵菩薩立像
- 7 如意輪寺と和楽地蔵菩薩立像
- 8 寶樹院と六体地蔵菩薩立像
- 9 青面金剛康申像
- 10 東伏見稲荷神社
- 11 地蔵菩薩立像
- 12 しじゅうから第二公園
- 13 軽便鉄道が使用したカード
- 14 散華乙女の碑

その他

- 1 真誠学会 (現・田無小学校)
- 2 上保谷学校 (現・保谷小学校)
- 3 芳谷学校 (現・保谷第一小学校)
- 4 日本民族学会附属研究所・博物館
- 5 詩碑 釈迦堂「田無の道」

## 第4章 西東京市の文化財の保存・活用に関する現状と課題

### 1 文化財を取り巻く環境

#### －「西東京市文化財保存・活用計画」を受けて－

本市では、合併前の田無市及び保谷市の文化財保護行政を受け継ぎ、指定制度による確実な文化財の保護を軸として、文化財の普及・活用事業を進めています。

特に近年は重点施策として、「(第1期)文化財保存・活用計画」策定中の2015年(平成27年)3月に国史跡に指定された「下野谷遺跡」について確実に未来につなげることができるように、国及び東京都との連携を図りながら、保存、調査、整備、活用を進めています。整備では、クラウドファンディングの手法を取り入れたところ、想定を超えた支援を集めることができ、市民の文化財に対する興味と意識の高さが明らかになりました。縄文時代の竪穴式住居2棟などが建設された史跡整備地には2023年(令和5年)に市民公募により「したのや縄文の里」の愛称が付き、今後はまちづくりや学校教育等と連携した積極的な活用が期待されています。

また、指定文化財以外の文化財については、建造物をはじめとした市域の文化財の調査を継続して実施しているほか、郷土資料室の収蔵資料のデータベース化を進めています。そのような調査研究を受けて、この8年間の間に、市の指定文化財は1件、国の登録文化財は7件増加しました。

文化財に関係する市民団体も多く存在し、自らの学びを進めているほか、縄文の森の秋まつりなど文化財の普及啓発事業を行政と協働で行っています。特に最近では、フリーペーパーを活用した文化財の発信や、SNSを活用した古い写真の収集、市民団体による研究活動、講演会やまち歩きなどの事業の開催など、新しい視点や手法を用いた活発な活動が行われています。

このように、指定文化財制度に基づく価値の高い文化財の確実な保護、文化財の継続的な調査・研究、郷土資料室での文化財の管理・活用、市民や市民活動団体、関係団体との協働による普及事業、市民の積極的な文化財保護活動等、「(第1期)文化財保存・活用計画」策定後、本市での文化財行政は着実に進んでいます。

しかしながら、全国的な傾向と同様、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化等により、文化財の保護が困難な事例が増加し、指定等一定の保護を受けていない文化財が散逸、消失する傾向にあり、確実に文化財を保護していく必要があります。

また、災害などの際にも必要な文化財の把握のリストにもなる登録文化財制度の策定や、文化財の収蔵、展示、調査研究に加え市民の文化財保護活動のプラットフォームともなる「地域博物館」の設置など残された課題も多くあります。

今後は、前章までに見てきた、西東京市の多様な歴史文化、文化財を市民が共有し、自らの郷土の財産として大切に思えるよう、新たな価値を創造し、「住みたいまち、住み続けたいまちづくり」や心の豊かさや安定、健康や幸福感といった「ウェルビーイング」の向上にも活用していくことが求められます。

## 2 市のこれまでの取組

### (1) 文化財保存・活用の拠点

#### ■ 郷土資料室 概要

- 場 所 西東京市西原町四丁目5番6号 西原総合教育施設内  
 開室日 日曜日及び水曜日から土曜日まで（年末年始を除く。）  
 展示物 ジオラマによる西東京市の歴史12景  
 旧石器時代（石器）、縄文時代（土器、石斧、石鏃等）、鎌倉・室町時代（板碑等）、江戸時代（高札、葎山笠等）、明治時代（自家製乳母車等）

#### ■ 郷土資料室 来室者数推移

（単位・人）

年度	計	幼児	小学生	中・高校生	一般	団体
令和4年度	2,165	62	142	38	1,336	587
令和3年度	2,236	155	210	52	1,340	479
令和2年度	2,044	138	224	39	1,033	610
令和1年度	2,269	80	268	36	1,210	675
平成30年度	1,714	54	231	44	759	590
平成29年度	2,472	301	346	63	1,141	621
平成28年度	2,981	341	397	45	1,380	818
平成27年度	2,799	197	305	75	1,395	827



郷土資料室 外観



展示室4 手作り歴史ジオラマ

(2) 文化財普及啓発事業 (令和4年度分)

項目	種別	事業名	開催日	場所	参加延べ人数(人)
夏休み企画	体験	トレジャーハンター 歴史の宝ものさがし!	令和4年7月23日 から8月28日まで	郷土資料室	32
	学習支援	自由研究応援ウィーク	令和4年7月23日 から8月28日まで	郷土資料室	18
文化財ウィーク	展示	郷土資料室特別展 思い出の中の風景 -定点写真で見る田無の昭和と今-	令和4年10月29日 から12月25日まで	郷土資料室	328
	展示	第13回 秋の屋敷林企画 保谷のアイ ~尾張徳川のお鷹場~	令和4年11月3日	下保谷四丁目特別緑地 保全地区	約400
	体験	第16回 縄文の森の 秋まつり ~したのやムラにおかえり なさい!しーたとのーやも 待ってます~	令和4年10月2日	下野谷遺跡	約1,000
その他	展示	下野谷遺跡特別展 on 下 野谷遺跡 コノシタ、ココモ、 シタノヤイセキ	令和4年5月11日 から5月25日まで	東伏見 市民集会所	380
	体験	竪穴式住居復元工事 見学会	令和5年2月5日 2月19日	下野谷遺跡	128



郷土資料室特別展「思い出の中の風景」



保谷のアイ

### (3) 他の関係団体との連携（令和4年度分）

- 多摩郷土誌フェア（連携先 東京都市社会教育課長会文化財部会）  
実施日 令和5年1月21日、1月22日  
会場 立川市女性総合センターアイム
- 科学の視点で考古学（連携先 多摩六都科学館）  
実施日 令和4年6月5日  
会場 多摩六都科学館
- プラネタリウム（連携先 多摩六都科学館）  
実施日 令和5年3月18日  
会場 多摩六都科学館
- 下野谷遺跡 デジタルアーカイブ（連携先 図書館）  
実施日 令和5年3月から  
会場 西東京市図書館ホームページ内
- ドキ土器考古学（連携先 公民館）  
実施日 令和5年2月19日・26日  
会場 郷土資料室・芝久保公民館



科学の視点で考古学



多摩郷土誌フェア



## (4) 他課の文化財関連の取組 (ヒアリング実施課のみ記載)

## ■ 公民館

## 【市刊行物による文化財情報の提供】

- ・ 公民館だよりの地域にかかる連載記事の中で、市の文化財や歴史文化等について紹介。(令和4年度：第257号、第261号)

## 【公共施設等での文化財情報の提供】

- ・ 市内他課からの依頼に基づき、文化財にかかわるイベント等情報のポスターの掲示やチラシの配架等。

## 【郷土資料室・図書館と連携した事業の実施】

- ・ 下野谷遺跡や戦争遺跡等を取り上げた主催講座を開催。
- ・ 芝久保公民館が、社会教育課と共催で、親子おたのしみ企画「ドキ土器考古学～縄文時代にタイムスリップ～」を開催。
- ・ 芝久保公民館主催で、市内の戦争遺跡を巡る平和について考える講座「この町にも戦争があった～戦跡フィールドワーク～」を開催。
- ・ 保谷駅前公民館が、高橋家屋敷林保存会と共催で、旧高橋家母屋を会場に旧下保谷村の民俗を追体験する、地域講座「瞽女唄が聞こえる」を開催。

## ■ 図書館

## 【市刊行物による文化財情報の提供】

- ・ 文化財について記載のある市報やパンフレット・リーフレット等を配布できるよう図書館内に設置、また図書館所蔵資料として市民に情報を提供。

## 【公共施設等での文化財情報の提供】

- ・ 文化財に関わるイベント等情報を図書館内の掲示板掲示、配布。

## 【下野谷遺跡等の遺跡を活用した生涯学習への活用】

- ・ 図書館ホームページの下野谷遺跡関連資料等の紹介コーナーで市内の遺跡に関する所蔵資料を紹介。
- ・ 図書館ホームページの下野谷遺跡関連写真コーナーで図書館が所蔵している下野谷遺跡の写真を紹介。

## 【その他の文化財の保存・活用・発信】

- ・ 市指定文化財「地租改正絵図」「田無村御検地帳」、その他「保谷大絵図」などの図書館所蔵資料について、電子化し西東京市デジタルアーカイブとしてWeb公開。



図書館内の展示

## ■ 教育指導課

### 【出前授業への講師派遣】

- ・出前授業への講師の派遣/取組：総合的な学習の時間（ふるさと探究学習）等を通して、小学校で下野谷遺跡について調べ学習等を行った。また、小学校第3学年の社会科の時間では、昔の道具に関する出前授業を実施。

### 【文化財を活用した学習の推進】

- ・文化財等を活用した学習の推進/郷土意識の醸成のため、授業において、下野谷遺跡等、本市における文化財や郷土資料室の活用を推奨した。小学校の社会科見学で、下野谷遺跡への見学を推奨した。

## ■ 産業振興課

### 【農とのふれあいによる地域の歴史・文化の理解の充実】

- ・市内小学生を対象として「葺の里」にて、昔と今の農業、農具の違い等の学習を実施。令和4年度2校計5回実施。

## ■ 協働コミュニティ課

### 【戦争遺産や文化財を活用した平和学習の推進】

- ・市内戦争遺跡を巡る、ピースウォークを実施（令和5年度）。

## ■ みどり公園課

### 【みどりの景観を活用した地域の魅力づくりの推進】

- ・西東京自然を見つめる会の協力により「みどりの散策マップ」（平成29年3月発行）を作成。本マップにおいては、みどりや文化財等の地域資源を考慮した散策コースを設定し、「みどりの散策路めぐり」を実施。

### 【自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成】

- ・下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画（令和4年3月発行）に基づき、下保谷四丁目特別緑地保全地区において、景観を保全しつつ、将来的な常時施設開放に向けて高木の段階的な強剪定等に取り組んだ。高橋家屋敷林保存会との協働により日常の維持管理、一般開放や季節のイベントを実施した。

### 3 市民の意識調査

#### (1) 各調査実施概要

市民意識を把握するため、次のアンケート及びヒアリングを実施しました。

##### ① 市民アンケート

調査対象	: 西東京市住民基本台帳に登録された15歳（高校生）以上の男女
標本数	: 1987件（2000件配布、13件宛所なしにより返送）
抽出方法	: 住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	: 郵送によるアンケート調査票の配布・回収（紙面またはWEB回答）
調査期間	: 令和5年10月17日～10月31日
質問内容	: ○文化財全般に対する普段の意識 ○市内文化財や文化財に関わる取組の認知・参加経験 ○文化財の保存・活用を推進する為に必要な場や機能
有効回収	: 538票（有効回収率27.1%）

##### ② 小・中学生アンケート

調査対象	: 市立の小・中学校に通う児童（小学5年生）・生徒（中学3年生）
標本数	: 595人（小学生258人、中学生337人）
調査方法	: 学校を通して紙アンケートの配布・回収
調査期間	: 令和5年10月17日～10月31日
質問内容	: ○文化財全般に対する普段の意識 ○市内文化財や文化財に関わる取組の認知・参加経験 ○文化財の保存・活用を推進する為に必要な場や機能
有効回収	: 562票（有効回収率94.5%、小学生241票、中学生321票）

※①及び②の調査分析における田無地域と保谷地域は下記の通り区分しています

田無地域・・・田無町、南町、西原町、緑町、谷戸町、北原町、向台町、芝久保町

保谷地域・・・新町、柳沢、東伏見、保谷町、富士町、中町、東町、泉町、住吉町、ひばりが丘、ひばりが丘北、栄町、北町、下保谷

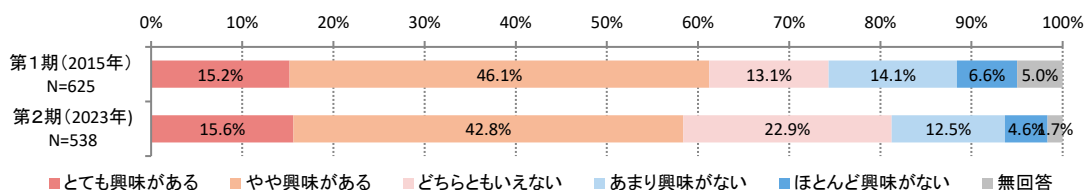
##### ③ 市民活動団体へのヒアリング調査

調査対象	: 文化財に関わる市民活動団体
調査期間	: 令和5年11月～12月
対象団体数	: 4団体（下保谷の自然と文化を記録する会、速間流田無ばやし保存会、中部地域協カネットワーク、東伏見商栄会）

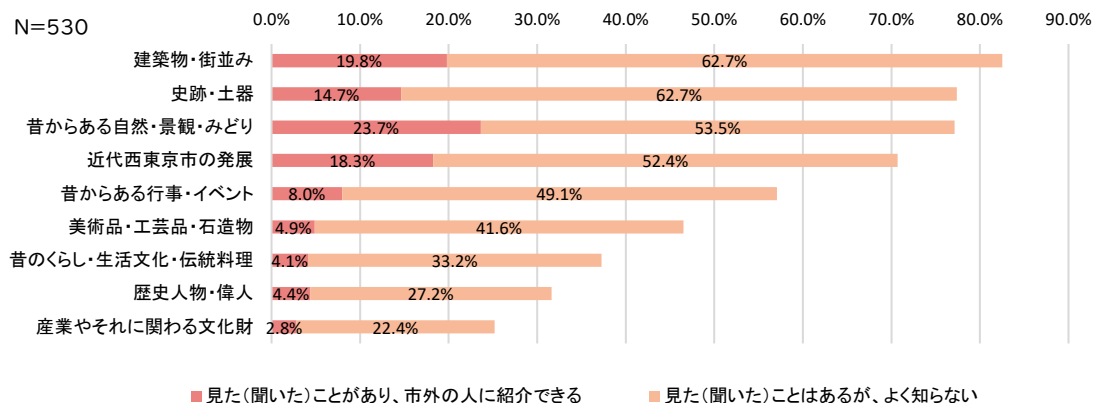
## (2) 市民（15歳以上）の意識調査結果

### 市民の文化財への興味

- ✓ 文化財への興味がある市民（「とても興味がある」「やや興味がある」の合計）は第1期計画策定時には61.3%に対して、本調査では58.4%とやや減少しています。
- ✓ 文化財への興味がない市民（「あまり興味がない」「ほとんど興味がない」の合計）は第1期計画策定時の20.7%に対して、本調査では17.1%となっており、こちらもやや減少しています。



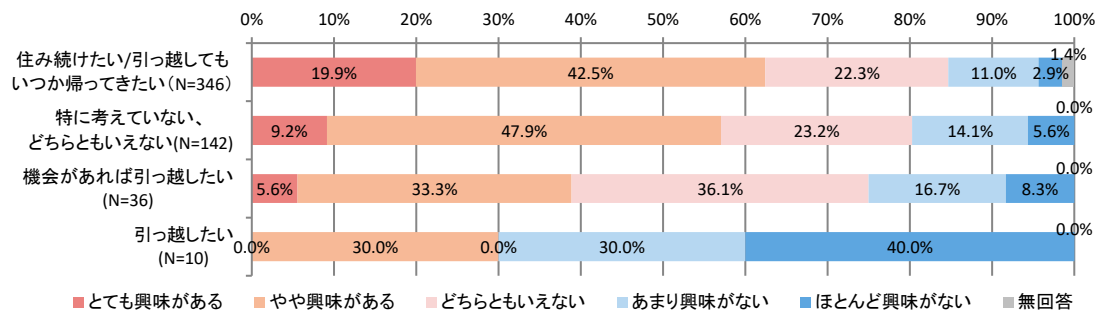
### 市民が認知している文化財



### 属性別の分析

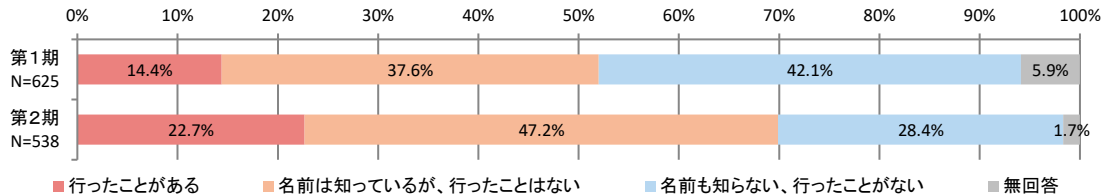
#### 〈西東京市に住み続けたい市民の文化財への興味〉

- ✓ 「西東京市に住み続けたいと思うか」と「文化財の興味」の質問をクロス分析した結果、「住み続けたい」と考えているの方が、文化財に対して興味を持っている傾向が見られました。

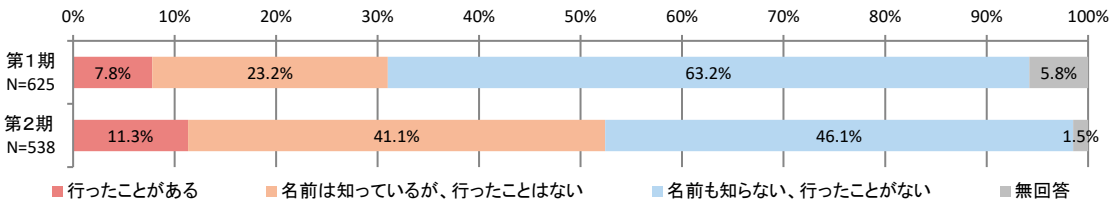


下野谷遺跡と郷土資料室の認知度

- ✓ 【下野谷遺跡】第1期計画策定時と比較して、本調査では認知している市民（「行ったことがある」「名前は知っているが行ったことはない」の合計）は17.9ポイント増となり、約70%が認知しています。
- ✓ 一方で「行ったことがある」市民は22.7%と、市民の方の来訪経験はまだ少ないといえます。



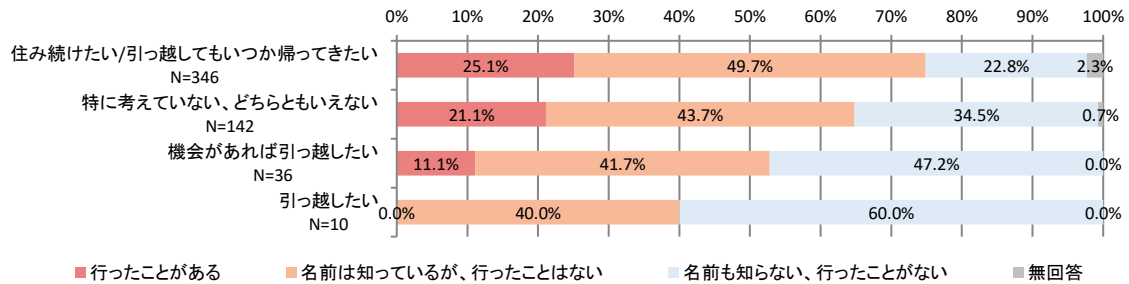
- ✓ 【郷土資料室】第1期計画策定時と比較して、本調査では認知している市民（「行ったことがある」「名前は知っているが行ったことはない」の合計）は21.4ポイント増となりました。



■ 属性別の分析

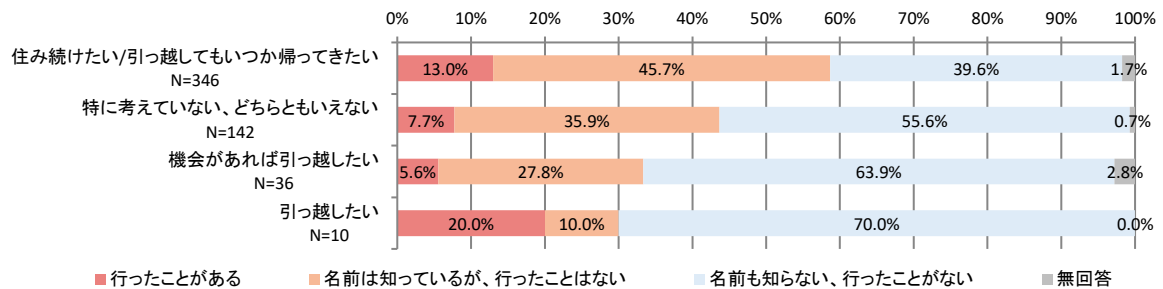
〈西東京市に住み続けたい市民の下野谷遺跡の認知度〉

- ✓ 住み続けたいと思っている市民が下野谷遺跡への来訪経験が多い傾向にありました。



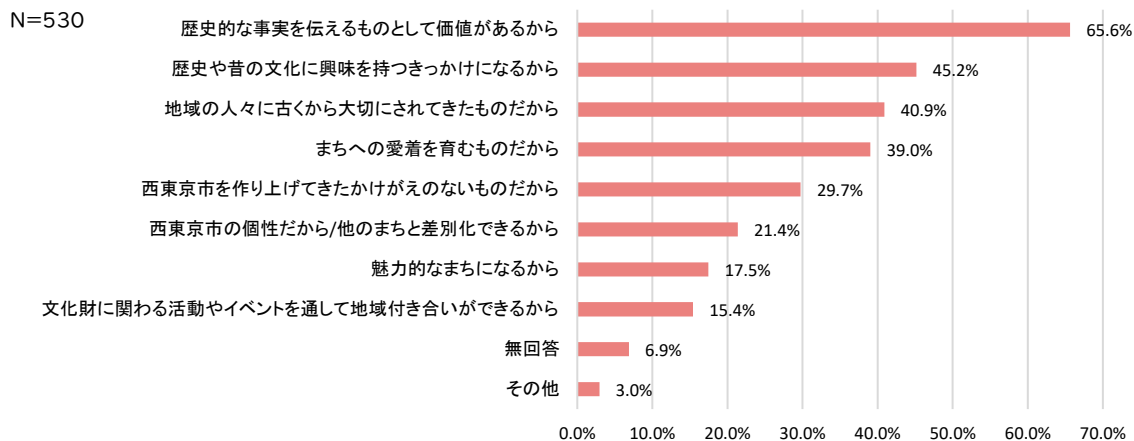
〈西東京市に住み続けたい市民の郷土資料室の認知度〉

- ✓ 住み続けたいと思っている市民と郷土資料室への来訪経験にあまり相関は見られませんでした。



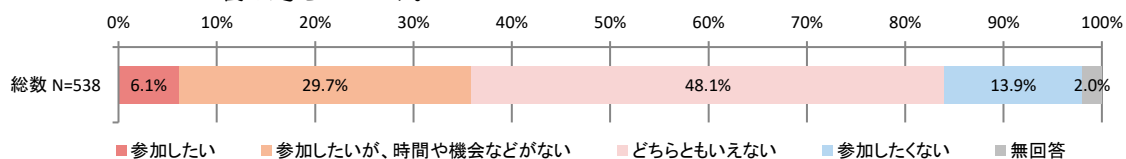
### 文化財を保存することの意味（複数選択）

✓ 「魅力的なまちになるから」「文化財に関わる活動やイベントを通して地域付き合いができるから」といった項目の回答割合が低く、文化財を守ることが、生活の豊かさや、暮らしやすさに寄与している、と感じている市民は少ないといえます。



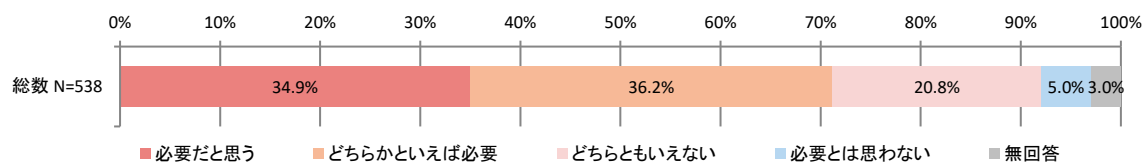
### 文化財に関わる活動に参加する意思

✓ 参加したいと考えている市民（「参加したい」「参加したいが時間や機会などが無い」の合計）は35.8%と3割を超えています。



### 文化財の保存活用を推進する為の場や機能について

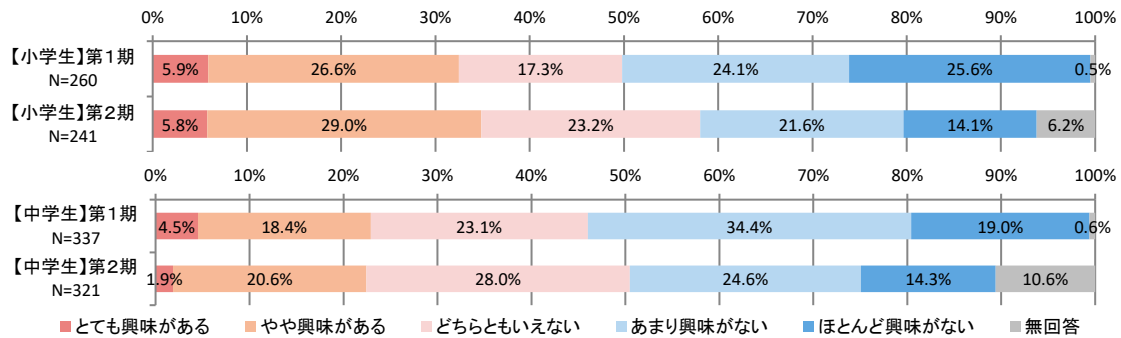
✓ 文化財の保存活用を進める博物館のような場が必要だと感じている（「必要だと思う」「どちらかといえば必要」の合計）は71.1%でした。



### (3) 小学生・中学生の意識調査結果

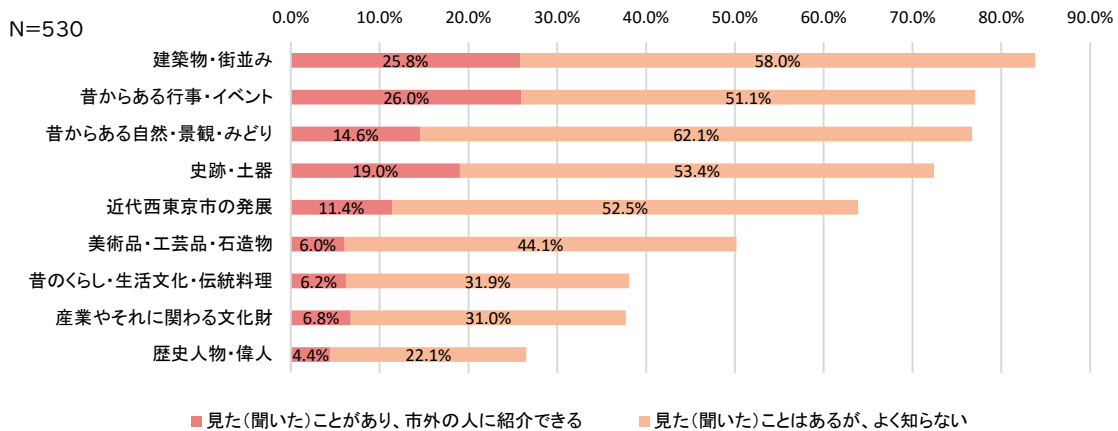
#### 小中学生の文化財への興味

- ✓ 小中学生ともに文化財に興味がある児童・生徒（「とても興味がある」「やや興味がある」の合計）はほぼ変化が見られず、小学生の34.8%、中学生の22.5%が文化財に興味を持っていました。



#### 小中学生が認知している文化財

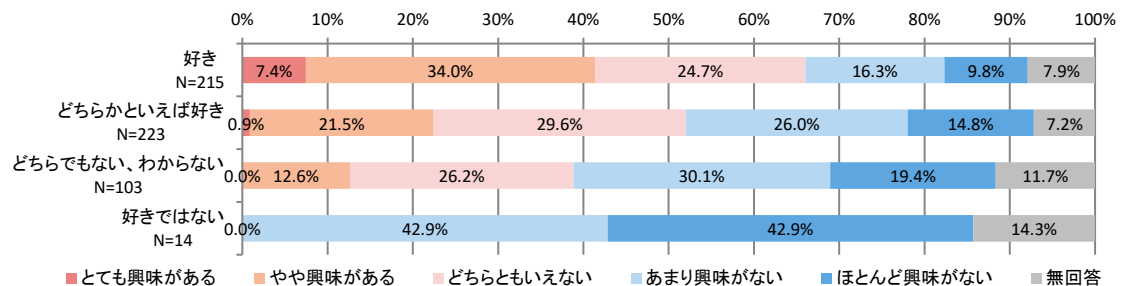
- ✓ 「昔の暮らし・生活文化・伝統料理」「産業やそれに関わる文化財」など、西東京市の生活や産業に関わる文化財への認知度が低い傾向が見られました。



#### ■ 属性別の分析

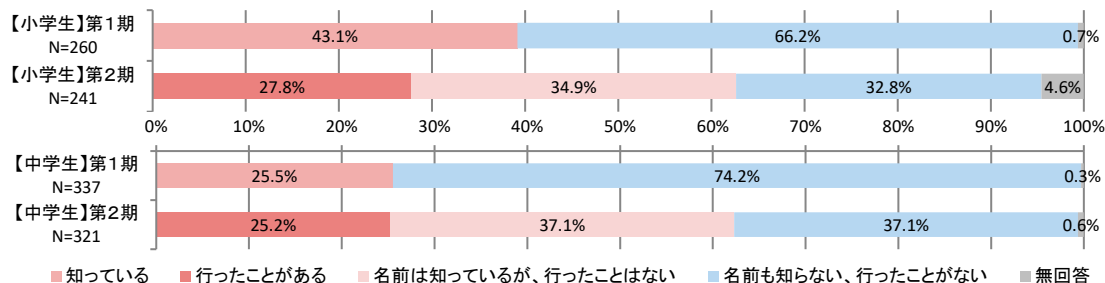
##### 〈西東京市を好きな小中学生の文化財への興味〉

- ✓ 西東京市を好きと答えた小中学生の方が、文化財への関心が高い傾向が見られました。

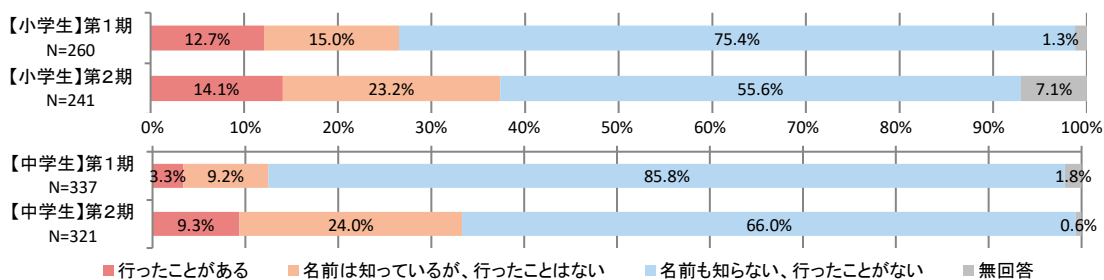


## 下野谷遺跡と郷土資料室の認知度

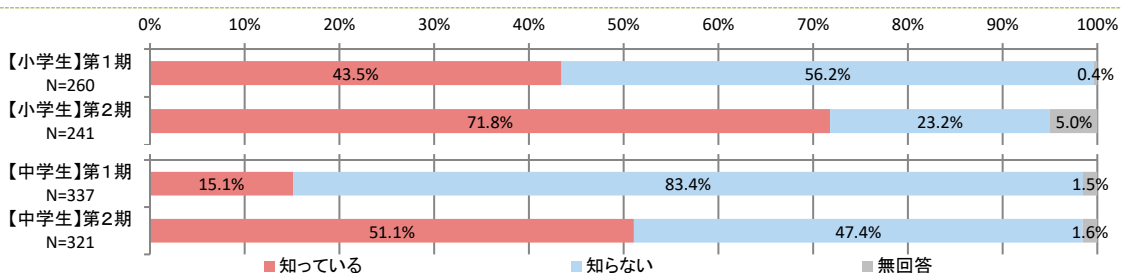
- ✓ 【下野谷遺跡】小中学生共に、下野谷遺跡の認知度（「行ったことがある」「名前は知っているが、行ったことはない」の合計）が上がっており、小学生は43.1%から62.7%に19.6ポイント増、中学生は25.5%から62.3%に36.8ポイント増となりました。



- ✓ 【郷土資料室】小中学生において、郷土資料室の認知度（「行ったことがある」「名前は知っているが、行ったことはない」の合計）は上がっているものの、「行ったことがある」は、小学生は12.7%から14.1%、中学生は3.3%から9.3%とやや増加しました。

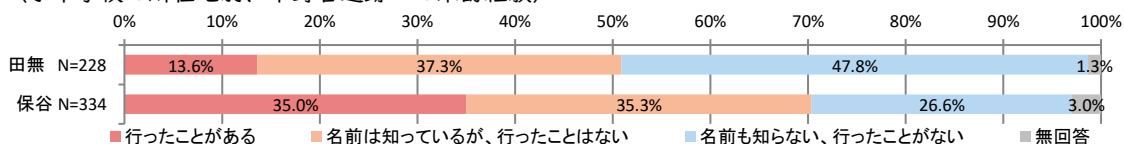


## しーたとのーやの認知度

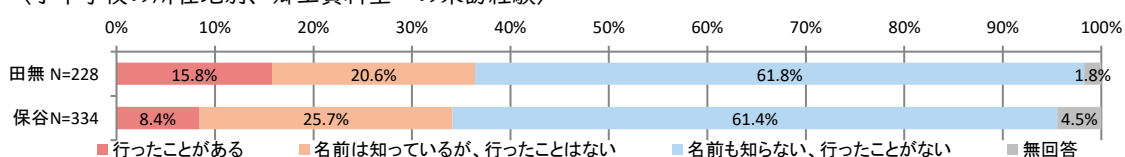


## 属性別の分析

### 〈小中学校の所在地別、下野谷遺跡への来訪経験〉



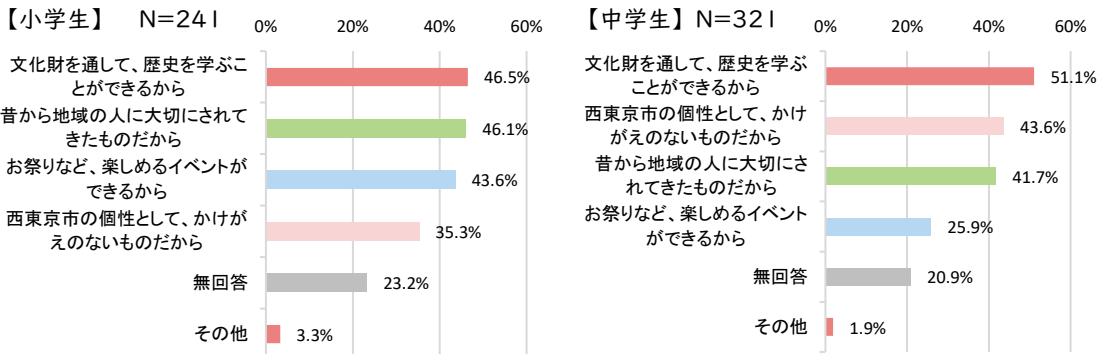
### 〈小中学校の所在地別、郷土資料室への来訪経験〉





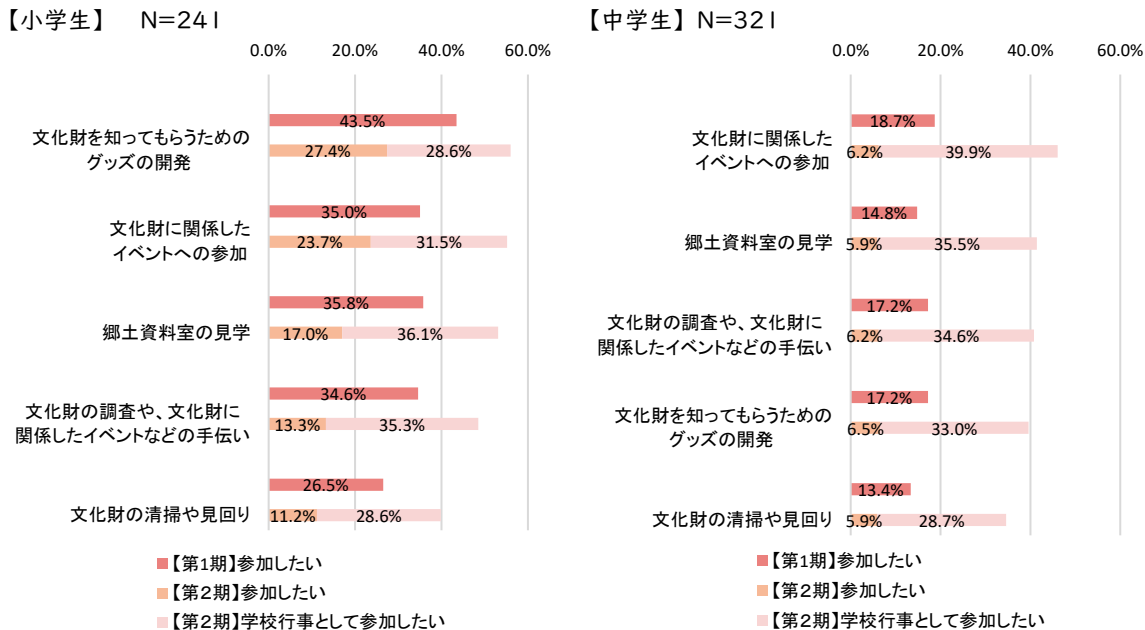
文化財を保存することの意味（複数選択）

✓ 小中学生共に「昔から地域の人に大切にされてきたものだから」の回答が4割以上と高く、身の回りの大人たちの文化財への想いから文化財の大切さや価値を学んでいると考えられます。



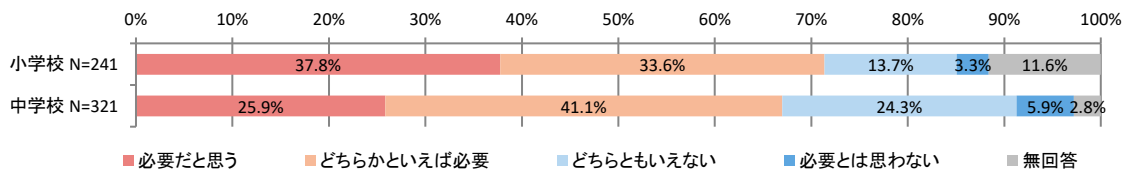
参加してみたい活動（複数選択）

✓ 小学生が最も参加してみたい活動は「文化財を知ってもらうためのグッズの開発」となっており、歴史・文化に関連するアウトプットの場合が必要とされているとも考えられます。  
 ✓ 中学生においては「学校行事として参加したい」が3割と高く、学校教育の重要性が伺えます。



文化財の保存活用を推進するための場や機能について

✓ 博物館のような場や機能が必要だと考えている児童・生徒（「必要だと思う」「どちらかといえば必要」の合計）は小中学生共に、約7割となっていました。



#### (4) 市民活動団体・商店会等の活動及び意識の状況

##### ■ 活動状況

本市における市民活動団体の活動状況の一例として、次のような動きが見られます。

- ・市の歴史文化を学ぶ為に、歴史をよく知る地域人材を講師とした講座の実施。
- ・文化財マップを活用したまち歩き等の実施。
- ・お祭りにおける田無ばやしの披露や、田無ばやしの後継者の育成。
- ・西東京市の歴史文化に関する調査と発信。
- ・小中学校における藍栽培と藍染体験の実施。
- ・「保谷のアイ」の実施。
- ・民族学博物館に関連する資料の収集・調査・情報発信。

##### ■ 文化財の保存・活用に対する意見

〈西東京市の歴史や文化財のPRや学習環境について〉

- ・文化財マップを持って散策（まち歩き）を行っているが、コース等が設定してあるので面白い。一方でマップを配布している場所がわかりづらく周知が行き届いていない。
- ・地域の歴史や大切な文化財について知っている人はたくさんいる。その人たちから直接話を聞く機会が重要。
- ・下野谷遺跡というスポットはあるが、市全体の歴史や文化財を語れる場所がない。
- ・文化財を守ることにもお金がかかっているということも含めて理解していく必要がある。
- ・小学校での体験授業は担当の先生の協力が不可欠。
- ・歴史文化に関係する技術や文化を教える人材が少なく、また高齢化している。

〈歴史や文化財の調査・保存について〉

- ・西東京市の伝統を継承することが困難。年々人が減ってきている。
- ・写真や動画で積極的に保存していく事で、口伝などの文化が途絶えてしまっても復元できる可能性があるのではないかと。
- ・まちぐるみで大切にしようとしないと、守っていくことは難しい。
- ・歴史文化に関する重要な資料が、一般の家庭の蔵などに眠っており、そのまま捨てられてしまうことがある。

〈市民活動の展開について〉

- ・行政の持っている学校や人とのつながりを生かして市民活動を助けてほしい。
- ・神社等のお祭りだけでなく、市内のイベントにも市の文化を披露できる場があると良い。
- ・小中学校で歴史文化に関する教育を充実させてほしい。

## 4 文化財の保存・活用の課題

ここでは、第1期計画で達成できたことと、市民アンケートや市民団体へのヒアリングから見えてきた課題をまとめ、次章からの目標設定とその目標を達成するための具体的な取組につなげます。

### (1) 第1期計画で達成できたこと

- 建造物、埋蔵文化財の調査。
- 調査員制度の導入と総合調査。
- 文化財の指定（市指定文化財第50号 天神社拝殿）。
- 国文化財の登録（高橋家・下田家 計7件）。
- 郷土資料室収蔵資料や下野谷遺跡の出土品、出土遺構のデータベース化。
- 文化財資料のデジタル化（下野谷遺跡の土器を3D化）。
- 指定文化財の確実な管理。
- まちなか先生など学校教育での文化財の活用。
- シニア大学など生涯学習での文化財の活用。
- 下野谷遺跡シンポジウムなど講演会の開催。
- 縄文の森の秋まつり、保谷のアイなど市民協働事業の実施。
- 圧痕倶楽部など市民もともに行う調査研究の実施。
- キャラクターを用いたグッズの作製。
- 多摩六都科学館や市内大学との連携。
- 郷土資料室での企画展等の実施。
- 下野谷遺跡の追加指定と公有地化。
- 下野谷遺跡の保存活用、整備計画の策定。
- 下野谷遺跡の整備。
- 下野谷遺跡におけるクラウドファンディングの実施とムラびと制度の設定。

### (2) 各調査から見えた課題

#### ■ アンケート結果から

- 興味がない、文化財を認知していない市民の減少。
  - 下野谷遺跡をはじめとする普及事業の効果の可能性。
  - ⇔ 一方で興味がある市民は増えていない。（見学者を呼ぶ仕組み・施設）
- 学校教育では一定の効果がみられるが、文化財へのアクセスのし易さで効果が異なる。
- 文化財により、西東京市民といったアイデンティティは持ちにくい。あるいは持っていない。
- 文化財を通じた活動によって社会とつながる感覚を持っていない。
- しーたとのーやなどキャラクターによる普及は一定の効果がある（特に児童）。
- 博物館のような文化財保護の拠点を求める声は70%を超える。

■ 市民団体のヒアリング結果から

- 文化財や文化財に関連する資料などの周知が不足している。
- 文化財の所有者、文化財に関わる人が高齢化している。
- 下野谷遺跡のようなスポットはあるが市の歴史全体を知り、学ぶ場所がない。
- 後継者の育成が困難。
- 文化財の維持管理には財政的に負担が大きい。
- 学校教育での継続的な活用がやや不足。
- 文化財に触れる場、文化財を披露する場が少ない。
- 価値を認識されずに廃棄される文化財が一定数ある。

■ ワークショップ、パネル展示から

- 文化財に楽しく関わる場が不足（カフェ、グッズ、キッチンカーなど）。
- 文化財の解説板や案内所などがまちなかに不足。

### (3) 見えてきた今後の課題

■ 継続課題

- 指定文化財に加え、新たな文化財保護制度が必要（登録文化財制度）。
- 未指定文化財の把握と調査（総合調査の実施など）が足りない。
- 確実な文化財の保存・継承の仕組みづくりが必要。
- 文化財の価値の周知と後継者育成が喫緊の課題。
- 市民力の活用。
- 多様な連携。
- 下野谷遺跡の管理・ガイダンス機能の強化。
- 文化財保護の拠点施設（地域博物館）の設置。

■ 新たな課題

- 文化財の把握、記録、情報発信の新たな手法の開発（デジタルの活用等）が必要。
- 市の文化財を総説する資料がない（西東京市史）。
- 文化財を認知していない市民が一定数いる。
- まちなかで文化財に触れる場が少ない。
- 文化財に興味を持つ市民が学ぶ場、活躍する場が少ない。

## 第5章 今後の文化財保存・活用の基本的な考え方

### 1 西東京市の文化財保存・活用の基本理念

第3章の6つのストーリーで例示したように、本市には縄文時代以前から現代までつながる長く多様で豊かな歴史文化が息づいています。

かつては複数の村に分かれていた本市では、地域ごとに独自の歴史文化が育まれてきました。一方、「多摩」や「武蔵野」といったより広い地域の単位で、市域全体が包括できるような歴史文化の側面もあります。そのような多面的で重層的な歴史文化を示し、現在までつないできたものが、今なお残る「文化財」です。

さらに、歴史文化、文化財は1章でも述べたように、心の豊かさを生み、人と社会を結ぶものとなることで、心の安定や西東京市民としてのアイデンティティの基盤となるものと考えられます。

武蔵野台地を拓き、豊かな生活を目指し、努力や工夫を重ね暮らしてきた人々の多様な歴史文化を知り、そこから学ぶことによって、その魅力や価値を自らや地域の誇りとし、「ふるさと」西東京市という意識に支えられた豊かで安定した現在の暮らしをより輝くものとするためには、歴史文化をつなぐ貴重な文化財を、その周辺環境も含めて整備し、確実に保存することが重要です。

第1期計画では、歴史文化の息づくまちで一人一人が輝き、まちの魅力を広く発信し、未来を創る子どもたちにも貴重な文化財を継承していくために、本市の文化財保存・活用の理念を以下に定めました。

縄文から未来につなぐとは、縄文時代以前から脈々と続き、人々が生活の中で紡ぎ、つないできた長く多様な歴史文化、文化財を、絶やすことなく未来に継承することを意味しています。

第2期計画においても、この理念を継続して掲げ、行動していきます。

**縄文から未来につなぐ文化財  
守りはぐくむ、ふるさと西東京市**

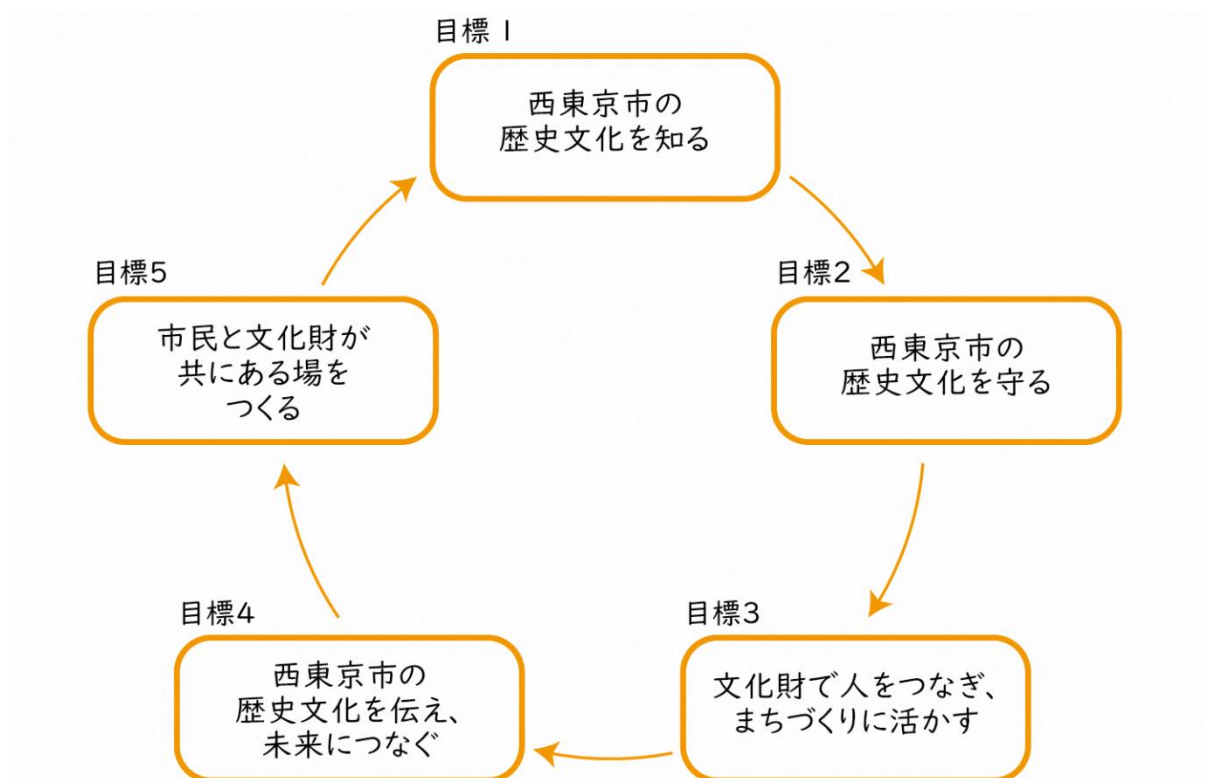
## 2 西東京市の文化財保存・活用に関わる目標

本計画では、1で定めた理念に基づき、市域における文化財の現状とそれを取り巻く課題を踏まえて、他の行政分野の計画や施策と整合と連携を図りつつ、今後の文化財保存・活用の基本的な目標を次のように整理し、この目標を達成するための取組を展開します。

基本理念を支えるのは「西東京市民の文化財への想い」です。その想いを醸成<sup>じょうせい</sup>することを大目標として、その実現のための5つの目標を掲げました。5つの目標はそれぞれ独立するものではなく、循環するもので、循環により文化財への想いが醸成され、広がり深まっていくことを目指します。

取組には、市民力を発揮する部分が多くあり、地域総がかりで目標達成に取り組めます。

### 理念に基づく5つの目標



## 『大目標 西東京市民の文化財への想いの醸成』

### 【目標1 西東京市の歴史文化を知る】

**Keyword:** 発信・市民調査員制度・デジタル化・アーカイブ

- ・文化財に興味がない人に文化財を知ってもらいます。
- ・文化財に興味がある人に文化財のファンになってもらいます。
- ・文化財にとっても興味がある人がより深く文化財を知ることができるようにします。

### 【目標2 西東京市の歴史文化を守る】

**Keyword:** 登録文化財制度・後継者（多世代交流）・防災

- ・文化財を確実に保存する仕組みと環境を作ります。
- ・文化財の所有者や保持者が、文化財を未来に残せる仕組みを共につくります。

### 【目標3 文化財で人をつなぎ、まちづくりに活かす】

**Keyword:** 関連文化財群・文化財保存活用区域・住み続けたいまち

- ・文化財を核にしたつながりをつくります。
- ・文化財でまちを輝かせます。

### 【目標4 西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐ】

**Keyword:** 子どもがど真ん中・まちなか先生・体験型学習  
・市民活動の推進

- ・次世代を担う子どもや若者に文化財の価値を伝えます。
- ・文化財が学びや生きがいにつながり、心を豊かにすることを伝えます。
- ・歴史文化の学びを伝える場をつくります。

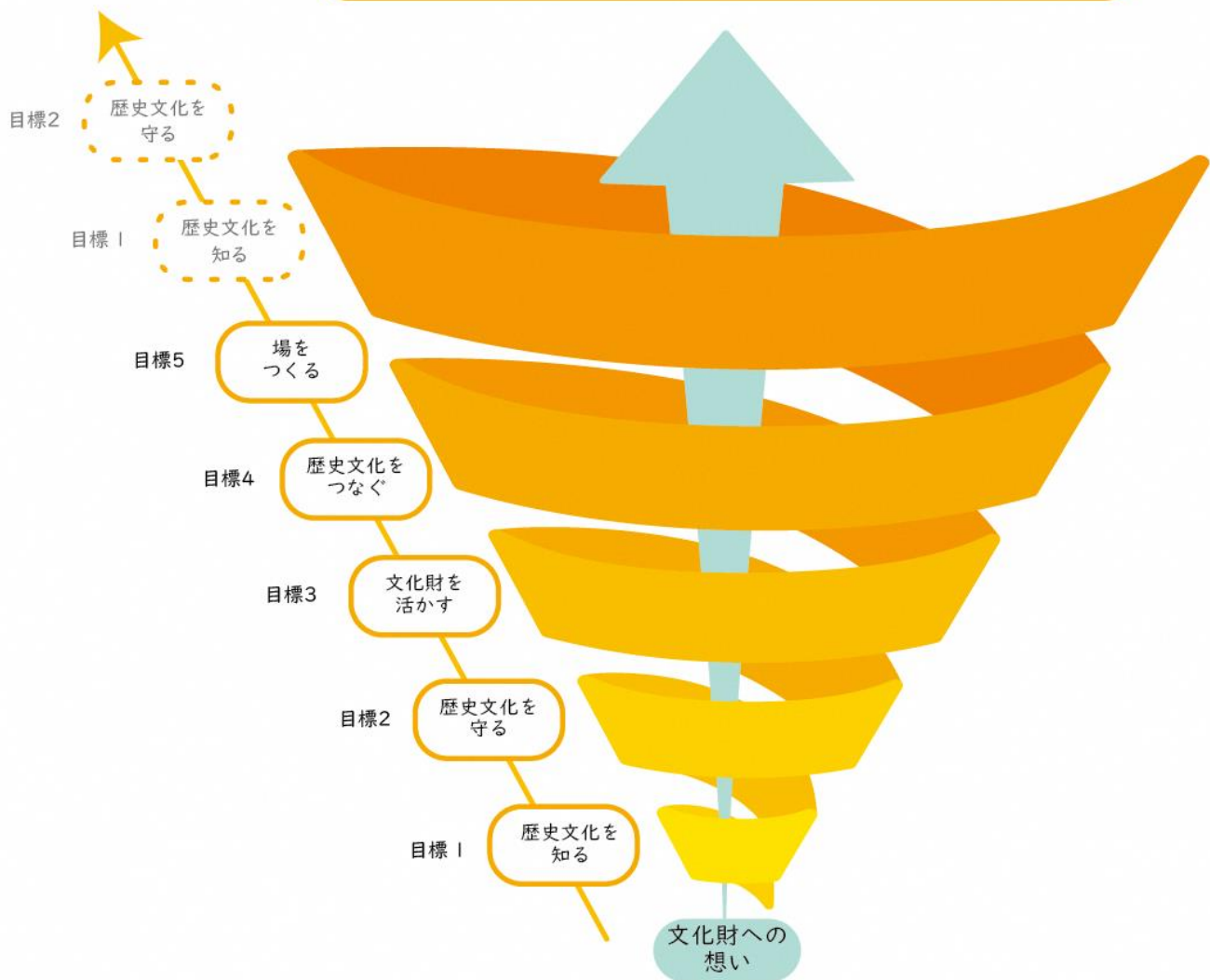
### 【目標5 市民と文化財が共にある場をつくる】

**Keyword:** まちなか文化財・郷土資料室・「管理・ガイダンス施設」  
・地域博物館

- ・ふらりと文化財に触れることのできる環境を整えます。
- ・一人一人が主役となり、文化財に関わることができる場をつくります。

## 大目標を達成するための取組のイメージ

西東京市民の文化財への想いを醸成する



循環する5つの目標を達成していく事で、市民の文化財への想いが醸成されて、広がり深まって行く！





## 第6章 目標を達成するための取組

本市の文化財に関する現状・課題を踏まえて、取組の柱やその具体的な取組内容を定めて文化財の保存と活用を総合的に推進していきます。

各目標への取組に関しては、下記のように提示しました。なお、取組をわかりやすくイメージできるように、まちなか文化財と第1期計画で施策の柱とした下野谷遺跡に関する取組をモデルケースとして、77～80ページで提示しています。

**目標1 西東京市の歴史文化を知る**

現状・課題

- ・(アンケート結果)  
市民アンケートの結果では、文化財に興味がある人は58.4%と半数を超えています。文化財の認知度は、文化財の種類の中では比較的認知度の高い建築物でも、市街の人に紹介できると答えた人は20%弱にとどまっています。興味を持っている人が気軽に手に取り、知り、知識を得ることができている情報の提供が必要です。
- ・(文化財の情報発信)  
社会教育課では、文化財マップや市のHPでおもに指定文化財について所在地や内容の情報提供を行っています。  
また、近年は市民がフリーペーパーやSNSを使い情報発信をしている例も多く認められます。
- ・(文化財の調査・研究)  
市内に所在する文化財等については、指定文化財や郷土資料室に収蔵されている資料の調査のほか、下野谷遺跡等、埋蔵文化財包蔵地での調査等が実施されてきました。また、歴史的建造物の発掘調査やお囃子、わらべうた等の民俗資料等についても一定の調査が実施され、記録が残されています。  
こうした有形・無形の文化財の調査・保存が進められている一方、都市化の進展に伴い、失われていったものもあります。そういったことを少しでも減らすためには市内の文化財の全容を調査し、把握すること、日頃から関心をもつことが求められます。
- ・(アーカイブの構築)  
文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、アーカイブ化を進める必要があります。特に近年技術革新の目覚ましいデジタルの活用を積極的に検討する必要があります。
- ・(市民調査員制度の活用)  
市民による文化財の調査研究の成果を保存していきます。行政は、市民調査員が知識を増やす場や専門の研究者との連携の支援し、市民が積極的に活動できるようにします。
- ・(文化財の新たな価値づけ)  
文化財を市民共通の財産として保存・活用するために、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化、人材等の様々な地域資源とともに、一定のテーマのもとで総合的にとらえて魅力的な物語としてわかりやすく伝える視点を取り入れ、新たな価値づけを行います。

**目標**  
本計画では、取組を展開する上での目標として、5つ設定しています。

**現状・課題**  
「取り組みの目標」に関連する社会情勢や市を取り巻く環境の変化と今後の動向を踏まえて、現状と市の取組、課題を示しています。

**取組の方向性**  
目的を推進するための方向性を示しています。

**取組の方向性1-1 文化財情報の発信・公開**

文化財の活用に当たっては、まず、その文化財を知り、重要性を理解することが望まれます。魅力的な形で、わかりやすくその価値を伝えることが、文化財を共通の財産として理解し、今後、どのように保存・活用し、未来へ継承したらよいかを考える機会となります。例えば、市民が手にとりやすい文化財ガイドブックやホームページコンテンツの充実等、利用しやすい情報の発信が求められます。

また、文化財を活用した地域の魅力の発信として、文化財キャラクターを積極的に活用したり、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の新たな媒体を活用したりすることで、楽しめる文化財情報を市内外に提供する環境づくりを進めます。フリーペーパー・SNSなどを活用した市民の情報発信も重要な力です。

文化財に親しめる刊行物等による情報発信	概要	推進団体/課
・文化財マップ、文化財についてのパンフレット・リーフレット等の充実を図り、身近にある文化財を知り、親しみ環境を整えます。		社会教育課 文化財所有者
・定期的に発行している市報、教育広報紙等の各種刊行物によって、市内の文化財、歴史文化等の情報を提供します。		社会教育課 秘書広報課
・フリーペーパーやSNSなどの多様な手段を利用し、市民の目線で情報を発信します。		市民

デジタル技術を活用したインターネットでの文化財情報の発信	概要	推進団体/課
・市・図書館ホームページ、各種SNSなどの文化財に関するコンテンツの充実を図ります。		社会教育課 図書館
・市民にわかりやすい手段として、スマートフォンアプリ等での文化財等情報の発信に際し、動画等のさらなるコンテンツの充実について、検討を進めます。		社会教育課
・地域のコミュニティラジオやケーブルテレビ等への情報提供等をはじめ、各種放送機関等を活用した情報の発信を進めます。		秘書広報課 社会教育課

マスコットキャラクターの使用等による周知拡大	概要	推進団体/課
・下野谷遺跡キャラクター「しゃーのー」等の活用を取り入れ、地域の活性化を図るとともに文化財の周知を図ります。		社会教育課

各種媒体を活用した周知拡大	概要	推進団体/課
・地域のコミュニティラジオやケーブルテレビ等への情報提供等をはじめ、各種放送機関等を活用した情報の発信を進めます。		産業振興課 社会教育課

**取組の方向性(説明文)**  
「取組の方向」の具体的な市の取組内容を示します。

**主体者や主体となる組織**  
具体的な取組を行う推進者を記載しています。また、取組内容に係る所管課を記載しています。  
※所管課は、西東京市組織規則で定められた組織順で表示しています。

**主な取組**  
具体的な市の取組内容の詳細と所管課を示しています。

# 1 目標と取組の関係

基本理念

縄文から未来につながる文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京

5つの目標

**目標1**  
西東京市の  
歴史文化を知る

**目標2**  
西東京市の  
歴史文化を守る

**目標3**  
文化財で人をつなぎ、  
まちづくりに活かす

**目標4**  
西東京市の  
歴史文化を伝え、  
未来につなぐ

**目標5**  
市民と文化財が  
共にある場をつくる

保存

活用

場・  
環境の  
整備

課題

- ・ 情報発信が不足している
- ・ 未指定文化財の調査・把握が不十分
- ・ 市内の歴史と文化財を総説する資料が不足している
- ・ 身近な文化財を市民が知る機会が少ない（市民の文化財の認知度が低い）

- ・ 指定文化財制度ではカバーできない課題がある
- ・ 匠の技やお囃子などの無形文化財の担い手が不足
- ・ 写真や音声による文化財の把握（アーカイブ化）ができていない
- ・ 未指定文化財が散逸・消失している

- ・ 商店街・大学・市民団体・自治会（地域ネットワーク）との連携不足
- ・ まちなかに文化財に親しめる場所がない
- ・ 若者が参画しやすい場がない
- ・ 文化財を通じて社会や地域コミュニティと繋がる感覚を持っていない

- ・ 次世代を担う子どもが文化財に触れる場が大切
- ・ 小中校の歴史文化教育において連続性がない
- ・ 文化創造の場などアウトプットの場がない
- ・ 文化財に興味を持つ市民が学ぶ場、活躍する場が不足
- ・ 歴史文化系以外の媒体における発信が不足

- ・ 全体 : まちなかで文化財に触れる場が不足
- ・ 下野谷遺跡: 現地の管理・ガイダンス機能が不足
- ・ 郷土資料室: 来客数が横ばい  
収蔵スペースが満杯
- ・ 地域博物館: 博物館のような文化財保護の拠点を求める声が70パーセントを超える

取組の方向性	具体的な取組例
1-1 文化財情報の発信・周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財に親しめる刊行物等による情報発信</li> <li>➢ ○デジタル技術を活用したインターネットでの文化財情報の発信</li> <li>○マスコットキャラクターの使用等による周知拡大</li> </ul>
➢ 1-2 文化財の計画的で総合的な調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財等調査の計画的な実施</li> <li>➢ ○地域の伝統文化や生活文化等に関する文化財の総合的把握</li> <li>○市民調査員制度を含む制度の見直しとさらなる活用(新規)</li> </ul>
1-3 文化財の記録と公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財に関わる資料等の収集と整理</li> <li>➢ ○文化財資料等の映像記録の作成やデジタル化の推進</li> <li>○『西東京市史』編さんに向けた資料の収集、調査(新規)</li> </ul>
2-1 文化財の保存管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定・未指定文化財の保存管理の充実</li> <li>➢ ○文化財・文化財保存施設における安全対策の強化</li> <li>○文化財保存管理情報の統合</li> </ul>
➢ 2-2 文化財を支える担い手の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者への文化財維持管理に関わる支援</li> <li>➢ ○無形文化財等の担い手の育成・支援</li> <li>○若者、子どもが参加しやすい場の創出と活用(新規)</li> </ul>
2-3 文化財保護制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市指定文化財制度の継続的な運用</li> <li>➢ ○市登録文化財制度の導入</li> <li>○新たな文化財保護の考え方の導入検討(新規)</li> </ul>
3-1 文化財を活かした地域の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みどりの景観を活用した地域の魅力づくりの推進</li> <li>➢ ○まちなかで歴史文化を感じられる仕掛けづくり(新規)</li> <li>○文化財を核とした地域の魅力の発掘と活用(新規)</li> </ul>
➢ 3-2 文化財保存・活用の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成</li> <li>➢ ○文化財保存活用区域の設定の検討(新規)</li> </ul>
3-3 推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民活動団体との連携事業の推進</li> <li>➢ ○市内事業者との連携の充実</li> <li>○他の自治体との連携(新規)</li> </ul>
4-1 文化財を活用した学校教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出前授業への講師派遣</li> <li>○地域人材の活用(新規)</li> <li>➢ ○文化財等を活用した特色ある学校づくり</li> <li>○小中学校で連続した文化財に関わる地域教育の推進(新規)</li> </ul>
➢ 4-2 生涯学習と連携した文化財を学ぶ機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財等を活用した生涯学習の推進</li> <li>➢ ○学校教育以外での文化財を活用した子どもの体験の充実</li> </ul>
4-3 文化財に関わる市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民主体の文化財に関わる活動の推進(新規)</li> <li>➢ ○市民主体の文化財に関わる活動の場や披露の場の整備(新規)</li> </ul>
5-1 まちなかで文化財に触れる場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちなか文化財の発見と周知(新規)</li> <li>➢ ○まちじゅうに文化財に触れる場をちりばめる(新規)</li> <li>○下野谷遺跡の保存・活用・整備→モデルケースで提示</li> </ul>
➢ 5-2 文化財保護・学習拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郷土資料室の資料の収集・保存・管理</li> <li>➢ ○郷土資料室での教育普及</li> <li>○収蔵施設の設置検討</li> </ul>
5-3 地域博物館の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ○地域博物館の設置</li> </ul>

## 目標Ⅰ 西東京市の歴史文化を知る

### 現状・課題

#### ■ アンケート結果

市民アンケートの結果では、文化財に興味がある人は 58.4%と半数を超えています。文化財の認知度は、文化財の種類の中では比較的認知度の高い建築物でも、市外の人に紹介できると答えた人は 20%弱にとどまっています。文化財に触れる機会と、興味を持っている人が気軽に手に取り、知り、知識を得ることができる情報の提供が必要です。

#### ■ 文化財の情報発信

社会教育課では、文化財マップや市のホームページで、おもに指定文化財について所在地や内容の情報提供を行っています。また、近年は市民がフリーペーパーや SNS を使い情報発信をしている例が多く見受けられるようになりました。

#### ■ 文化財の公開

特別な行事や文化財ウィークなどの機会を活用し、所有者や保持者が文化財を公開しています。また、図書館のホームページでは文化財のデジタルアーカイブが公開されており、古文書や絵地図、縄文土器などを 3D 画像などでみることができます。

#### ■ 文化財の調査・研究

市内に所在する文化財等については、指定文化財や郷土資料室に収蔵されている資料の調査のほか、下野谷遺跡等、埋蔵文化財の調査等が実施されてきました。また、歴史的建造物の悉皆調査やお囃子等の民俗資料についても一定の調査が実施され、記録が残されています。

#### ■ 文化財の消失

一方、都市化の進展や世代交代に伴い、失われていった文化財や技術もあります。そういったことを少しでも減らすためには市内の文化財の全容を調査し、把握すること、日頃から一人一人が文化財に関心を持つことが求められます。

#### ■ 市民調査員制度の設置

市民による学習や研究が活発になっています。そういった市民による調査研究の成果をいかす市民調査員制度を設置しました。今後は、市民調査員が知識を増やす場の創出や専門の研究者との連携をすすめるなど、より市民が積極的に活動し、成果が上がるよう制度の見直しをする必要があります。

#### ■ アーカイブの構築と公開

文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、アーカイブ化を進める必要があります。特に近年技術革新の目覚ましいデジタルの活用を積極的に検討する必要があります。

## 取組の方向性 | 1 | 文化財情報の発信・周知

文化財の保護に当たっては、まずその文化財を知り、価値を理解することが必要です。文化財に触れる機会を増やすこと、魅力的な形で、わかりやすくその価値を伝えることが大切であるため、例えば、市民が手にとりやすい文化財ガイドブックやホームページコンテンツの充実等、利用しやすい情報を発信していきます。

文化財の所有者や保持者からの情報発信は大きな力です。発信する内容に関して行政が助言を行い、発信の機会を用意するなど、相互に連携して行います。

また、文化財キャラクターを積極的に活用したり、アプリや YouTube、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体を活用したりすることで、親しみやすく楽しめる文化財情報を市内外に提供する環境づくりを進めます。

フリーペーパーや SNS などを活用した市民の情報発信は重要な力です。また、こういった情報に関心を持つことが、文化財保護の一步になります。

## ■ 文化財に親しめる刊行物等による情報発信

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財マップ、文化財パンフレット等の充実を図り、各所に配置するなど、身近にある文化財を知り、親しむ環境を整えます。</li> <li>文化財所有/保持者とともに情報発信ができるよう連携していきます。</li> </ul>	文化財所有/保持者 社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市報、図書館だより・公民館だよりなどの各種広報誌によって、市内の文化財、歴史文化等の情報を提供します。</li> </ul>	秘書広報課 社会教育課 公民館・図書館
<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーペーパーや SNS などの多様な手段を利用し、市民の目線で情報を発信します。</li> </ul>	市民

## ■ デジタル技術を活用したインターネットでの文化財情報の発信

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市・図書館ホームページ、各種 SNS などの文化財に関するコンテンツの充実を図ります。</li> </ul>	社会教育課 図書館
<ul style="list-style-type: none"> <li>「VR 下野谷縄文ミュージアム」といったアプリや YouTube 等により、CG や動画などわかりやすく親しみやすい文化財情報の発信を充実させます。</li> </ul>	社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>SNS 等で、お気に入りの文化財や文化財のイベントに参加した感想をアップするなど身近な文化財情報を発信します。</li> </ul>	市民

## ■ マスコットキャラクターの使用等による周知拡大

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>下野谷遺跡キャラクター「したのやムラのしーた・のーや」を活用した親しみやすい文化財の周知を図ります。</li> <li>キャラクター使用の仕組みを整え、活用しやすくします。</li> </ul>	社会教育課

## ■ 各種媒体を活用した周知拡大

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域のコミュニティラジオやケーブルテレビ等への情報提供をはじめ、各種メディアを活用した情報の発信に努めます。</li> </ul>	秘書広報課 社会教育課

## 取組の方向性 1—2 文化財の計画的で総合的な調査の推進

文化財の保存・活用を進めるために市内に所在する文化財の把握が必要です。

本市の歴史、文化を理解する上での題材として、市内の文化財の保護を進めるための基本的な情報として、様々な種類の文化財について調査を進めます。埋蔵文化財の調査、指定文化財の現状確認、未指定の文化財把握と内容調査、方言や昔の生活の聞き取り等も含めて、本市の歴史、文化等について調査し、本市の文化財の基礎情報を整えます。

また、文化財の周辺環境についても、調査・研究を行い、本市の歴史、文化等を一定のテーマから考える物語（ストーリー）に役立てます。

このような文化財の総合的な調査に当たっては、庁内関係部署の連携を図るとともに、専門家等の協力を得て取組を推進します。

さらに、市民力を活かすため、市民調査員制度を見直し、より活用していきます。

### ■ 文化財等調査の計画的な実施

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>埋蔵文化財の保存のため、開発の事前調査や遺跡の内容確認調査などを実施します。</li> <li>指定文化財の定期的な現状確認等を実施します。</li> <li>未指定文化財（建造物、文書等）の調査を実施します。</li> </ul>	文化財所有/保持者 社会教育課

### ■ 地域の伝統文化や生活文化等に関する文化財の総合的把握

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>本市の伝統芸能・民俗芸能・年中行事、伝統技術、文化財を支える匠の技等の周辺環境も含めた文化財の現状調査を実施します。</li> </ul>	文化財所有/保持者 文化振興課 社会教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>昔の生活や方言の聞き取り調査等を実施し、記録を残します。</li> </ul>	市民 社会教育課

### ■ 関連文化財群等の調査・研究

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の文化財と周辺環境の総合的な調査研究を進めます。</li> <li>関連文化財群や文化財保存活用区域の設定を検討します。</li> </ul>	社会教育課

### ■ 市民調査員制度を含む制度の見直しとさらなる活用（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査全般に、西東京市の特徴である市民力の強さを活かすため、市民調査員制度を見直す等、市民の積極的な参加を推進します。</li> </ul>	市民 社会教育課

## 取組の方向性 1-3 文化財の記録と公開

市内の文化財を守り、後世に引き継ぐため、文化財を収集し、整理・記録します。

図書館と連携し、古文書、絵図等のデジタル化等を実施し、整理・保存・公開するとともに、郷土資料室では、土器や民具資料等の収蔵資料のデータベース化や関係資料の整理を行います。お囃子などの伝統文化については映像記録の作成を行います。

保存すべき文化財には、古写真や映像、古い音源などもあります。これらの収集には市民の積極的な参画が力になります。

記録は資料化してアーカイブすることが大切で、博物館法の改正により推進が進むデジタルの活用も検討する必要があります。

また、個人情報や著作権に配慮しながら公開を進め、市民が活用しやすい環境を整備します。各種調査報告書の刊行とともに、誰もがわかりやすい解説書なども刊行していきます。

「西東京市史」に関しては将来的な課題であり、全庁的な取組が必要となりますが、その編さんを視野に入れた、資料の収集、調査を計画的に行っていく必要があります。

## ■ 文化財に関わる資料等の収集と整理

概要	推進主体
・郷土資料室において資料を収集し、保存と公開・活用に向けて整理します。	社会教育課
・地域・行政資料室と連携し、資料の収集に努め、資料の保管や公開の方法について検討します。	図書館 社会教育課

## ■ 文化財資料等の映像記録の作成やデジタル化の推進

概要	推進主体
・郷土資料室において保存している資料や図書館が所蔵する資料（検地帳、地租改正絵図、写真パネル等）のデジタルデータ化を推進します。	社会教育課 図書館
・無形文化財（お囃子等）等の伝統文化や生活文化に関する映像記録を作成していきます。	市民 文化財所有/保持者 社会教育課

## ■ 記録や資料のアーカイブ

概要	推進主体
・資料及び収蔵品、文化財に関わる資料をアーカイブし、より利用しやすい公開・活用につなげます。	社会教育課 図書館

## ■ 記録や資料の公開

概要	推進主体
・下野谷遺跡をはじめとした各種調査の報告書を刊行するとともに、記録や資料の公開を進めます。	社会教育課

■ 市の歴史に関するわかりやすい解説書の刊行

概要	推進主体
・市民の文化財への理解、関心を深める、市の歴史・文化に関するわかりやすい解説書を刊行します。	社会教育課

■ 『西東京市史』編さんに向けた資料収集、調査（新規）

概要	推進主体
・将来的な課題である西東京市史の編さんを視野に入れた、資料の収集、調査を進めます。 ※「編さん」とはいろいろな材料を集め、整理し書物にまとめること。	社会教育課



デジタルデータの作製



文化財の価値を高める調査・研究



市民と専門家がともに研究をすすめる



わかりやすい概説書などの刊行



## 目標2 西東京市の歴史文化を守る

現状・課題

### ■ これまでの制度整備

本市では、文化財の保存・活用に当たり、2001年（平成13年）に「西東京市文化財保護条例」を制定し、2003年（平成15年）には「西東京市文化財指定基準」を設ける等の制度面の整備を進め、国や都の保護制度も活用しながら文化財の保護にあたってきました。

### ■ 文化財の消失とその価値

しかし、社会状況の変化などにより失われた文化財や技術もあります。また、昨今多発する自然災害から文化財を守ることも必要です。東日本大震災の復興まちづくりなどの経験から、文化財が水道や電気などのライフラインと同様に人々が地域で生きていくよりどころとして不可欠なものであることが見直されました。

### ■ 持続可能な保護制度・施策

文化財を散逸や消失から守るために、指定文化財制度に加えて、より広範囲で柔軟に文化財を保護する制度としての登録文化財制度の設置が課題になっています。

また、脆弱な文化財を保護しながら活用するためには3D データでの記録などの新たな技術の活用も検討すべきです。

### ■ 必要な支援制度の整備・充実

文化財の所有者、保持者へのヒアリングでは、文化財の保存、継承の負担が大きいことが課題としてあがってきています。

維持管理等の相談に応じ、文化財の保存に当たり文化財の特性や所有・管理状況に応じた適切な対応・支援を行うことが求められています。

### ■ 伝統芸能や技術の継承

後継者不足が深刻な課題です。

継承のためには若者や子どもの参画が望まれます。伝統芸能や技術に触れる場や参加の機会を作ることなどが必要です。

### ■ 市民とともに文化財を守る場をつくる

文化財に興味を持ち、文化財の価値を知ることが文化財保護の第一歩です。文化財の保存や継承の問題を共に考え、目を向けることが大切であり、市民の目による情報提供などにより文化財を守っていくことが期待できます。

### ■ 歴史文化と調和したみどりや環境の保全

鎮守の森や屋敷林といった文化的景観の保全が困難になってきています。みどりや環境など、関係部署との連携が必要です。

## 取組の方向性 2-1 文化財の保存管理の推進

指定文化財等の劣化や破損等を防止するために、専門機関からの助言等を受け、文化財の特性、保管状況に応じた保存・管理等の支援をします。

文化財や文化財の保存施設では、防犯・防災設備の設置や防火等の安全対策を図り、市民の防災意識を高める活動も行います。

市内に所在する文化財は、類型や保管状況、管理方法が多様であり、その収蔵情報を総合的に把握するため、庁内各部署の地図データシステム等との連携を進めるなど収蔵システム構築の検討を進めます。

管理には「人の目」が大切なことから、市民が文化財に関心を持ち、状況の変化などに注意を向けることが大きな力となります。市民からの情報を受ける仕組みを検討します。

### ■ 指定文化財の保存管理の充実

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定文化財等の保存・管理を進めます。</li> <li>特に下野谷遺跡に関しては、近隣住民の理解のもと、史跡の追加指定や公有地化も含めた確実な保存に努めます。</li> </ul>	市民 用地課 社会教育課

### ■ 下野谷遺跡整備地の管理

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>竪穴式住居等の展示物の管理や環境整備などを行います。</li> <li>ムラびと制度等を活用し、管理や環境整備などを行います。</li> <li>管理機能を持つガイダンス施設を設置します。</li> </ul>	市民 社会教育課

### ■ 文化財・文化財保存施設における安全対策の強化

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財及びその保存施設における防犯・防災対策を推進します。</li> <li>定期的な防火訓練の促進及び指導の充実を図り、文化財所有者や市民の意識を高め、ともに文化財の防火・防犯にあたります。</li> <li>甚大な災害時において、文化財の現状を把握し、国・都と連携し、適切な保護を図ります。</li> </ul>	市民 文化財所有/保持者 危機管理課 社会教育課

### ■ 文化財保存管理情報の統合

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内地図データシステム等と連携した、文化財の記録・保存のための収蔵システムの構築を検討します。</li> </ul>	社会教育課

■ 未指定文化財の保存管理の充実

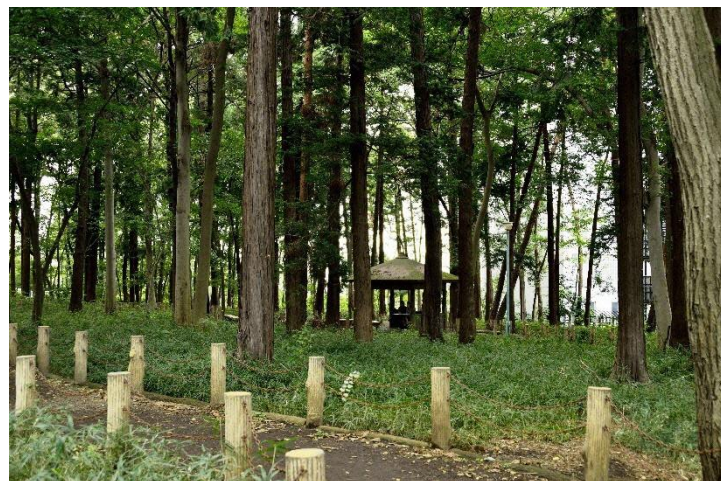
概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未指定の文化財については、所有者や地域住民の理解のもと、定期的な現状確認を行います。</li> <li>・まちなかに存在する石造物などの文化財に関しては現状の変化などに常に注意を向け、情報の共有に努めます。</li> <li>・市民からの情報提供を活かす仕組みをつくりまします。</li> </ul>	文化財所有/保持者 市民 社会教育課

■ 歴史文化に調和したみどりや環境の保全

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の名勝小金井（サクラ）の景観や、鎮守の森、屋敷林、農地の景観など、市の歴史文化に関わるみどりや環境を保全します。</li> <li>・生物多様性の考え方も取り入れ、歴史の中で長く守られてきた環境を保全します。</li> </ul>	市民 みどり公園課 環境保全課 社会教育課



文化財の防火訓練



武蔵野の雑木林（西原自然公園）

## 取組の方向性 2-2 文化財を支える担い手の支援・育成

有形文化財（建造物・美術工芸等）の維持・管理や、文化財を支える匠の技術、無形文化財（伝統芸能・民俗芸能等）の担い手の知識・技術の向上や育成を支援するとともに、伝統文化行事の取組を支援します。

指定文化財等の所有者に対して、文化財の維持管理や活用についての相談対応等、細やかな支援を行います。

無形文化財等の担い手、団体などに対しては、伝承の機会を作るとともに、活動や伝承についての課題に専門的な助言等をし、担い手の育成・支援を進めます。

後継者不足が課題となっており、若者、子どもが参加しやすい環境をつくる必要があります。

### ■ 文化財所有者への文化財維持管理に関わる支援

概要	推進主体
・文化財所有者に対する文化財の維持管理方法等の相談にのり、専門的な助言・支援を行います。	社会教育課

### ■ 無形文化財等の担い手の育成・支援

概要	推進主体
・無形文化財の担い手の育成を支援するとともに、伝統文化行事の取組を支援します。	文化財所有/保持者 文化振興課 社会教育課
・伝統文化保持団体等が行う自主企画事業やイベントの情報発信などを支援します。	文化財所有/保持者 文化振興課 社会教育課

### ■ 地域の特色ある技術の保存・継承と事業承継への支援（新規）

概要	推進主体
・地域に古くから伝わる技術や、文化財を守るための技術といった「匠の技」とそれに関連する文化財を把握し、その保存・継承を支援します。 ・また、事業承継を支援します。	文化財所有/保持者 社会教育課 産業振興課

### ■ 若者、子どもが参加しやすい場の創出と活用（新規）

概要	推進主体
・後継者育成のため、若者、子どもが参加しやすい機会や場を創出します。 ・市民の積極的な参加が力となります。	市民 文化財所有/保持者 児童青少年課 社会教育課

## 取組の方向性 2-3 文化財保護制度の充実

文化財保護審議会での調査審議や研究を進めることによって、指定文化財制度の効果的な運用や文化財の保存及び活用に努めます。また、計画の執行状況に関して審議会に報告し、審議会の意見を受け、適切に計画が遂行できるようにします。

また、指定文化財等の修復や維持等、所有者の負担軽減や活用に関する支援等の検討を進め、制度の充実を図ります。

市域から失われつつある文化財を保護するため、指定文化財制度を補完し、文化財を幅広くとらえる登録文化財制度を導入し、市民がより身近なものとして文化財を認識できる仕組みづくりに努めます。

## ■ 文化財保護審議会の設置・運営

概要	推進主体
・文化財の保存・活用について調査審議し、計画の推進を管理・監督、助言する役割を持つ文化財保護審議会を設置し運営します。	社会教育課

## ■ 市指定文化財制度の継続的な運用

概要	推進主体
・市指定文化財制度の継続的な運用を図り、支援内容の充実を検討します。 ・市域に存在する文化財を調査し、そのもののうち、重要なものを指定する等、保存活用のための措置を講じます。	社会教育課

## ■ 市登録文化財制度の導入

概要	推進主体
・文化財をより幅広く保護し、指定文化財制度を補完する制度として、市登録文化財制度を導入します。	社会教育課

## ■ 新たな文化財保護の考え方の導入検討（新規）

概要	推進主体
・「関連文化財群」「文化財保存活用区域」といった考え方の導入を検討し、文化財を多面的に守ります。	社会教育課

## 目標3 文化財で人をつなぎ、まちづくりに活かす

現状・課題

### ■ アンケート結果

アンケート結果からは、市民の意識の中で、文化財が社会とのつながりの意識に結び付いていない傾向が読み取れます。

### ■ ウェルビーイング

近年の研究では、文化財が社会とのつながりや心の安定といったウェルビーイングに強く結びついていることがわかってきています。世代を超えて文化財に触れる機会をつくるなど、文化財がひとや社会をつなぐ仕組み作りが求められます。また、西東京市民としてのアイデンティティの確立にも文化財を活用していくことが重要です。

### ■ まちの賑わいへの活用

市の第3次総合計画では、文化財をまちの賑わいの創出に活かすことが求められています。文化財を適切に保存し、その価値を有効に生かしていくことが重要です。

文化財を相互に関連のある一定のまとまりとして捉え、文化財の周辺の自然環境等を文化財と一体となった価値をなすものと位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、文化財行政だけではなく、関係する各部署との連携が求められます。

### ■ 文化財保存活用区域の検討

市の特徴である地域ごとに個性ある歴史文化をまちづくりに活かすためには、文化庁が地域計画策定指針で示している、関連文化財群などでまとめられる地域を「文化財保存活用区域」として設定し、その区域ごとの保存・活用の仕組みをつくる考え方が効果的である可能性があります。

### ■ 関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携

学校教育や生涯学習に加えて、まちづくりや地域の魅力として文化財を活用した取組を進めるためには、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要です。例えば、国史跡である下野谷遺跡は、石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であるため、庁内部署、国・東京都と調整・連携を図る必要があります。

## 取組の方向性3-1 文化財を活かした地域の魅力づくり

文化財やその周辺環境は地域の資源であり、地域の賑わいの創出や誇りを持てる魅力となります。さらに市内事業者や商店会等と連携するなど、様々な視点での文化財を活かした地域活性化の仕組みの構築等を検討します。

## ■ みどりの景観を活用した地域の魅力づくりの推進

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「みどりの散策マップ」等、地域の景観を活用した散策路を設定し、散策イベントを実施することにより、みどりの景観に対する意識啓発や健康づくり、さらに文化財についての理解を深められるようにします。</li> <li>・屋敷林など、文化財と一体となった景観の保存と活用を目指します。</li> </ul>	健康課 みどり公園課

## ■ 農とのふれあいによる地域の歴史・文化の理解の充実

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内産農産物や市内農業の変遷・歴史を組み合わせたイベントを実施し、農業と文化財に対する市民の理解を深めるとともに、地域の魅力の向上を図ります。</li> </ul>	産業振興課

## ■ 文化財を活用した地域事業者と連携したまちの魅力づくり

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者、商店会等の実施する企画提案型イベントと連携し、地域の文化財を活用した地域の魅力の発信について、検討します。</li> <li>・地域や文化財をテーマとしたブランドの創出を検討します。</li> <li>・地域の歴史、文化財等とのコラボレーション等、新たな展開により、文化財等の普及とともにまちの活性化を図ります。</li> </ul>	市民 市内事業者/商工会 産業振興課 社会教育課

## ■ まちなかで歴史文化を感じられる仕掛けづくり（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財及び史跡等の周知のために、名称板や解説板等の設置を推進します。</li> <li>・制作や設置には市民の力を活用します。</li> </ul>	市民 社会教育課

## ■ 文化財を核とした地域の魅力の発掘と活用（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市の特色である地域ごとの多様な文化財を面的にとらえる「関連文化財群」を活用し、地域の魅力を地域活動団体と連携して掘り起こし、活用します。</li> </ul>	市民 社会教育課

### 取組の方向性 3-2 文化財保存・活用の環境づくり

本市には「武蔵野」の面影を残す農地や雑木林等が比較的多く残っています。また、縄文時代の下野谷遺跡や、江戸時代から残る街道や社寺等の歴史的資源、祭り・行事等の伝統文化、芸術、工芸等の地域固有の資源も見られます。こうした地域の歴史的・文化的資源を大切に守り、それらを損なうことのないようなまちづくりを目指す必要があります。文化財を活用したまちづくりの基盤は、文化財の確実な保存、継承にあります。開発においては文化財の保護に留意した計画設計や事業者への指示、指導が重要です。

地域固有の景観を守り育てる上で、屋敷林・雑木林や水辺、農地等の自然的景観、社寺等の歴史的景観の保全等とともに、市民主体の取組を活性化させる仕組みづくりも検討し、魅力ある景観形成を目指します。

文化財を面的に守り、地域ごとに個性的なまちづくりを目指します。

そのため、文化財保存活用区域の設定に向け調査を進め、区域の設置を検討します。

#### ■ 自然的・歴史的な景観の保全と魅力ある景観形成

概要	推進主体
・全庁的に連携しながら、歴史文化が豊かな景観形成を目指し、地域ごとに個性あるまちづくりを行います。	関係各課

#### ■ 文化財保存活用区域の検討（新規）

概要	推進主体
・地域ごとに個性的な歴史文化がある市の特徴を活かすため、関連文化財群の舞台となる地域等を「文化財保存活用区域」として設定し、面的に保護することを検討し、計画的な文化財の保護とまちづくりへの活用を進めます。	社会教育課



## 取組の方向性 3-3 推進体制の充実

文化財保護においては、まちづくりや環境、産業、防災、学校教育、生涯学習等さまざまな分野での専門的な取組が必要であり、文化財に関する高度な知識・経験に加えて、行政のシステムや地域社会の実情を考慮しつつ、それぞれが横断的に連携するような取組となるよう進めます。

文化財の管理・整理や展示、調査・記録等ではボランティアや市民活動団体等との多様な協働の取組を検討します。

地域の財産である文化財等を、都市における観光やみどりの景観の保全等とも結びつけた歴史・文化のまちづくりへ活かすために、市民や関連する事業者など幅広い連携体制を充実させます。

## ■ 市民活動団体との連携事業の推進

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働企画など、活動団体の企画・運営する事業やイベント等との連携を充実させます。</li> <li>市民ボランティアなど、文化財を支える人々との連携を強めます。</li> </ul>	市民 協働コミュニティ課 社会教育課 公民館

## ■ 市内事業者との連携の充実

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内事業者、商店会等が企画提案するイベントとの連携を充実させます。</li> </ul>	商工会/商店会 産業振興課 社会教育課

## ■ 大学や研究機関との連携の充実

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある大学（東京大学大学院生態調和農学機構、早稲田大学、武蔵野大学）との連携充実を進めます。</li> <li>多摩六都科学館や市外の博物館等、学術、文化、研究機関との連携を進めます。</li> </ul>	企画政策課 教育企画課 教育指導課 社会教育課 関連外部機関

## ■ 庁内関係課との連携推進

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財を周辺環境も含めて守り、まちづくりに活かすため全庁的な連携を行います。</li> </ul>	関係各課 社会教育課

## ■ 他の自治体との連携（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体だけでなく、姉妹・友好都市や縄文時代の史跡等を有する自治体など、幅広い連携を進めます。</li> </ul>	関連自治体 社会教育課

## ■ 協議会の設置検討（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民・文化財所有/保持者・事業者・研究者・行政など様々な主体で構成される協議会について他の自治体の状況などを調査研究し、設置を検討します。</li> </ul>	社会教育課

## 目標4 西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐ

### 現状・課題

#### ■ ヒアリング結果

市民活動団体のヒアリングなどでは歴史文化の継承における子どもや若者の存在が重要だと考えられており、学校教育や生涯学習の場で文化財に触れる機会の増加が期待されています。

#### ■ 次世代への継承

文化財を未来に継承するためには、次世代を担う子どもや若者たちが文化財に触れる中で成長し、文化財の価値を理解し文化財保護の想いを持つことが必要です。

文化財を通し、世代を超えたつながりができ、そのことで文化財が守られる循環づくりも必要です。

#### ■ 学校教育における文化財の活用

次世代を担う子どもたちが、地域の歴史や文化を理解し考える際に、地域の文化財は適切な題材となります。学校の教育活動の中で、郷土の歴史や文化を学ぶ環境づくりがなされるとともに、文化財を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成していくことが求められます。

また、歴史文化を学ぶことは、先人たちが環境や社会とどのように関わっていたかを学ぶことでもあります。そこには、持続可能な社会の構築に欠かせない環境問題や平和学習といった側面も含まれます。

#### ■ 子どもがど真ん中

市では、「子どもがど真ん中」を掲げ、また、「西東京ふるさと探求学習」等の学校、地域で個性的な学習の推進を進めています。

#### ■ 地域人材の活用

市では、地域人材や専門職員などを活用した「まちなか先生」の制度をつくり、学習を進めています。

市内には文化財に興味を持ち、学びを深めている人材や団体があり、その力を活用することが大切です。

#### ■ 生涯学習における活用

出前講座等のアンケート結果からは、文化財についての知識や学習機会を求める意見が多く、市民の学習意欲を高め、知識欲を満たす機会の提供が求められています。公民館や図書館等と連携を図り、文化財に関連した取組等、市民が学ぶ環境づくりが重要です。

#### ■ アウトプットの機会

また、学んだ成果をアウトプットする場も求められています。文化財を学ぶこと、伝えることが自己の成長につながり、生きがいとなる仕組みが求められています。

## 取組の方向性 4-1 文化財を活用した学校教育等の充実

郷土の伝統や文化、歴史の教育として、総合的な学習の時間や社会科（歴史）をはじめとした授業における、生きた教材としての文化財の積極的な活用を推進します。文化財を活用した学習への助言や校外学習における下野谷遺跡や郷土資料室等の活用を推進するほか、出前授業や、社会科などの副読本への文化財情報の掲載など、文化財を活用した学校教育の充実を図ります。

また、文化財に関する外部講師や学生ボランティア等の地域の協力を得て、学校が教育活動の一環として行っている土器製作や伝統芸能の体験等、文化財や歴史、文化に関連した学校独自の取組を支援します。

## ■ 出前授業への講師派遣

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の伝統や文化、歴史の学習として、文化財を生きた教材として活用できるよう、人材や資料を提供し、活発な活動を推進します。</li> </ul>	市民 文化財所有/保持者 社会教育課 小学校/中学校

## ■ 文化財を伝える人材の育成

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の伝統や文化、文化財の魅力や価値を伝えることのできる人材の育成につとめます。</li> </ul>	市民 文化財所有/保持者 文化振興課 社会教育課

## ■ 地域人材の活用（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域人材（専門的な知識を持った市職員を含む）が講師として学校で授業を行う「まちなか先生」を実施します。</li> <li>「まちなか先生」の制度を活用し、地域に根差した教育を進めます。</li> </ul>	市民 文化財所有/保持者 社会教育課 公民館 図書館 小学校/中学校

## ■ 文化財等を活用した学習の推進

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土意識の醸成のため、授業において、下野谷遺跡等、本市における文化財や郷土資料室の活用を推進します。</li> </ul>	教育指導課 社会教育課 小学校/中学校

## ■ 文化財等を活用した特色ある学校づくり

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>図工での土器製作や給食での縄文食の活用等、文化財等に関連した各学校の取組を支援します。</li> <li>文化財に関する外部講師や学生ボランティア等を活用し、各学校の取組を支援します。</li> </ul>	学務課 教育指導課 社会教育課 小学校/中学校

■ 小中学校で連続した文化財に関わる地域教育の推進（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西東京市ふるさと探求学習」により地域の個性を発見するような取組をすすめます。</li> <li>・そのために必要な資料や場、人材を提供します。</li> </ul>	教育指導課 社会教育課 小学校/中学校



文化財を活かす方法を考える中学生



中学生の提案から実現した縄文給食



まちなか先生



総合の時間の学習成果を郷土資料室で展示

## 取組の方向性 4-2 生涯学習と連携した文化財を学ぶ機会づくり

文化財について学び、理解を深める機会となるよう、文化財や歴史、文化についての研究成果の発表等、多様な魅力を伝える講座やイベントを実施するとともに、公民館や図書館と連携し、誰もが文化財を題材として学び、楽しむことができる機会の充実に努めます。

市民が文化財を実際に見て、体験して学べるよう、自然や環境、健康や運動等の他部署の取組との連携を図り、文化財とその周辺環境を一体として楽しめる文化財めぐりやウォーキング等の機会を提供していきます。

文化財を環境や平和に関する学びにも活用します。

未就学児を含め、多様な世代が文化財に触れ、自発的に参加できる機会をつくり出します。

## ■ 文化財等を活用した生涯学習の推進

概要	推進主体
・郷土資料室等において、文化財や歴史等の研究の発表や広く魅力を伝える講座やイベントを実施し、文化財情報を発信します。	社会教育課
・公民館・図書館と連携し、文化財に関する学習の機会を提供します。 ・高齢者の生きがいを持った暮らしを支援するために、市が主催する高齢者大学等において、地域の歴史・文化等の講座・講演会の実施を推進します。	高齢者支援課 社会教育課 公民館 図書館
・遺跡や屋敷林・雑木林等、地域の文化財資源を活用した自然等の環境学習を推進します。	みどり公園課 環境保全課 社会教育課
・平和に関する展示等を通し、第二次世界大戦中の戦跡や市の歴史に関する学習を進めます。	協働コミュニティ課 社会教育課
・総合型地域スポーツクラブが考案した体操（したのや縄文体操！）等を取り入れ、スポーツ活動の中で、文化財に親しむ機会づくりを推進します。	スポーツ振興課

## ■ 学校教育以外での文化財を活用した子どもの体験の充実

概要	推進主体
・文化財等を活用した子ども対象の文化芸術事業を推進します。	児童青少年課 文化振興課
・地域の伝統行事に子どもが参加しやすい仕組みや、昔遊びや地域の伝統文化にふれる機会づくりを検討し、地域文化の継承を図ります。	市民 文化財所有/保持者 児童青少年課 文化振興課 社会教育課

### 取組の方向性 4-3 文化財に関わる市民活動の推進

市民や市民活動団体と連携し、文化財の保存・活用に取り組むことによって、文化財や歴史文化の市民ニーズに沿った事業を進めます。また、市民や市民活動団体が自ら学んだことや活動の成果を発表する機会を増やします。

文化財の周辺環境の維持等、行政、市民、市民活動団体がそれぞれの役割を担うことによって、行政単独では成し得ない取組を検討します。

#### ■ 市民主体の文化財に関わる活動の推進・活動の場や披露の場の整備（新規）

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護活動に関わりたい市民の活躍の場や意見交換の場の提供を行い、文化財に関する市民参加を支援します。</li> <li>・学習や調査研究で得た知識を活かす機会を整え、市民の手による文化財保護の活動を支援します。</li> <li>・積極的に参加するだけでなく、市民自らが主体となり活動する場を創出していきます。</li> <li>・市民が主体となり、文化財の魅力を発掘・発信していきます。</li> </ul>	市民 社会教育課



公式したのやサポーター第1号  
「ココスポ!じょうもんず♪」  
による「したのや縄文体操!」



市民による研究成果の講演会

## 目標5 市民と文化財が共にある場をつくる

### 現状・課題

#### ■ アンケート結果から

アンケート結果では、下野谷遺跡の認知度（行ったことがある、知っているが行ったことはない）は、15歳以上で69.9%と前回調査より17.9ポイント、アップしていますが、行ったことがある人は22.7%と8.3ポイントのアップにとどまっています。小学生では、行ったことがある人は27.8%中学生では25.2%です。

郷土資料室の認知度（同様）は52.4%と21.4ポイントアップしており、行ったことがある人は11.3%で3.5ポイントアップしています。小学生で行ったことがある人は14.1%、中学生では9.3%です。

以上より認知度を高め、来訪者を増やすことが課題です。

#### ■ まちなか文化財をめぐる企画

文化財をめぐるまちあるき企画には、参加者が多く集まります。また、市民団体が主催する同様の企画も多く開催される傾向にあります。

#### ■ 郷土資料室の現状

西原総合教育施設内の郷土資料室は、文化財の収集、整理、管理、展示、学習の場等としての機能があります。企画展をはじめとした展示は、来室者のアンケートなどではよい評価を得ていますが、冷暖房やバリアフリーなどの見学環境、アクセスの悪さを指摘する声が多く聞かれます。また、収納スペースはすでに飽和状態で温湿度管理などの保管環境に課題があります。

#### ■ 地域博物館

地域博物館の建設については、第1期計画で「設置検討」を挙げ、他の自治体の状況などの調査を行ってきました。今回のアンケートでも15歳以上の71.1%、小学生の71.4%、中学生の67%が必要（どちらかといえば必要を含む）と回答しています。また、設置を求める市民団体から市へ陳情も出され、市議会で受理されています。

市の第3次基本計画、教育計画、公共施設等総合管理計画では地域博物館の設置検討がうたわれています。

#### ■ 下野谷遺跡

第1期計画で、市の文化財保護のモデルケースとして主要な取組に挙げ、保存活用計画・整備基本計画を策定し保存・活用・整備を行ってきました。地域住民の方々の理解のもと追加指定、公有地化を行い史跡地の拡大を進めています。また、竪穴式住居2棟の建設、クラウドファンディングを活用した説明板の設置などハード面の整備やムラびと制度、サポーター制度などソフト面の整備も進み、まちなかのモニュメントの設置など、多方面での活用がなされてきました。整備地の管理等を行う、管理・ガイダンス施設の設置に向けて検討を進めています。

## 取組の方向性 5-1 まちなか文化財に触れる場の創出

まちに散在する指定・未指定の文化財を「まちなか文化財」と呼び、地域の宝として輝かせ、その保存と活用を通して、西東京市への愛着を育てます。

まちなか文化財を発見、把握するためには多くの人の関心と目が必要です。それらの位置情報などを集約しマップなどに落とし込み、周知します。

それらを活用した文化財まちあるきなどに、専門的な助言を行うなどの支援をするとともに、解説板の設置等を市民とともにを行います。

郷土資料室や下野谷遺跡のほかにも、玉川上水、小金井（サクラ）などの指定文化財、下保谷四丁目特別緑地保全地区の屋敷林等のみどりの景観、江戸時代から残る街道や社寺等を地域の文化財の核として保全・活用します。また、こういった場がサテライトとなり、それを束ねる中心的な場として地域博物館を位置付けます。

まちの至る所で文化財に触れることができ、文化財を通し世代を超えて人と人がつながる場を作り、まち全体が博物館のような空間になることを目指します。

### ■ まちなか文化財の発見と周知（新規）

概要	推進主体
・指定・未指定の文化財「まちなか文化財」の発見と情報収集を行います。	市民 社会教育課
・まちなか文化財の位置情報などを集約し、デジタルデータも活用した文化財マップを作成します。	社会教育課
・文化財マップなどを活用したまちあるきなどを実施します。市民団体等の実施にあっては、内容やルートに関する助言を行うなど支援します。	市民 社会教育課

### ■ まちじゅうに文化財に触れる場をちりばめる（新規）

概要	推進主体
・指定文化財の保存に努めるとともに見学しやすい環境を検討します。	文化財所有/保持者 社会教育課
・まちなか文化財の周知看板を所有者や市民団体と協働で進めます。	市民 文化財所有/保持者 社会教育課
・玉川上水、小金井（サクラ）、屋敷林などのみどりあふれる文化的景観を、生物多様性の考え方も取り入れながら、保全・活用します。	みどり公園課 環境保全課 社会教育課
・まちじゅうがミュージアムになる仕組みをつくりまします。	社会教育課
・下野谷遺跡の保存・活用・整備を進めます。 ・整備地の管理等を行う、管理・ガイダンス施設の設置に向けて検討を進めます。	社会教育課
※下野谷遺跡に関しては、モデル事業として 79・80 ページの「2 目標と取組のモデル」で記載します。	



## 取組の方向性5-2 文化財の保護・学習拠点の整備・充実

西原総合教育施設内の郷土資料室は、資料収集・保存、展示、調査・研究、教育普及等の活動を通して、誰もが幅広く本市の自然、歴史、文化等を理解し、現在・未来を考えることができる施設です。このことから、市内の遺跡からの出土品の保存や民具・農具の収集・整理、展示等の公開の場であるとともに、市民や子どもの学習活動の場として、保管環境の整備及び機能の充実を図る必要があります。

また、文化財の保護・活用に関わるボランティア等の育成の場として、複合的な機能を併せ持つ学習拠点であることが期待されます。誰もが安全・快適に利用できるように、バリアフリー化等の施設設備の整備を行うことも重要です。

中央図書館内の地域・行政資料室では、古文書、古地図・絵図、歴史文献等が保存管理されるとともに、保存資料の一部や下野谷遺跡の資料の電子化が進められ、図書館のホームページ上において公開されており、役割分担や連携が必要です。

現在、文化財等の収蔵については飽和状態にあり、大学等、他の教育機関等の協力を得て保管されている本市の埋蔵文化財等が保管できる場所の確保が求められています。

## ■ 郷土資料室の資料の収集・保存・管理

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土に関する貴重な資料の収集・整理に努め、適切な環境のもと、良好な状態で次の世代に継承していきます。</li> <li>収蔵資料の整理・登録を進めるとともに、収蔵資料データベースの整備を図っていきます。</li> <li>写真記録や映像等の資料の収集・保存を進めます。</li> </ul>	社会教育課

## ■ 郷土資料室の展示

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>常設展示室では、資料を効果的に展示します。</li> <li>展示資料について分かりやすい解説や、説明資料の配布により、来館者の学習活動を支援します。</li> <li>本市の歴史や関心の高いテーマについて、特別展や研究者の協力を得る等の展示活動を実施します。</li> </ul>	社会教育課

## ■ 郷土資料室での教育普及

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が本市の歴史文化の理解を深める機会として、講演会・体験学習などを実施します。</li> <li>学校での教育活動の補助として、郷土資料室の資料を用いて、体験学習や資料の解説を行う「出前授業」や団体見学の受け入れを実施します。</li> <li>夏休み等長期休暇中の子どもたちの学習を支援し、郷土への興味関心の増大を図るため、企画事業を実施します。</li> <li>誰もが利用しやすい見学環境を整えます。</li> </ul>	教育指導課 社会教育課 小学校/中学校

## ■ 収蔵施設の設置検討

概要	推進主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市保有の文化財、民俗資料、関連書籍等の保管場所の確保を検討します。</li> </ul>	社会教育課

## 取組の方向性 5-3 地域博物館の設置

市内の歴史文化を総合的に収集、管理、研究、展示、活用する博物館の設置は長い間求められており、第1期計画では「地域に根付き、主に地域の歴史文化等の資源を展示、研究する博物館であり、地域住民の活動の場としての役割も期待される」博物館として『地域博物館』の設置検討を掲げ、調査研究を進めてきました。

西東京市には、多様で重層的な歴史文化が根付いています。下野谷遺跡、玉川上水、小金井（サクラ）のように国史跡に指定される傑出した文化財もありますし、まちなかにそっとたたずむお地蔵さんのような文化財もあります。また、そのことに関心を持ち、自ら研究してアウトプットを行っている市民や市民団体も多く存在します。これらの文化財や市民力をより一層活かす拠点となる場が必要です。

さらに、この間、求められる博物館の姿は、世界的な博物館の定義の変化や博物館法の改正もあり、変わってきており、それに対応できる博物館が必要です。

十分な収蔵スペース、適切な保管環境、調査研究を進めることのできる設備と人材、何度も訪れたいくなるような展示、市民が積極的に活動できる場や機会など、1期計画に掲げた役割を持つことはもちろん重要です。それに加え、文化財や学問と地域住民の関心をつなぎ、関心を持つ地域住民、専門家などがともに活動することで、社会の課題を解決する場であることが求められています。そのためには、他の博物館や研究機関とも連携できる場であり、その成果がまちづくりや人をはぐくむことにつながる博物館を設置します。

博物館は、下野谷遺跡や現在の郷土資料室などのような市内に存在する複数の文化財施設やまちなか文化財をたばねる中心となる場所です。人々が集い、活動する中で、歴史文化を学び、それらに支えられた自分たちのストーリーを見つけ、ともに成長する場を目指していきます。

第1期計画を遂行し、第2期計画を検討する中で45・46ページに掲げたような課題が明らかになりました。それらの課題を解決し、「知る」「守る」「活かす」「つなぐ」といった目標を達成できる場こそが「地域博物館」であり、それゆえ、なくてはならないものです。郷土資料室が積み上げてきたものを引き継ぎながら、見えてきた課題解決の役割を担うことで、西東京市の文化財の新しい価値を市民とともに生み出し発信していきます。

そのため、設置に向けては、計画段階から市民が主体的に関わる仕組みを作るとともに、庁内各署が連携して検討に当たるような組織を立ち上げ、確実に進めていきます。

### ■ 地域博物館の設置

概要	推進主体
・文化財や資料の収蔵、展示のみならず、調査、情報発信、学習拠点となり、市民が主体となり活動できる、総合的な地域博物館を設置します。	公共施設マネジメント課 社会教育課

## 2 目標と取組の2つのモデル まちなか文化財と下野谷遺跡

本計画で定めた取組を的確に推進していくために、「モデルその1 歩いて楽しむまちなか文化財」、「モデルその2 下野谷遺跡」を提示します。

いずれもモデルケースであり、これを参考に、他にどういった具体的な取組ができるのかを考えるために提示しています。

まちあるきは、近年人気の高い活動で、日常の散策のほか、ゲーム感覚でまちの探検や街巡りをするものもよく見かけるようになりました。歩行者中心のまちづくりで居心地の良いまちをつくる「ウォークブルシティ」などの取組もあります。

下野谷遺跡に関しては、第1期計画では一つの柱として掲げ、保存と活用に特に力を入れてきました。その成果や今後の取組を、江戸の宿場町田無や、日蓮宗の信仰に支えられた下保谷など、その他の多様な関連文化財群をどう守り、活用していくかを考え、実行していくことに活かすためのイメージとして提示します。

### ■ モデルその1 歩いて楽しむまちなか文化財

取組の方向性5-1にあげた「まちじゅうがミュージアムになる仕組みをつくります」の一つのモデルとして「まちあるき」を軸にした取組をモデルにあげます。

西東京市の文化財の特徴は14ページにあるように、要素である文化財の固有性とそれにより組み上げられた歴史文化の多様性、重層性にあります。そのため、市域には多くの魅力的な文化財、歴史文化があります。そういった文化財には、国指定のようなものから、もしかしたら自分だけにしか価値がわからないようなものまでさまざまなものがあります。保護の仕組みとして指定文化財制度を用い「指定」文化財「未指定」文化財に分けてはいますが、本計画では両者に加え、周辺の環境や関わる人も含め、保護の対象としています。そういったまちに散らばる様々な文化財を「まちなか文化財」と呼ぶことにします。

モデルその1は、そういったまちなか文化財を歩いて楽しむ「まちあるき」を軸にした取組です。

本計画第3章には、西東京市の文化財の要素とストーリーを提示しました。このコースの中には、地域性よりも時代性を軸にまとめたものもあり、1日で歩くのは難しいかもしれません。しかし、ストーリーを頭において、構成する要素を調査し、自分なりのルートを組み立てる楽しみがあります。その時に活用できる文化財マップの充実も取り組みの一つです。そういったマップとメモをもってまちを歩く中で、提示されていなかった思いがけない文化財を発見したらマップにプラスします。自分にとって懐かしい場所などを「My文化財」に認定するのもよいでしょう。ルート中にあるお店やおみやげ物なども書き込んで、オリジナルでマニアックな文化財マップを作成し、それをもとにグループで歩く企画をたてるのも一案です。

1 日で歩きたい時には、市で作成している文化財マップにある以下の6つの文化財を巡るルートの活用もよいでしょう。

A「下保谷村の祈りと屋敷林」 B「国史跡下野谷遺跡と戦争遺跡」 C「新田開発と御門訴事件」 D「宿場町たなし」 E「郷土資料室と武蔵野の自然」 F「田無・上保谷のルーツ」です。

西東京市には多様で魅力ある文化財が多数あることがわかります。

こういったまちあるきを本計画も取り組みに落とし込むと以下になります。

- ① ルートにある文化財の把握と調査 <取組1-2>
- ② わかりやすく、携帯できるガイドブックの作成。個人のオリジナルマップの作成  
<取組1-1>
- ③ コース内にある文化財の保存・管理 <取組2-1>
- ④ 楽しく親しみやすい解説板などの整備 <取組5-1>
- ⑤ コース周辺の商店会などとの連携（カフェ、案内所の設置やグッズの開発など）  
<取組3-1>
- ⑥ 市民ガイドの養成 <取組4-1>
- ⑦ まちあるきイベントの実施 <取組5-1>
- ⑧ コースや関連する文化財の要素の再検討 <取組1-2>

これらの取組を、学校教育や生涯学習にも取り入れ、市民も主体となって行います。

さらに、こういった取組を通じ、調査検討し、歩いて巡ることのできる範囲で文化財の一定のまとまり（関連文化財群）を括ることができ、その設定が、今後の市の文化財保護に有効であると考えられた際には「文化財保存活用区域」として設定し、重点的に保護していきます<取組3-2>。

歩いて楽しみながら、まちなか文化財を発見し、それについて学び、それらの背景にある歴史文化、ストーリーを作っていく。そのための資料が閲覧しやすく、また関連する実物の文化財が見学できる場所、調査研究を行うためのスペースや指導助言を受けることのできる学芸員がいる。そして研究成果を発表しあえる場所にもなる、そういった場が、地域博物館です<取組5-3>。

■ モデルその2 下野谷遺跡

下野谷遺跡をモデルに、本計画の取組をイメージしやすく提示します。

西東京市の歴史文化を知る

● 下野谷遺跡を知る

取組の方向性1-1 文化財情報の発信・公開

- OHP や市報など市の媒体による情報発信
- 「したのやムラだより」による情報発信
- したのやサポーターによるPRの推進
- SNS等を活用した市民による情報の発信
- マスコットキャラクターによる普及



取組の方向性1-2 文化財の計画的で総合的な調査の推進

- 継続的で計画的な調査研究
- 研究機関や大学と連携した研究
- 市民と協働による調査研究（下野谷圧痕倶楽部、したのや里山つくり隊、したのや竪穴復元プロジェクト等）



取組の方向性1-3 文化財の記録と公開

- 調査報告書の整理・データ化
- 調査報告書の刊行
- 分かりやすいガイドブック刊行
- VR 縄文ミュージアムや図書館のデジタルアーカイブを活用したデータの公開



西東京市の歴史文化を守る

● 下野谷遺跡を守る

取組の方向性2-1 文化財の保存管理の推進

- 追加指定と公有地化による史跡の確実な保存
- 整備地の管理体制の充実
- 整備地周辺のみどり等の環境整備



取組の方向性2-2 文化財を支える担い手の支援・育成

- ムラびと制度の充実・活用

取組の方向性2-3 文化財保護制度の充実

- 下野谷遺跡の調査・保存・活用・整備に関する個別計画の確実な遂行
- 各種委員会の運営



文化財で人をつなぎ、まちづくりに活かす

## ● 下野谷遺跡で人をつなぎ、まちづくりに活かす

取組の方向性 3-1 文化財を活かした地域の魅力づくり

- 遺跡をまちの顔にする
- 地元商店会などと連携したイベント実施
- 商品開発などによるしたのやブランドの創出



取組の方向性 3-2 都市計画と連携した文化財の保存・活用の環境作り

- 遺跡を中心とした水とみどりの歴史のネットワーク作り



取組の方向性 3-3 推進体制の充実

- 市民協働（ムラびと・したのやサポーター）
- 大学等研究機関との連携
- 他の自治体や遺跡との連携

西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐ

## ● 下野谷遺跡の歴史文化を伝え、未来につなぐ

取組の方向性 4-1 文化財を活用した学校教育等の充実

- まちなか先生やふるさと探求学習での活用等の学校教育との連携
- 特色ある学校づくりへの活用



取組の方向性 4-2 生涯学習と連携した文化財を学ぶ機会作り

- 公民館等と連携した生涯学習の活用
- 世代を超えた活用



取組の方向性 4-3 文化財に関わる市民活動の推進

- 市民調査員による研究とその成果の公開

市民と文化財が共にある場をつくる

## ● 市民と下野谷遺跡がともにある場つくる

取組の方向性 5-1 まちなかで文化財に触れる場の創出

- 駅前のモニュメント等、まちに遺跡の要素をちりばめる



取組の方向性 5-2 文化財保護・学習拠点の整備・充実

- 郷土資料室内の下野谷遺跡に関わる展示の充実
- 下野谷遺跡整備地の充実とガイダンス機能の強化

取組の方向性 5-3 地域博物館の設置

- 地域博物館での下野谷遺跡等の活用・発信方法の検討

## 第7章 計画の推進に向けて

本計画の推進に当たっては、文化財等の保存・活用に向けて、市民、市民活動団体、事業者等、行政の各主体が、連携して取り組むことが重要です。また、広域での取組や文化財等とその周辺環境を含めて整備を進めるために、必要に応じて国や東京都、近隣自治体等との連携・協力を図ります。

### 1 全庁的な取組の推進

文化財の保存・活用に当たり、関連する分野との連携・協力が重要となります。関連部署と施策内容等について、調整・連携を図り、全庁的な取組として推進するとともに、進捗状況の確認、進行管理等を進めます。

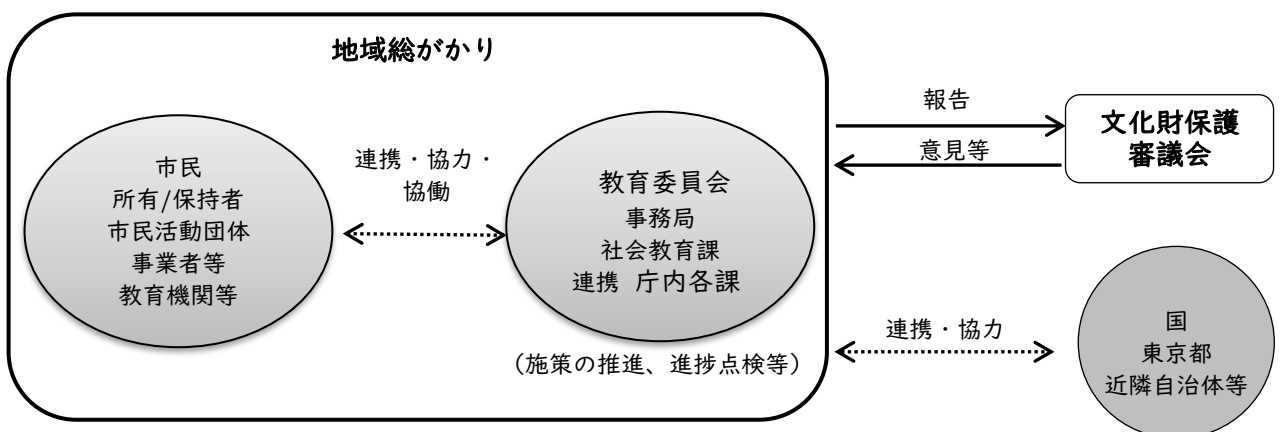
### 2 市民と行政との連携

文化財の保存・活用の取組を幅広く進める上で、市民や市民活動団体との連携は重要です。市民力の高さをより活かすため、市民活動団体を育成・支援するとともに、情報交換や活動機会の提供に努める等、役割分担による取組を進めます。

### 3 国や他機関との連携

文化財の保存・活用に当たっては、国や都、近隣自治体等と連携を図る必要があります。市内外の様々なネットワークを通じて、文化財を保存・活用していくための仕組みづくりに努めます。

#### ■ 取組のイメージ図)







## 資料編



## 第2期西東京市文化財保存・活用計画 策定過程

### 1 策定委員会

学識経験者、文化財保護審議会委員、公募による市民、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化芸術振興推進委員会委員等の委員 11 名で構成され、本計画にかかる事項について協議していただきました。

## ■ 第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会設置要領

### 第1 設置

第2期西東京市文化財保存・活用計画（以下「文化財保存・活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、第2期西東京市文化財保存・活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 第2 検討事項

懇談会は、第2期文化財保存・活用計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

### 第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員 12 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 文化財保護審議会委員 2人
- (3) 公募による市民 3人以内
- (4) 西東京市社会教育委員設置条例（平成 13 年西東京市条例第 200 号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (5) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 80 号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (6) 西東京市図書館設置条例（平成 13 年西東京市条例第 81 号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (7) 西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号）第8条の規定に基づく西東京市文化芸術振興推進委員会委員 1人
- (8) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人

### 第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

### 第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

### 第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

### 第9 報償

懇談会の委員（第3第4号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

### 第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

### 第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

■ 委員名簿（敬称略）

区分	氏名
学識経験者	入井 徹
	○ 加藤 幸治
西東京市文化財保護審議会委員	◎ 鈴木 賢次
	都築 恵美子
公募による市民	瀧島 俊
	古山 和子
	矢野 明子
西東京市社会教育委員	小野 修平
西東京市公民館運営審議会委員	青木 美紀子
西東京市図書館協議会委員	長谷川 幸男
西東京市文化芸術振興推進委員会委員	濱崎 昌子

◎座長、○副座長

■ 開催状況

回	開催日	協議内容
第1回	令和5年9月22日	・委員依頼及び任命 ・文化財保存・活用計画について ・西東京市の文化保存活用計画の考え方
第2回	令和5年11月8日	・文化財の現状と課題について ・ワークショップ及びヒアリング調査概要 ・市民意識調査アンケート結果報告
第3回	令和5年12月6日	・第2期西東京市文化財保存・活用計画素案について
第4回	令和6年2月26日	・第2期西東京市文化財保存・活用計画素案について



## 2 市民参加

本計画策定に向けて、市民（15歳以上及び小学生・中学生）や市民団体等の意向を反映するため、さまざまな機会や手法により意見の集約を行いました。

### ① 市民（15歳以上）アンケート

目的	市民の文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	住民基本台帳に登録された15歳（高校生）以上の男女個人2,000人（人口構成比に配慮し無作為抽出。13件宛所無しで返送）
調査期間	令和5年10月17日～10月31日
有効回収数	538票（有効回収率27.1%）

### ② 小・中学生アンケート

目的	小学5年生および中学3年生の文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	595人（小学生258人、中学生337人）
調査期間	令和5年10月17日～10月31日
有効回収数	562票（有効回収率94.5%、小学生241票、中学生321票）














### ③ 市民団体ヒアリング

目的	市民団体・組織の文化財等に関わる活動の状況と、文化財の保存・活用に対する考えや意見を把握し、計画策定の基礎資料とする
対象	4団体（下保谷の自然と文化を記録する会、速間流田無ばやし保存会、中部地域協力ネットワーク、東伏見商栄会）
調査期間	令和5年11月～12月

④ 中学生ワークショップの実施詳細

<p>ワークショップタイトル：西東京市の文化財 POP を作ろう                  実施事項：西東京市の文化財に関する写真に POP を作成して PR ポイントや意見などを付箋に書き、自由に貼ってもらう。</p>	
第1回	<p>場所：郷土資料室                  実施日時：12月1日（金）～1月7日（日）</p>
第2回	<p>場所：下保谷四丁目特別緑地保全地区母屋内                  実施日時：12月9日（土） 10時～16時                  ※下保谷四丁目特別緑地保全地区の紅葉イベントで実施</p>
第3回	<p>場所：東伏見コミュニティーセンター                  実施日時：12月14日（木） 10時～16時</p>
第4回	<p>場所：西東京市役所田無庁舎2F入り口脇                  実施日時：12月25日（月） 11時～16時</p>

■ POP を考えてもらった文化財

				
武蔵野うどん	民具や農具	地藏菩薩	縄文土器	藍の栽培と藍玉
				
戦争遺産	田無神社本殿	茨木のり子	田無ばやし	民族学博物館
				
上保谷村絵図	郷土資料室	下野谷遺跡	屋敷林と民家	

■ ワークショップの状況

・ 第1回 郷土資料室



・ 第2回 下保谷四丁目特別緑地保全地区



・ 第3回 東伏見コミュニティーセンター



・ 第4回 西東京市役所田無庁舎



■ ワークショップ結果

・第1回 郷土資料室

下野谷遺跡	
りあるな家！！中もすごかった！！	この空は 4000 年前につながっている そして...明日にも...
竪穴式住居入ってきました！！	しーたとのーやにあいたいなあ！
民具や農具	
すごお～い！田無の職人さんが作った乳母車	
田無神社本殿	
細か～い彫刻が“迫力満点”	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
おもしろ～い！昔の地図にある道が今も同じだあ	
戦争遺産	
近くで見るとゾッとしちゃう...	
郷土資料室	
ジオラマは資料室の宝ものだあ！	工夫をこらした展示！
すごい迫力！かっこいい！！	来てみてビックリ！いいじゃん資料室
昔のオープンリールレコーダーなど貴重なものを見られました！	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
西東京に民博があるのを初めて知りました！	アッ～。今もあつたら西東京市の文化遺産！
武蔵野うどん（郷土料理）	
うどんがとくべつな日に食べるなんて知らなかった	食べたことある！おいしかった！！
モチッとあったかい武蔵野うどん	昔はおうどん。今はケーキがお誕生日のごちそう？
茨木のり子	
国語の教科書に載っていた人だあ！	
藍の栽培と藍玉	
♡アイがいっぱい西東京	
田無ばやし	
元祖ブキウギ♪元気がでるヨ～	
屋敷林と民家	
紅葉と竹林がキレイ！！	
縄文土器	
岡本太郎が大好きな土器がいっぱい！	
地蔵菩薩石像	
—	

・第2回 下保谷四丁目特別緑地保全地区

下野谷遺跡	
イベントで学べる！！	縄文ロマンを感じます♡



犬の散歩で寄りたいです。	遠い昔を想像します
民具や農具	
昔、人が住んでいたんだ！	昔の道具楽しそう☆
田無神社本殿	
たくさんのパワーをもらえるステキな場所	これが好き！！
心が豊かになりますね	職人技がみどころ
年に一度、中に入って見られるみたいです。今年、見て感動しました。ガイド付で楽しかったです。	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
いいね！！	新座郡保谷だったの？
新座郡保谷だったんだ	もっと知りたい
戦争遺産	
戦争ダメ絶対！！	昔があるから今がある 子どもたちに伝えましょう
郷土資料室	
かっこいい！	西東京市の歴史を知ろう！
時々来させてもらっていて、いつも感動しています。	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
民族学博物館跡地に復活させてください！！歴史的記憶のために	
これは残ってほしかった！！	民族学博物館が残っていたら良かったのに
子供の頃ここで遊んだ思い出が蘇って懐かしかった。	
武蔵野うどん（郷土料理）	
うどんがおいわいの日に食べられていることがわかりました。	
うどん食べたいーおいしそー	コシのある太いうどん♡
茨木のり子	
のり子さんの詩大好きです 強く優しい憧れの女性です	
すてきな詩 じっくり読みたいです	詩が好きです♡
藍の栽培と藍玉	
藍染は虫がよらないと言われ軍手、Tシャツなど着用していました 孫達にも葉だけでないもの知ってほしい	
そめたいな	藍染やってみたい
田無ばやし	
伝統芸、いつまでも守っていただければありがたいです	
屋敷林と民家	
俳句の句材が満載です！	おうちがスゴイ！
広くて紅葉が美しい	もりがすき
東京とは思えない空気のよい広い場所よかったです。紅葉もきれいでした。	
夏に子どもとセミのぬけがらをたくさん見つけました！	
縄文土器	
どき どつきどき	縄文ロマン！！

地蔵菩薩石像
たぶん目印になる？（まいごにならないように！）

・第3回 東伏見コミュニティーセンター

下野谷遺跡	
縄文時代の人々の暮らしが知れてとても面白そう！	
今も昔も愛されている場所！近所の人々の拠り所となっています	
縄文 4,5 千年前、1000 年間、ここで住んでいた人がいます！下野谷	
民具や農具	
小学校？郷土資料室！！ 部屋ごとに！いろいろ 民具？縄文土器？	
未来の家具として、再生してほしい。	
田無神社本殿	
12/31 だけ中に入れる！！	犬の散歩でホッとひと息
神社と日本の民俗に興味有るからぜひ行きたいだ！！	
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
ここはどこ？？コミセンはどこ？！搜してみよう歩いてみよう	
戦争遺産	
早く戦争をやめてくれ！	
郷土資料室	
文化財とみんながつながる Museum ミュージアムがほしい！！	
下野谷遺跡公園に資料室がほしい	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
1 万円札になる渋沢栄一の孫敬三が作ったヨ	
武蔵野うどん（郷土料理）	
コシが強い武蔵野うどん 入れ歯をして食べましょう	
武蔵野うどん コシのある太麺が特徴！小麦の味が良くわかります♡	
茨木のり子	
読んでみたいです！！	心の中に残る言葉を大切にしたい！
藍の栽培と藍玉	
アイ・愛・藍（イラスト）サルだヨ アイアイ アイアイ	
田無ばやし	
コミセンライブにも出演してネ♪	昔ながらの続けてほしいです。
後継者求む！	伝統芸能なので、地元中学生にも勉強してもらおう
屋敷林と民家	
陽だまりのゆったりした散歩コース。	趣がある。撮影とかに使えるそう！！
憩いの場 四季が楽しめる	四季折々、楽しめる！野草園で珍種発見
縄文土器	

縄文時代を学んで体験できる街！西東京市
下野谷遺跡公式キャラクター「しーた」と「のーや」♡ かわいかったよ♡ペットもいるらしい♡
地藏菩薩石像
ずっと見守ってくれています。ありがとうお地藏様
谷戸にあります。住友重機工業前「発想の森」の入口です。

・第4回 西東京市田無庁舎

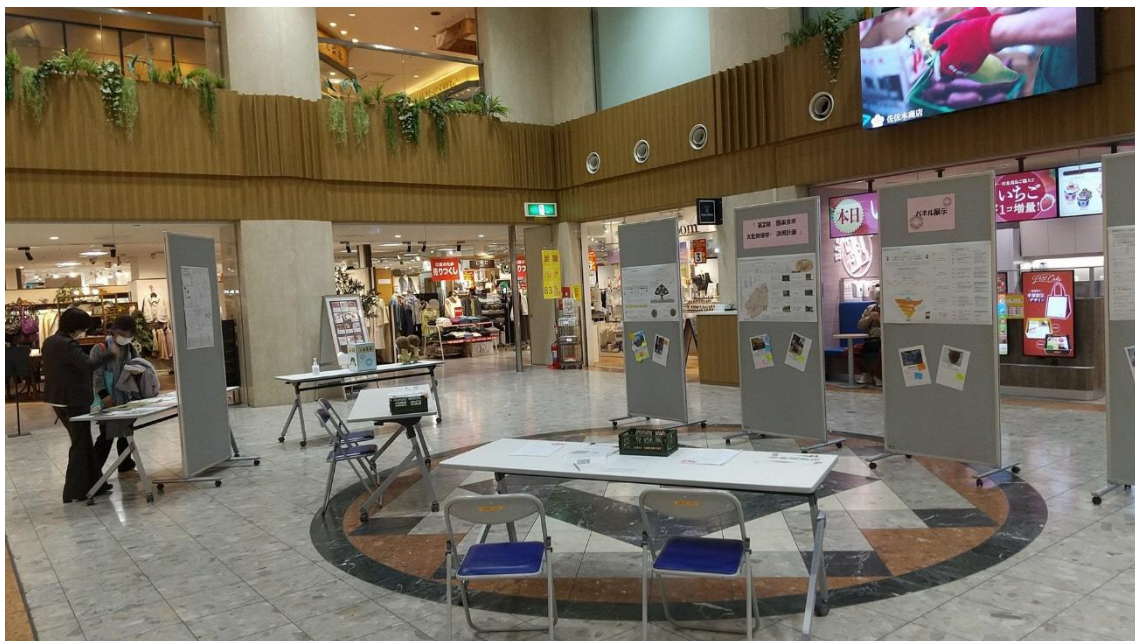
下野谷遺跡	
竪穴式住居見ました！スゴイ！！	5000年前に行ってみたい！！
学芸員さんの話がとても良いんです！ぜひ、お話をきく機会をふやしてください。	
民具や農具	
interessante!!	
田無神社本殿	
田無愛が深まりました	彫刻がすばらしい。
武蔵国新座郡上保谷村絵図	
地域の歴史を感じますね！貴重な資料です。	
戦争遺産	
忘れてはいけない歴史の1page	
郷土資料室	
子供のなつやすみの自由研究で行ったコトあります。西東京の歴史を知るにはもってこい。	
かつて保谷にあった「民族学博物館」	
ここに行きたい	
武蔵野うどん（郷土料理）	
先日食べました	食べごたえばつぐん！！杯で大満足
茨木のり子	
えっ！！この人西東京市に住んでたの??	
藍の栽培と藍玉	
やってみたいなあ！	気になる藍づくり！！
田無ばやし	
テンボ良いです！！のりのりです。	
屋敷林と民家	
野草園がステキです！	子どもとあそびに行きたいです
縄文土器	
本物は迫力がちがう！	
地藏菩薩石像	
そっと手をあわせる そんな場があるまちが好き！	

④市民意見提出手続(パブリックコメント)

目的	「第2期西東京市文化財保存・活用計画(素案)」に対する市民の考えや意見を広く把握し、計画策定の資料とする
調査期間	令和6年1月24日～2月23日
提出意見	8件(7名) (ご意見は全て、以下の市民説明会パネル展示でお受けしました)

■市民説明会パネル展示でのご意見

目的	「第2期西東京市文化財保存・活用計画(素案)」に対する市民の考えや意見を広く把握し、計画策定の資料とする
調査期間	令和6年2月15日 10時～17時
場所	アスタセンターコート



【お寄せいただいた主な意見(要約)】	【市の検討結果】
下野谷遺跡等の文化財のお菓子の開発などは行わないのか。(1件)	文化財を活用した地域事業者と連携したまちの魅力づくりとして、ブランドの創出に活かします。
YouTube 等を活用した史跡等の文化財の紹介動画の作成推進が必要。(1件)	文化財情報の発信として、デジタル技術を活用した情報の発信を行います。
主要な街道と社寺との関係がわかる地図があるとよい。解説があればさらに良いと思う。(1件)	文化財に親しめる刊行物等による情報発信といった事業を推進します。
田無駅周辺には江戸時代の街並みや人々の生活を想像できる施設や環境が多数残されているが、現在では活かされていない。これらを地域や商店会の活性化・観光等に活かすような方策が必要ではないか。 具体的には、まちあるき、水車などの復元、ARの活用など、市民ガイド、案内所や休憩所の設置。(1件)	本計画では、わかりやすく市の歴史文化を理解していただくために、一定のまとまりをもつ文化財群により6つのストーリーを組みあげます。 その中で、「街場と生産場をつなぐ大動脈」として、江戸の田無の物語を掲載いたします。 それに関連する文化財の保存と活用に関しては、本計画にて示している「歩いて楽しむまちなか文化財」と「下野谷遺跡」の2つのモデルを参考に、ご指摘に関する具体的な取組も検討してまいります。
公民館や図書館と連携して、地域の歴史を学ぶ講座や活動に活発に取り組む必要がある。十年前と比較するとこのような取組が少なくなったと感じる。(1件)	文化財等を活用し、公民館や図書館と連携し、生涯学習の取組を進めてまいります。

## 西東京市文化財保護条例

平成13年1月21日

条例第79号

改正 平成17年3月30日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けたもの以外の文化財で西東京市(以下「市」という。)の区域内にあるもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値が高く、考古資料等の学術上の価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの(以下「史跡」という。)

(5) 庭園その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの(以下「旧跡」という。)

(6) 生物、無生物及び特異な地質学的形態で学術上の価値の高いもの又は著名な由緒あるもの(以下「記念物」という。)

(市等の責務)

第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

(指定)

第4条 西東京市教育委員会(以下「委員会」という。)は第2条の文化財のうち、市の区域内にあるもので、市にとって特に重要なものを西東京

市文化財(以下「市文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の指定をするには、委員会はあらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

(1) 第2条第1号及び第3号から第6号までの文化財については、所有者及び権原に基づく占有者がある場合はその占有者(以下「所有者等」という。)

(2) 第2条第2号の文化財については、その保存に当たっている者(以下「保持者」という。)

(解除)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市文化財の指定を解除する。

(1) 市文化財が滅失したとき。

(2) 市文化財が著しくその価値を失ったとき。

(3) 市文化財が市の区域外に移ったとき。

(4) 市文化財が法の定めるところによる国の指定又は都条例の定めるところによる東京都(以下「都」という。)の指定を受けたとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、委員会が適当と認める理由のあるとき。

(諮問及び報告)

第6条 委員会は、第4条又は前条の規定により、市文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、西東京市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。ただし、都の指定又は国の指定を受けたことにより指定の解除をしようとするときは、報告を行うことによりこれに代えることができる。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第7条 第4条の規定により指定をしたときは、委員会は、その旨を告示し、所有者等又は保持者(以下「管理者」という。)に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。

2 第5条の規定により指定の解除をしたときは、委員会は、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けとった日から30日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

4 指定及び指定の解除は、第1項及び第2項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(保存地域の設定)

第8条 委員会は、市指定の有形文化財、市指定の有形民俗文化財、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めたものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(保存施設)

第9条 委員会は、市指定の有形文化財の建造物、市指定の有形民俗文化財の衣服、器具、家屋その他の物件、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めるものについては、所有者等の同意を得て、これに必要な保存施設を設置し、所有者等に管理させることができる。

(注意義務)

第10条 市文化財の管理者は、当該市文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第11条 市文化財の管理者は、特別の事情があるときは、自己に代わりその市文化財の管理に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 市文化財の管理者は、正当な理由があるときは、管理責任者を変更し、又は解任することができる。

3 前2項の規定により、管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市文化財の管理者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(権利義務の継承)

第12条 市文化財の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例並びにこの条例に基づいて発する西東京市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示又は処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

(届出事項)

第13条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市文化財について権原の移動が生じたとき。
- (2) 市文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所が変更したとき。
- (4) 市文化財の保存上考慮すべき事態が予知されるとき。

(許可事項)

第14条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市文化財の現状を変更しようとするとき。
- (2) 市文化財の所在地を変更しようとするとき。

(経費の負担)

第15条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下

「管理等」という。)に要する経費は管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えられない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てるために市長は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、市長はその補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、委員会は必要であると認めるときは、指揮監督をすることができる。

3 市長は第1項ただし書の補助金の交付を受ける市文化財の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部は返還させることができる。

(1) この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に違反したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 前条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市文化財を有償で他人に譲渡したときは、管理者は当該補助金から補助による管理等が行われた後に管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情のある場合は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市文化財の管理者に対し、6月以内(市指定の無形文化財にあっては、20日以内)の期間に限って委員会の行う公開の用に供するため、その市文化財の公開を求めることができる。

2 委員会は、市文化財の管理者に対し、3月以内(市指定の無形文化財にあっては、10日以内)の期間に限って、その市文化財の公開を求めることができる。

3 第1項の規定により提供のために要する経費は市の負担とし、前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により、提供したことに起因して市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災

等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第 18 条 委員会は、必要があると認めるときは管理者に対し、市文化財の現状又は管理の状況につき、報告を求めることができる。

(記録の作成等)

第 19 条 委員会は、国、都又は委員会が指定した文化財以外の文化財及び生活、生業、風習等の推移を示す無形の民俗資料のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は適当な者に対しその記録の作成若しくは保存をさせることができる。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

(罰則)

第 21 条 市文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市文化財保護条例(昭和 38 年田無市条例第 3 号)又は保谷市文化財保護条例(昭和 46 年保谷市条例第 16 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 13 年 6 月 29 日条例第 201 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日条例第 10 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。



## 文化財保護法(抜粋)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十五条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九条、第十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

## 市指定文化財 概要一覧

### 国名勝.....

#### 小金井（サクラ）

江戸時代中期の8代将軍吉宗の時代(18世紀前半)に大岡越前守忠相おおおかえちぜんかみただすけの命により、ヤマザクラの苗種を、玉川上水堤に植え付けて桜並木としたものです。

### 国史跡.....

#### 玉川上水

江戸時代前期の承応2年(1653年)に完成した用水で、江戸市中への給水に大きな役割をはたしました。その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用されましたが、市内にも田無用水(田柄用水を含む)・千川上水・関野分水・梶野分水等がありました。

#### 下野谷遺跡

縄文時代中期(今から約4千年～5千年前)の環状集落であり、南関東では傑出した規模と内容を持っています。直径約150メートルの集落は、住居跡群、墓と考えられる穴土坑(墓などと考えられる穴)群、掘立柱建物(倉庫などと考えられる建物)群などで構成されており、縄文時代中期の典型的な形態をしています。さらに、谷を挟んだ東側には、下野谷遺跡東集落というべき、ほぼ同時期の環状集落が存在しています。集落の継続期間が1000年間と非常に長く、また、住居跡や土坑が密集して見つかっていることなどから、下野谷遺跡は石神井川流域の拠点となる集落だったと考えられています。

国の指定においては、開発の著しい首都圏において、このような大集落が、ほぼ全域残っていることは極めてまれであり、未来に残すべき貴重な文化遺産であると高く評価されています。

### 都指定文化財.....

#### 田無神社本殿・拝殿

本殿は、安政5年(1858年)に大工鈴木内匠すずきたくみ、彫工嶋村俊表しまむらしゅんびょうが建築したもので、全面に極めて優れた彫刻があり、江戸の堂宮建築の高度な水準を示す貴重な建物です。拝殿は、明治8年(1875年)に地元の大工が建築したもので、地域の大工の技量がなお高い水準を保っていたことを良く示しています

### 市指定文化財.....

#### 市指定第1号 石幢六角地蔵尊

安永8年(1779年)建立。6本の別れ道に立ち、六道輪廻ろくどうりんねを救済するといわれる地蔵菩薩を各面に一体ずつ浮彫りし、脚部にそれぞれの道の方向を示す道標が刻まれています。以前は、所沢街道をはさんだ向い側にありました。

#### 市指定第2号 田無ばやし

田無には祭囃子ばやしがありましたが、完成されたものではありませんでした。しかし、明治末期に西林源六氏にしほやしげんろくが関東一の御囃子おはやしの名人といわれた多摩郡千歳村船橋(現・世田谷区)の内海軍次郎氏うちうみじろうに弟子入りし、それまでの古い田無囃子を改良して今日の「速間流田無囃子はやまりゅう」を完成させました。現在は「速間流田無ばやし保存会」が伝承しています。

#### 市指定第3号 延慶の板碑

谷戸地域の横山道付近で発見されたもので、延慶(1308年～1311年・鎌倉時代)の年号があり、今の所、市内最古の板碑です。大日如来の種子(本尊)が刻まれています。鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する、貴重な資料です。

#### 市指定第4号 稗倉ひえくら

天保9年(1838年)、田無村名主下田半兵衛富永とみなが ききんは、飢饉うごうに備えて稗を貯える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てました。貯穀は名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯えました。干支にちなみ12室に分けられており、年々一室分を詰め替え、古穀を貧困者や罹災者等に分配しました。文久3年(1863年)に一度建て替えられ、後に明治6年(1873年)に用済みとなり、分割された一部がこの稗倉です。

#### 市指定第5号 下田家文書もんじょ (公用分例略記)こうようぶんれいりやくき

下田家が田無村名主なぬしになってから代々の当主によって書き残されたもので、代官から村役人に通告した「御触れ」全10巻、名主から代官への訴状「訴」全7巻の計17巻からなります。編集されたのは嘉永6年(1853年)ですが、記録は慶長元年(1596年)に遡ります。

#### 市指定第6号 北芝久保庚申塔こうしんとう

北芝久保地区に入植した百姓さんえん18人の庚申講中こうしんこうじゅうが延宝2年(1674年)に建立しました。碑面は、中央に文字が刻まれ下に三猿の浮彫りがあるだけで、青面金剛像は無く、古い作風を伝えます。多摩地域全体でも、特に初期に建立されたものです。

#### 市指定第7号 養老田碑ようろうでんひ

安政年間(1854年～1859年)建立。江戸時代後期の凶作相次ぐ時代に、村内の貧困者や老人を保護したことなど、田無村名主下田半兵衛富宅とみいえの行った善政を、子孫に伝えるための碑文が刻まれており、当時の民政資料として貴重です。碑文は幕末の著名な儒学者安井息軒じゅがくしやすいそっけん、揮毫は田無村の医者であった賀陽 濟わたる(玄順)の筆によります。

#### 市指定第8号 養老畑碑ようろうばたひ

安政年間(1854年～1859年)建立と推定されています。江戸時代末期の政情不安な時代に、田無村名主下田半兵衛富宅とみいえは、安政元年(1854年)に自分の所有地1町歩(約1ヘクタール)を養老畑として提供しました。この碑は、当時養老畑のあった場所(現・田無神社の裏手付近)に標識として建立されたと推定されており、民政資料として貴重です。

#### 市指定第9号 下田半兵衛富宅の木造しもだはんべえとみいえ (附 厨子つき ずし)

安政6年(1859年)に下田半兵衛富宅とみいえの子息三右衛門富潤みつうえもんともひろが、父富宅58才の時に製作しました。寄木造り、玉眼の座像で、厨子の扉裏に富宅の功績が漆書きされており、当時の民政資料として貴重です。

#### 市指定10号 獅子頭ししがしら (雄獅子・雌獅子おじし めじし)

嘉永3年(1850年)製作、元治元年(1864年)修理。神前に奉納する獅子舞の獅子頭で、金箔で仕上げられており、美術的にも優れたものです。2頭の獅子頭は、田無村上宿と下宿が神楽を競い、毎年作柄の豊凶を占ったと言われていたのですが、後には雨乞いの際の獅子頭として村人から利用されました。

#### 市指定第11号 高札こうさつ (火付ヶ御文言高札ひつけごもんごんこうさつ)

高札は一定期間高札場に掲げられ、村民に対して周知を図るものです。この高札は、正徳元年(1711年)に江戸幕府により全国的に掲示されました。田無村は享保15年(1730年)に村の中心部で大火があり、高札場も焼失しました。その後も数度の火災があったので、長期間掲示されたようです。桧材一枚板に墨書されており、七箇条からなります。

### 市指定第 12 号 人馬賃銭御定メ掛札

田無村は「八方江之継場」で交通の要所にあたり、公用・私用の人(駕籠)や馬の利用が多い宿場町でした。田無村名主下田半兵衛富宅は、駄賃表を明示して紛争を防ぐため、安政 2 年(1855 年)道中奉行に高札の下付願いを提出し、安政 4 年(1857 年)4 月に下げ渡しになりました。近郷の宿駅 8 カ所への距離、人馬賃銭等が墨書されています。

### 市指定第 13 号 葦山笠(名主用)

治安が乱れた幕末の文久 3 年(1863 年)、伊豆葦山代官江川太郎左衛門は幕府の許可を得て、農兵隊を組織しました。葦山笠は江川がその時考案したもので、日本の武将の陣笠とフランス軍の帽子の形とを折衷しています。楮生紙で観世縫りを作り帽子型に編み上げ、黒漆を塗って仕上げられてあり、名主用は笠の周囲を金色で縁取りしてあります。田無村のものは慶応 2 年(1866 年)に製作されました。

### 市指定第 14 号 十王堂一字建立の碑

教観法師が延享 2 年(1745 年)にこの地に「十王堂」を建立し、十王尊像 2 体を納めた記録の碑です。「十王堂」は「閻魔堂」と呼ばれ、向台地域の農民の寺・集会所であり、寺子屋も開かれました。なお、この碑の左側面には延享 3 年(1746 年)の石橋供養の陰刻があり、堂宇建立の翌年、橋供養を兼ねてこの石碑が建てられたようです。

### 市指定第 15 号 玉井寛海法士の墓

寛海法士は明治の初めに閻魔堂の道心(住職見習)となり、寺子屋を開きました。法士の没後、その徳を偲んで筆子(生徒)86 人がこの墓を建立しました。建立された年代は不明ですが、「田無町」と刻まれているので明治 12 年(1879)以降です。

### 市指定第 16 号 撃剣家並木先生の墓

文政 8 年(1825 年)に田無村に生まれた北辰一刀流の剣豪並木胤繁は、明治 4 年(1871 年)に 46 才で亡くなりましたが、十周忌の明治 14 年(1881 年)に門下生 39 人が建立したものです。万延の頃から多摩地域は天然理心流が全盛になりますが、田無付近は北辰一刀流の地盤であったことを示す良い資料です。

### 市指定第 17 号 南芝久保庚申塔

延享 2 年(1745 年)に田無村南芝久保の講中 38 人が建立。特徴は青面金剛像が左の第一手に「ショケラ」と呼ばれる女人の髪の毛らしきものを握っていることですが、これが何であるかは定説がありません。「ショケラ」を持つのは田無地域では他に無く、保谷地域も 2 例だけです。

### 市指定第 18 号 地租改正絵図

明治 6 年(1873 年)の地租改正条令により、全国的に土地測量が行われました。田無村では、明治 6 年に着手し、地引絵図が明治 8 年(1875 年)に、明治 8 年の土地台帳が明治 9 年(1876 年)に完成しました。現在 5 巻の軸物に仕立てられ、一筆毎に地番が付けられ、道路・川・水路が記入されています。田無の地積図の原典です。

### 市指定第 19 号 文化九年検地図

青梅街道沿いの短冊状の屋敷図と周辺の状況が描かれた村絵図で、文化 9 年(1812 年)に作成されました。寛文 10 年(1670 年)、元禄 3 年(1690 年)、享保 18 年(1733 年)、元文元年(1736 年)、安永 6 年(1777 年)などに行われた検地の場所を色分けしてあり、全ての屋敷の位置もわかります。また、寺社地や川・水路などの特別地も色分けしてあります。きわめて正確に測量されており、3 千分の 1 の縮尺(5 間 1 分の割)で表示されています。ただし、青梅街道の道幅のみ 600 分の 10 にしてあります。

### 市指定第 20 号 文字庚申塔

新町の全域は享保 9 年(1724 年)から上保谷新田として開発された新田村でしたが、天明 4 年(1784 年)に五日市街道から上保谷新田に入る道(鈴木街道)の入口に、この庚申塔が建てられました。塔の下部には道標が銘文してあります。塔正面の左脇には、他の庚申塔に例を見ない「五穀成就」と彫られています。平成 10 年(1998 年)に道路拡幅に伴い、現位置に移動したもので、原位置はより東でした。

### 市指定第 21 号 招魂塔

塔身の正面に「招魂塔」とあるだけで、建立の趣旨を何も記していませんが、品川県社倉門訴事件(御門訴事件)の犠牲者の慰霊碑とされています。御門訴事件は、県が強行した社倉米の金納化に反対した武蔵野新田の農民が、明治 3 年(1870 年)1 月 10 日深夜に東京浜町の県庁に集団門訴を決行し、弾圧された事件でした。その後、明治 12 年(1879 年)に新田の「総村中」が建立しました。以前は墓地の南側にありましたが、五日市街道の改修で北側に移されました。

### 市指定第 22 号 六角地藏石幢

ほぼ正六角形の石柱で、各面の上部に 6 体の地藏菩薩を浮彫りにし、その下に銘文を施しています。「つや」という女性と「光山童子」の菩提を弔うために寛政 7 年(1795 年)に建立されました。富士街道と深大寺道とが交差する所に建ち、道標を兼ねています。

### 市指定第 23 号 青面金剛庚申像

二鶏三猿を刻んだ台石の上でうづくまる邪鬼を踏まえた青面金剛の全身像です。市内に丸彫りの青面金剛全身像はこの 1 体だけです。この庚申像の立つあたりは上保谷村の中心であり、「榎の木」と呼ばれることから「榎の木の庚申様」として親しまれました。正徳 4 年(1714 年)に上保谷村庚申講中 18 人により造立されたものです。元は 6 腕でしたが、昭和 20 年(1945 年)の米軍の爆撃で向かって右 2 腕と左 1 腕を失いました。

### 市指定第 24 号 又六石仏群

旧上保谷村又六の五つ角に建っていますが、全て又六の講中が造立したものです。安永 5 年(1776 年)造立の六地藏石幢を中心に、向かって左側に上保谷で最も古い元禄 10 年(1697 年)の青面金剛庚申塔と寛政 10 年(1798 年)の同庚申塔を、右側に明治 30 年(1897 年)の地藏菩薩立像 2 体を安置してあり、他に造立年不詳の地藏菩薩坐像があります。江戸時代に地藏信仰と庚申信仰が重なりあったことを示す良い資料です。なお、都道が拡がる前は 8 月 24 日に盂蘭盆の縁日が立ち、又六の念仏講中が祠の前庭で「念仏申し」を行っていました。

### 市指定第 25 号 田無村御検地帳

元禄 3 年(1690 年)、幕府は田無村の代官領を検地し、その記録の正本 1 組 7 冊を田無村に下げ渡しました。この文書は第 7 冊目で、屋敷分と全体の総計である「寄」の部分からなっています。田無村の検地帳として二番目に古いものです。最古の寛文 10 年(1670 年)の検地帳が開扉不能であるため、内容がわかるものとしては最古ですが、他の 6 冊は虫食いがひどく判読さえ不可能です。当時の農業生産状況やその年貢高等が推定でき、青梅街道の街場形成も推察できるので、江戸時代中期の村勢を知る上で重要な資料です。

### 市指定第 26 号 真誠学舎関係文書

明治 5 年(1872 年)に施行された学制に基づき、田無村では明治 6 年(1873 年)8 月、無住寺となっていた密蔵院(現在の總持寺東隣り)に手を入れて「真誠学舎」を開校しました。当時の関係文書 4 点は、田無村初等教育の草創を物語る貴重な資料です。真誠学舎は、現在の田無小学校の前身です。

### 市指定第 27 号 尉殿権現 神号額

江戸時代に尉殿権現社(現・田無神社)の拝殿に掲げられていましたが、明治元年(1868 年)の「神仏混淆相改令」によって、別当寺であった西光寺(現・總持寺)に引き取られました。江戸時代中期の作と考えられ、田無神社の旧神号を伝える貴重な資料です。檜材で作られ、額縁は花頭曲線による装飾です。

### 市指定第 28 号 柳沢庚申塔

享保 8 年(1723 年)、青梅街道と飯能(所沢)街道の追分(分かれ道)に付近の住民 23 人の講中が建立したもので、道標を兼ねていました。台石を含めた塔の高さ 3 メートル余、荘厳で見事な容姿を持ち、当時の田無村の経済的繁栄を誇示するかのようですが、このような大型の庚申塔は多摩地方でも珍しいものです。昭和 40 年(1965 年)頃、所沢街道拡幅のため移設されました。その後、平成 18 年(2006 年)に現所在地に移設され、建立当時に比較的近い場所になりました。

### 市指定第 29 号 旧下田名主役宅

下田家は、江戸時代中期以降の田無村の世襲名主です。役宅は市内最古の民家で、安政 4 年(1857 年)に建設されました。当初の遺構の大部分は保存され、昔のたたずまいを残しています。木造入母屋造三層(現在は二階建)の茅葺[昭和 60 年(1985 年)に銅版葺にする]です。この役宅には、安政 4 年(1857 年)4 月 21 日に時の老中 3 人他幕閣重臣 25 人が、明治 16 年(1885 年)4 月 16 日には明治天皇がそれぞれ立ち寄られたことがありました。

### 市指定第 30 号 木彫彩色三十番神神像

三十番神は、日蓮宗において 1 カ月 30 日間、三十柱の神々が番代わりに日蓮宗の僧侶・寺院・信徒を守護するとされた神社でしたが、明治元年(1868 年)に神仏分離に基づく施策として三十番神信仰は禁止となり、多くの番神神像が失われました。下保谷村の村鎮守三十番神も廃止されて天神社となりましたが、その神像は密かに別当寺であった福泉寺に移され、今日まで保存されています。この三十番神神像は、江戸時代後期頃の作ですが、下保谷村における近世末期までの村鎮守信仰の伝統を物語る貴重な歴史遺産です。

### 市指定第 31 号 木彫彩色俱利伽羅不動明王像

江戸時代前期頃の造立。上保谷村鎮守尉殿権現社(現・尉殿神社)に祀られていた仏像の神体です。明治元年(1868 年)の神仏分離令によって、権現号と共にその信仰を禁止(廃仏)されましたが、氏子によって保存され、現在はかつての別当寺である寶見院に収蔵されています。上保谷村尉殿権現を分祀したと考えられる田無村鎮守尉殿権現(現・田無神社)の神体 2 体(現・總持寺蔵)を除いて、『新編武蔵風土記稿』にも同不動像を村の鎮守神として祀った例はなく、極めて珍しい文化財です。

### 市指定第 32 号 石製尾張藩鷹場標杭

江戸時代中期の享保 2 年(1717 年)以後、尾張藩徳川家の鷹場(鷹を使って狩猟をするための場所)が復活しました。鷹場を囲んで境界線に 83 本の石杭が立てられ、上保谷村には 9 本の御定杭がありました。幕末に鷹場は廃止され、多くの杭が廃棄されましたが、上保谷村では 5 本が残っています。このようにまとまって残っている例はほとんどなく、歴史遺産として貴重です。

### 市指定第 33 号 總持寺のケヤキ

本樹は田無地域における最大級の単幹樹木で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。天保 13 年(1842 年)から嘉永 3 年(1850 年)にかけて西光寺(現・總持寺)の本堂を再建した折に、その落慶を記念して境内に植えた樹木の内の 1 本であると言い伝えられています。

#### 市指定第 34 号 田無神社のイチョウ

本樹は単幹のイチョウとして田無地域で最大級の巨樹で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。田無神社は、明治元年(1868年)の神仏分離令までは「尉殿大権現」と称し、西光寺(現・總持寺)の管理下に置かれていました。天保13年(1842年)から嘉永3年(1850年)の西光寺の本堂再建の折に記念植樹が行われましたが、これと期を同じくして植えられたと言えられています。

#### 市指定第 35 号 水子地蔵菩薩立像

僧直道が悲願を立て廻国する途上、明和8年(1771年)に寶見院に建立したものです。水子を救済する地蔵菩薩の説話を元に、絵画風の構図を一石に彫刻した類例の少ない巧みな像容で、市内にこうした像容を持つ廻国僧の塔はこの1基だけで、貴重な存在です。

#### 市指定第 36 号 西浦地蔵尊

上保谷村西浦の念仏講中24人が享保4年(1719年)に建立したものです。田無宿から飯盛女が北へ向かって逃げ、このあたりで捕らえられて折檻されたり、首を縊ったりしたので供養のため建立したとの伝承があり、俗称「北向日地蔵」と呼ばれています。講中は現在まで継承されており、毎年7月24日に西浦の大山講と共に祀っています。集落の信仰の伝統を続けるものとして珍しい存在です。

#### 市指定第 37 号 六地藏菩薩立像

幕末の万延元年(1860年)に上保谷村の東禅寺の檀家信徒たちの念仏講(基段に「上保谷村念仏講中」とある)が建立したものです。六道輪廻に苦しむ衆生を救済する地蔵菩薩の本願に由来して、江戸時代に入ると六地藏の信仰が庶民に広まり、各地に六地藏石仏が建立されました。

#### 市指定第 38 号 榛名大権現石造物群

榛名権現社は上保谷村下柳沢集落の鎮守でしたが、明治39年(1906年)の神社合祀令により尉殿神社に大正4年(1915年)合祀されました。しかし、氏子の強い希望により昭和17年(1942年)埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引宮したのが現在の氷川神社です。そして昭和59年(1984年)に、榛名の神は相殿ながらようやく正式に故地に戻りました。その長い由緒を伝える文化財が榛名大権現石造物群〔合祀以前の榛名大権現笠付塔(一対)…文政2年(1819年)造立、浄水盤…文化4年(1807年)造立、榛名大権現礎石…文久2年(1862年)造立〕です。

#### 市指定第 39 号 石燈籠一対

江戸時代前期の天和2年(1682年)に、本殿両脇に建立された石燈籠です。この時代の古文書に乏しい保谷地域において、背面に彫られた「上保谷村惣氏子」の銘文は貴重な記録で、尉殿権現社(尉殿神社の前名)が古くから上保谷村の惣(総)鎮守であったことを示しています。

#### 市指定第 40 号 奉納絵馬群

宝暦2年(1752年)に粟嶋明神として勧請された阿波洲神社は、上保谷新田の鎮守でした。ここに残る21枚の絵馬は中・小型のものばかりですが、江戸時代から大正時代にかけての心願の種々相や当時の風俗・習俗を伝える貴重な資料です。

#### 市指定第 41 号 一文銭向い目絵馬二枚

寶樹院は薬師如来を本尊とし、病氣平癒を願う信徒の信仰を集めました。「一文銭向い目絵馬」は江戸時代に眼病平癒を願って奉納されたものですが、縁日などに心願を込めて奉納された多数の絵馬の内、現存する貴重な2枚であり、寶樹院の薬師信仰を伝える資料でもあります。「向い目絵馬」の多くは墨書されましたが、これら2枚は寛永通宝を並べて平仮名の「め」の字2つを向かい合わせる位置にして貼ってあります。

#### 市指定第 42 号 <sup>すかわらみちざねせきぞう</sup> 菅原道真石像

江戸時代、下保谷村の鎮守は三十番神でしたが、その中に北野大明神＝菅原道真が配列されていた由緒から、境内に菅原道真石像を御神体とする天神社が摂社として祀られました。しかし、明治元年(1868 年)の神仏分離に基づく施策により三十番神信仰は禁止になりました。そこで氏子たちは、前述の由緒から菅原道真石像を本殿に移し、社号を天神社に改めました。

#### 市指定第 43 号 <sup>かんのんじ ほうきょういんとう</sup> 観音寺の宝篋印塔

田無村並木九郎左衛門は、日本全国六十六カ国霊場に法華経を一部ずつ納経する六十六部日本廻国供養を成就し、寛保 3 年(1743 年)にその記念塔とも言うべき宝篋印塔を造立しました。この宝篋印塔は、陀羅尼信仰に基づき陀羅尼の全経文を梵字で上部基礎に刻んでいますが、他に例が少なく、信仰の厚さを物語る貴重なものです。

#### 市指定第 44 号 <sup>うまか いちおおえま</sup> 馬駈け市大絵馬

明治 17 年(1884 年)に観音堂に奉納されたこの絵馬は、村の祭りの日である「馬駈け市」を彷彿させる一等資料です。絵師は市を実見して描いたようで、如意輪寺の景観の中で行われた市の実際を極めてリアルに描写しています。

#### 市指定第 45 号 <sup>うじこじゅうほうのうだいもくとうに き</sup> 氏子中奉納題目塔二基

これら 2 基の題目塔は、村の大願を祈念して鎮守の神に日蓮宗の題目を奉唱した記念の塔で、当時の下保谷村鎮守三十番神に奉納され、神仏習合の信仰習俗を表しています。明治初めの神仏分離と廃仏毀釈にもかかわらず、そのまま神社境内に残されたもので、下保谷村が日蓮宗であったことを示す、貴重な文化財です。江戸時代後期の安永 2 年(1773 年)・9 年(1780 年)に建立されました。

#### 市指定第 46 号 <sup>ほうやばやし</sup> 保谷囃子

保谷地域に唯一現存する祭囃子です。伝承では明治時代に、保谷生まれの菊さんという者が祭囃子を下総の葛西で、面踊りを埼玉県北足立郡野火止の菅沢で土地の神楽師から習い、当村若衆の有志連に伝授したといわれています。現在は「保谷囃子保存会」によって伝承されています。

#### 市指定第 47 号 <sup>いわふねじぞうそん</sup> 岩船地藏尊

江戸時代中期の享保 4 年(1719 年)頃、濁世から浄土へ人々を送り渡すために地藏菩薩は丈夫な岩の船に乗って現れるという「岩船地藏」が、関東各地で流行しました。この岩船地藏も、上保谷村がその影響を受けて建立したと考えられ、当時流行った社会現象を記録する貴重な文化財です。享保 4 年建立、明治 17 年(1884)再建です。

#### 市指定第 48 号 <sup>はすみけもんじよ</sup> 蓮見家文書

旧下保谷村の名主であった蓮見家が所蔵する江戸時代前期寛永 16 年(1639 年)から昭和 20 年(1945 年)までの村政に関する文書他、同家の私的文書及び書籍から構成されており、近世から近代の下保谷地区と蓮見家の歴史を考察できる極めて有効な史料です。文書 1,379 点、書籍 215 点の計 1,594 点からなります。

#### 市指定第 49 号 <sup>ぼくまつ ようしきしょうじゅう</sup> 幕末の洋式小銃

万延元年(1860 年)に米国から江戸幕府に贈られた米国製の前装式施条銃(ライフル銃)をモデルに、幕府の鉄砲製作所で文久元年(1861 年)に製造を開始し、遅くとも元治元年(1864 年)～慶応元年(1865 年)までの間に生産された国産ライフル銃(ミニエ銃)です。国産品として工業技術史上も貴重な資料であり、幕末から明治元年(1868 年)に田無を含む近隣地域に所在した貴重な郷土資料でもあります。



天神社拝殿

かつては日蓮宗の三十番神を祀り「番神様」と呼ばれていました。明治元年（1868年）に出された神仏分離令等により祭神を三十番神の中の一柱である菅原道真に改めました。その後も下保谷の鎮守として崇められ、今に至っています。

拝殿は、礎石に刻まれた年号から、天保5年（1834年）の建築とみられます。入母屋造りで、四方上部の小壁には「鍔絵」と呼ばれる技法を用い、漆喰で龍や波が描かれています。江戸後期から明治期に流行した技法で、市内には他に例がなく、大変貴重なものです。

## 用語集

### あ行

**アーカイブ** ..... p.34  
特定の目的をもって文書、写真、音源などの記録を収集、保管すること。

**圧痕倶楽部（あっこんくらぶ）** ..... p.3  
土器がつくられた当時の環境などを研究するために、下野谷遺跡の土器に残る植物などの痕跡を探し、調査する圧痕分析を行っている市民・専門家・行政職員で構成された団体。

**暗きよ（あんきよ）** ..... p.9  
蓋（ふた）がされていたり、地下に埋没されていたりする河川や水路のこと。遊歩道などになっているところも多く、市内でも、田無用水（たなしようすい）として使われていた用水が、現在は「ふれあいの小道」・「やすらぎの小道」になっている。

**板碑（いたび）** ..... p.10  
死者の供養のために立てられた卒塔婆（そとば）の一種で、中世において盛んに立てられた。市内最古の「延慶（えんぎょう）の板碑（いたび）」は、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する貴重な資料である。

**ウェルビーイング** ..... p.2  
心身と社会的な健康を意味する。満足した生活を送ることができている状態、幸福な状態、充実した状態など多面的な幸せが持続している状態を示す。

### か行

**学制（がくせい）** ..... p.19  
1872年（明治5年）8月に発布され、日本の近代学校制度の基礎を定めた最初の規定。これにより全国に小学校が設置され、すべての子どもを就学させることとなった。国民がみな、義務教育を受ける思想が提示されている。

**賀陽玄雪（かやげんせつ）・玄順（げんじゅん）親子** ..... p.26  
賀陽玄雪（かやげんせつ）は備前岡山藩の医者であり、1823年（文政6年）に田無村を訪れ、医療活動を行い定住した。玄雪の死後、その子玄順によって医療活動は引き継がれた。この親子は文化的素養もあり、書を得意とし、市内外に残る碑文にその書が残る。

**官衙（かなが）** ..... p.10  
役所や官庁のこと。

**環状集落（かんじょうしゅうらく）** ..... p.10  
広場を竪穴住居が囲むように並ぶ形の集落のこと。下野谷遺跡に継続して集落がつくられた縄文時代に中期には一般的な形態で、下野谷遺跡東集落のように、広場には墓と考えられる土坑（土を掘り込んだ穴）群があり、周囲には竪穴住居とともに掘立柱建物がある場合も多い。下野谷遺跡の場合、同時期に併存していたかは確認できていないが、環状集落が東西に2つ隣接してつくられており、西側の集落が国史跡に指定されている。そのような集落の形態は双環状集落（そうかんじょうしゅうらく）と呼ばれ、地域の拠点となる集落と考えられている。

**管理・ガイダンス施設（かんり・がいだんすしせつ）** ..... p.49  
特定の文化財や文化財群の管理と見学者などへの情報提供を行う施設。

<b>関連文化財群（かんれんぶんかざいぐん）</b> .....	<b>p.6</b>
指定・未指定に関わらず歴史的、文化的、地域的関連性等のある文化財を周辺環境や関わる人も含めた一定のまとまりとして捉えた文化財群のこと。	
<b>原爆模擬爆弾（げんぱくもぎぱくだん）</b> .....	<b>p.28</b>
1945年（昭和20年）7月29日に、西武柳沢駅南にあるしじゅうから第2公園の東側に、強力な爆風を感じる爆弾1発が投下され、畑仕事をしていた女性ら3人が亡くなった。米軍資料及び関係者への調査により、原子爆弾の投下訓練のために全国約50か所で実施された作戦の一つであることが判明した。	
<b>講（こう）</b> .....	<b>p.11</b>
中世以降民衆の間で作られた地域の結社。集団参詣などを行うこともあった。	
<b>高札（こうさつ）</b> .....	<b>p.17</b>
一定期間、高札場（こうさつば）に掲げられ、村民に対して周知を図るもの。1711年（正徳元年）に江戸幕府により全国に掲示された。	
<b>庚申塔（こうしんとう）</b> .....	<b>p.17</b>
道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石塔のこと。庚申塚、庚申供養塔とも呼ばれる。関東地方では数多く建立されており、石の塔や仏像、文字などさまざま存在する。市内では、庚申塔4基と庚申像1体が市指定文化財となっている。	
<b>御門訴事件（ごもんそじけん）</b> .....	<b>p.13</b>
1869年（明治2年）11月に当時の品川県が備蓄米（社倉）の取り立てを強行し、それに田無周辺の村々が反対し、1870年（明治3年）1月に日本橋の県庁に集団で歎願に赴いた。しかし、農民50人が不当に逮捕、拷問・獄死された。市内にはその犠牲者の慰霊碑として招魂塔が建てられている。	
<b>さ行</b>	
<b>散華乙女の碑（さんげおとめのひ）</b> .....	<b>p.28</b>
1944年（昭和19年）12月3日の中島飛行機武蔵製作所への第2回空襲で、防空壕（ぼうくうごう）に逃げた女学生4名が亡くなった。その慰霊碑として、1978年（昭和53年）に武蔵野大学キャンパスに建てられた。	
<b>しーたとのーや</b> .....	<b>p.33</b>
下野谷遺跡のPRとイベントなどの活性化のための生まれた下野谷遺跡の公式キャラクター、縄文時代の男の子の「しーた」と女の子の「のーや」のこと。家族や仲間もいる。市民のアイデアから生まれた。	
<b>したのや縄文の里（したのやじょうものさと）</b> .....	<b>p.20</b>
令和5年に市民公募で、史跡下野谷遺跡整備地につけられた愛称。	
<b>漆喰（しっくい）</b> .....	<b>p.24</b>
水酸化カルシウム（消石灰）を主成分とした固化材で、瓦や石材の接着や目地の充填、壁や天井等の上塗りなどに使われる材料のこと。	
<b>市民調査員制度（しみんちょうさいんせいど）</b> .....	<b>p.49</b>
市民力を活用した文化財保護を目的とし、西東京市が2020年度（平成2年度）から行っている制度。	

<b>縄文の森の秋まつり（じょうものもりのあきまつり）</b> .....	<b>p.31</b>
下野谷遺跡の普及、活用を目的に、史跡指定に先立つ 2007 年（平成 19 年）から市民や地域の商店会、関連団体、大学生などと西東京市教育委員会が協働で毎年秋に継続して、下野谷遺跡で行っている体験型のおまつり。	
<b>人馬継ぎ立て（じんばつぎたて）</b> .....	<b>p.24</b>
江戸時代の輸送で、人や荷物が宿ごとに人馬を変えて隣の宿へと継ぎ、送られていたこと。青梅街道がひらかれ、人馬継立て（継場）の役割を田無村が担っていた。	
<b>雑木林（ぞうきばやし）</b> .....	<b>p.4</b>
クヌギやコナラ等の広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある。	
<b>惣代（そうだい）</b> .....	<b>p.12</b>
地域の代表者のこと。一定の地域の村々の名主（庄屋）の代表を意味する「惣代名主」などと使われる。	
<b>ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）</b> .....	<b>p.31</b>
人と人との交流を支援するサービス。Facebook、X（旧 Twitter）、LINE などのことを指す。	
<b>た行</b>	
<b>鷹場（たかば）</b> .....	<b>p.12</b>
鷹を使って狩猟をするための場所。市内には市指定文化財として、鷹場の境界線に立てられた石杭が5本残る。	
<b>田無宿（たなしじゆく）</b> .....	<b>p.11</b>
青梅街道で継馬をするためなどに作られた街道沿いの宿場。柳沢宿と呼ぶこともある。	
<b>地域博物館（ちいきはくぶつかん）</b> .....	<b>p.4</b>
収集、管理、研究、展示、活用といった博物館機能を有しながら、知識を教示し普及するだけでなく、地域課題を地域で生活する市民が主体的に発見し、解決するといった視点を持った博物館。そのため、地域資料が多くはなるが、課題の中には、生活の幅を広げ豊かにするといったものも含まれるため、地域を超えた文化遺産などに触れる場であることも必要であり、幅広く総合的な資料を扱う場合もある。市民の参加、体験が運営の主要な軸となることが特徴。	
<b>地下式壙（ちかしきこう）</b> .....	<b>p.11</b>
地下に掘られた穴で、中世には、死後一定期間遺体を安置する埋葬施設として使用されたものもある。市内では下柳沢遺跡から多数見つかっている。	
<b>地下水堆（ちかすいたい）</b> .....	<b>p.9</b>
地下水のうち、地下水面の盛り上がった部分。	
<b>宙水（ちゅうすい・ちゅうみず）</b> .....	<b>p.10</b>
地下水の上の地層に、地下水本体から離れて局部的に滞る地下水のこと。地表面に近い浅い位置にあり、井戸として利用されてきた。	
<b>継馬（つぎうま）</b> .....	<b>p.11</b>
江戸時代の輸送で、人馬を変えて荷物などを運ぶこと。	

**東京帝国大学農学部附属農場（現・東大生態調和農学機構）** ..... p.28

1935年（昭和10年）に本市に移転。長く東大農場の名称で市民に親しまれてきたが、2010年（平成22年）4月1日に東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構）に改組。

**デジタル化** ..... p.45

本計画では、紙や写真フィルムなどを媒体としたデータを電子データに置き換えることを指す。原本と合わせ保管し、公開、活用に役立てる。

**登録文化財制度（とうろくぶんかざいせいど）** ..... p.18

国は、届け出と助言を基礎として、指定文化財制度を補完する制度として1996年（平成8年）に有形文化財（建造物）に対して文化財登録制度を定めた。西東京市においては、文化財のリスト化と指定文化財よりも緩やかな保存を目的として制度設計を行っている。

は行

**旅籠（はたご）** ..... p.13

江戸時代に出現した食事を提供する宿泊施設のこと。街道の宿場ごとに多く存在した。

**バーチャルミュージアム** ..... p.2

パソコンやスマートフォンを用い、仮想空間に現実世界で鑑賞できる展示などを作り出したWeb博物館。

**榛名神社（はるなじんじゃ）の合祀（ごうし）反対運動** ..... p.26

上保谷村下柳沢集落の鎮守だった榛名権現社（はるなごんげんしゃ）は、1906年（明治39年）の神社合祀令により尉殿神社（じょうどのじんじゃ）に1915年（大正4年）に合祀された。しかし、氏子の強い希望により、1942年（昭和17年）に埼玉県さいたま市蓮見新田（はすみしんでん）の村社を引宮し、現在の氷川神社となった。そして、1984年（昭和59年）に榛名の神は、他の神と一緒に祀られることながらようやく正式に元の地に戻った。

**稗倉（ひえぐら）** ..... p.17

1838年（天保9年）、田無村の名主、下田半兵衛富永（しもだはんべえとみなが）が、飢饉（ききん）に備えて稗（ひえ、穀物の一種）を蓄える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てた。名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯蔵した。

**ふれあいの小道（こみち）・やすらぎの小道（こみち）** ..... p.22

青梅街道をはさんで通る南北の遊歩道。地下には暗渠となった田無用水が今も流れる。

**文化財保存活用区域（ぶんかざいほぞんかつようくいき）** ..... p.18

文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含めて文化財（文化財群）を核とした文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域。文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針の中で示された。

**文化財保存活用大綱・地域計画（ぶんかざいほぞんかつようたいこう・ちいきけいかく）** .p.3

文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種の取組を進めていく上での基盤となるもの。平成30年の文化財保護法の改正で都道府県は「大綱」を、市町村は「地域計画」を策定し、文化庁の認定を受けることが義務付けられた。

## ま行

### まちなか先生 ..... p.45

地域人材の学校教育への活用を目的として2021年度（平成33年度）から西東京市で行われている制度。

### まちなか文化財 ..... p.6

指定・未指定に関わらず、市内にある文化財すべてを指す。本計画により示された文化財の呼称。

### 民族学博物館（みんぞくがくはくぶつかん） ..... p.3

渋沢栄一の孫にあたる渋沢敬三が1939年（昭和14年）に保谷に建てた日本初の野外展示物をもつ博物館。建設場所の選定にあたっては、下保谷の大地主の家に生まれ、敬三が主宰するアチック同人会にも参加していた、高橋文太郎の申し出があった。博物館の収集品には、国内外の人々の生活の道具（民具）などが多くあり、見学者だけではなく、多くの民俗学、民族学の研究者が集い、保谷は「民族学・民俗学の聖地」と呼ばれていた。1962年に資料は国に寄贈され、現在は大阪にある国立民族学博物館が保管している。

### 武蔵野（むさしの） ..... p.4

現在では、南を多摩川、西を入間川、北を荒川、東を隅田川に囲まれた武蔵野台地とほぼ同じ意味で使われている。関東ローム層の起伏する台地が連なり、最上部は黒土の土壌となっている。平安時代にはススキ草原、江戸時代以降には雑木林などの景観で語られる。

### ムラびと制度（むらびとせいど） ..... p.45

下野谷遺跡の保護に主体的に関わる人を「したのやムラびと」に登録し、その個人または団体の活動をとりまとめ、下野谷遺跡を守り未来に伝えるための制度。

## や行

### 養老畑（ようろうばた）・養老田（ようろうでん） ..... p.22

作物の収穫物を村内の生活困窮者や老人、往来での行き倒れ人らを救済するために設けられた畑のこと。田無村の名主、下田半兵衛富宅（しもだはんべえとみいえ）が、1854年（安政元年）に自分の所有地1町歩（約1ヘクタール）を提供した。現・田無小学校に1854～1859年（安政年間）に建立された養老畑碑が残る。

### 横山道（よこやまみち） ..... p.10

市域の東西に走る古道。名前は、鎌倉時代に八王子にいた武士団横山党から来ているとも考えられている。旧市域ごとに道の名称が異なっており、旧田無市では「フラワーロード」と呼ばれていた。

### 屋敷林（やしきりん） ..... p.4

風やほこりよけのため、屋敷などのまわりに作られた林や森。植えられた植物は、民具や農具の材料にもなった。

## ら行

### 歴史文化基本構想（れきしぶんかきほんこうそう） ..... p.2

社会の変化に応じた文化財の保存・活用に関する新たな方策として2007年（平成19年）に国の文化審議会により提唱された。地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉え、その周辺環境までを含めて総合的に保存活用するための指針となるマスタープラン。

### 表紙写真

国史跡 下野谷遺跡	国史跡 玉川上水・国名勝 小金井(サクラ)	
保谷和太鼓	縄文の森の秋まつり	平和観音
ひばりが丘団地	田無ばやし	
都指定 田無神社本殿 (撮影:西濱 剛)	保谷のアイ	多摩六都科学館
	国登録 高橋橋家住宅	市指定 下田半兵衛富宅の木像

## 第2期西東京市文化財保存・活用計画

令和6年3月

編集 西東京市教育委員会教育部社会教育課

発行 西東京市教育委員会

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

042-464-1311(代表)



下野谷遺跡キャラクター  
したのやムラのしーた・のーや